

教育・保育等を提供する事業者による

児童対象性暴力等の防止等の取組を

横断的に促進するための指針

【略称：横断指針】



令和7年4月

こども家庭庁

目 次

第1章 横断指針の趣旨等	1
1. 背景	2
2. 目的	3
3. 添付資料	4
4. 性暴力、不適切な行為とは	6
5. 児童に対する性暴力の特性	9
(1) 被害児童の観点	9
(2) 加害者の観点	10
第2章 性暴力防止への対応の全体像	13
1. 性暴力防止への対応に当たっての考え方	14
(1) 性暴力は生じ得るとの意識・理解	14
(2) 未然防止・早期発見に向けた日頃からの取組	14
(3) 疑い段階から重く受け止めた対応	14
(4) チームによる対応	15
(5) 被害児童ファースト	15
2. 主な対応の流れの例（タイムライン）	16
第3章 未然防止	17
1. 服務規律等の整備・周知	18
2. 施設・事業所環境整備	21
3. 教育・啓発（対児童・保護者）	24
(1) 児童への教育・啓発	24
(2) 保護者への教育・啓発	27
4. 研修（対従事者）	28
第4章 早期発見	32
1. 児童の日常の観察・会話	33
2. 性暴力被害や不適切な行為を訴えやすい仕組み	35
(1) 相談体制の整備・周知	35
(2) 面談・アンケートの実施	38
3. 事業者内外の報告のルール化	41
第5章 相談・報告等を踏まえた対応を行うチーム・体制の形成	44
第6章 相談・報告等を踏まえた対応	47
1. 性暴力の疑いの発覚時の対応	48
2. 被害児童の保護者への連絡・説明	55

3. 被害児童等の安全確保.....	56
4. 事実確認等.....	58
(1) 事実確認の進め方（総論）.....	58
(2) 事実確認を行う体制.....	59
(3) 情報及び客観証拠の保全.....	62
(4) 聴き取り.....	63
(5) 事実の有無の評価.....	72
5. 方針決定.....	73
6. 関係者への対応・支援.....	74
(1) 被害児童とその保護者への支援.....	74
(2) 被害児童以外の児童等への対応.....	75
(3) 従事者への対応.....	77
(4) 不適切な行為を行った者への対応.....	78
(5) 性暴力を行った者への対応.....	78
(6) 性暴力や不適切な行為の事実の有無を評価することが難しい場合の対応.....	81
(参考) 既存のガイドライン等における通報等の記載.....	84
7. 再発防止策の検討・実行.....	85
8. 関係機関との連携.....	87

第1章

横断指針の趣旨等

1. 背景

児童に対する性暴力は被害を受けた児童の権利を著しく侵害し、当事者の心身に深刻かつ長期的な影響を及ぼし得る重大な加害行為である。

児童に対して教育・保育等を行う事業は

- ①被用者が児童を指導するなどし、支配的・優越的立場に立つこと **(支配性)**
 - ②被用者が児童に対して継続的に密接な人間関係を持つこと **(継続性)**
 - ③保護者の監視が届かない状況の下で預かり、教育・保育等をすること **(閉鎖性)**
- という特別な社会的接触の関係にある

といった性質を有することから、児童に対する性暴力の発生に特別の注意を払うことが求められる。

令和6年6月には「こども性暴力防止法」が成立し、児童に対して教育・保育等を提供する一定の事業者は、法律上、児童対象性暴力等を防止することが義務付けられることとなったが、同法の義務付け対象の事業者以外の現場も含め、児童に対する性暴力の防止や被害児童を適切な保護・支援につなげることが重要である。

現状では、教育・保育等の所管行政、団体等が、事業者向けに、児童への性暴力防止を念頭においた指針・ガイドライン等を作成しているケースがあるものの、どのような取組があるか等の情報が不足しており、業界横断的に整理されたものは存在しない。

このため、教育・保育等の所管行政、団体等により作成されている既存の指針・ガイドライン等の情報、有識者等へのヒアリング、有識者検討会における意見等を踏まえ、事業者や業界団体において、従事者から児童への性暴力防止策等の検討を行うに当たって、業界横断的に有用と考えられる内容を取りまとめることとした。

本横断指針は、こども性暴力防止法の義務付け対象事業者にとどまらず、児童等に対して教育・保育等を提供する幅広い事業者に活用いただくことを想定している。

また、本横断指針は、法律に基づくものではなく、本横断指針の策定により、事業者に対して新たに義務が課されるものではない。こども性暴力防止法に基づく義務の具体的な内容については、今後国において有識者検討会が設置され、下位法令・ガイドライン等の検討・作成が行われる見込みであり、これらを参照いただきたい。

2. 目的

本横断指針は、「教育・保育等を提供する場における従事者から児童に対する性暴力」を主たる対象¹とし、事業者によるその防止等の取組を業界横断的に促進することを目的とする。

具体的には、関係する業界や事業者において、本横断指針を参考にしつつ、各業界の特性を踏まえた上で、

- 児童への性暴力防止に向け、事業者、従事者その他の関係者による議論が行われること
- 児童への性暴力を防止する業界ごとのガイドラインや事業者ごとの服務規律等を定めた文書等の作成・改訂等が行われること
- 現場において自律的に児童への性暴力を防止する取組等が実践されていくこと

を目指すものである。

本横断指針を踏まえ、業界、現場等における取組を主導していく者は、教育・保育関連施設の設置者・事業の運営者や、性暴力防止等の担当者、関連業界団体の役員、担当者などを想定している。

他方、教育・保育等を提供する場以外の、児童を対象とする事業においても効果があると考えられる取組も含まれており、児童と関わる様々な事業においても、児童に対する性暴力防止のための参考となることが期待される。

児童に教育・保育等を提供する施設の設置者・事業の運営者は、従事者による児童への性暴力が、被害児童に生涯にわたって回復し難い心的外傷等を与える重大な人権問題であるとともに、適切に対応しないことが重大な経営リスク（被害者側からの使用者責任の追及、加害者側からの処分等に対する異議申立て等の法的リスクを含む）となることも認識し、未然防止・早期発見、性暴力の疑い発生時の適切な事実の有無の調査、児童の保護及び被害児童への支援を行うことが重要である。

その際は、当事者の人権に配慮しつつ事実確認等の対応を公正・中立に行うことが重要と考えられるため、事実確認等のプロセスや留意点などについても記載を盛り込んでいる。

本横断指針に記載されている取組について、各事業の事業形態を踏まえ、まずは効果的と考えられるものや実施可能なものから、取り組み始めることが重要と考えられる。また、児童にサービスを提供する外部委託先（例▶施設への送迎サービス等）にも、児童への性暴力防止への取組の実施を促すことが有効と考えられる。

❖ 児童に教育・保育等を提供する場として主に想定する事業者例

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校

認定こども園、保育所、ベビーシッター、放課後児童クラブ、児童館、居場所支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム

小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設

障害児通所支援事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援事業所、児童発達支援センター）、

障害児入所施設

学習塾、学習支援施設、家庭教師、スイミングスクール、スポーツ教室、ダンス教室、自然体験学習 等

※個人で行うベビーシッター、家庭教師等を紹介するサービス（マッチングサービス等）を提供する事業者を含む。

※上記はあくまで例示であり、教育・保育等を提供する場であるものの記載されていない事業者も多数存在する。

¹ 教育・保育等を提供する場においては、児童間で生じる性暴力への対応も生じ得ることから、「児童間の性暴力」が生じた場合の対応策については p89 において触れている。

なお、各業界において既存のガイドライン等がある場合には、引き続きそれらに基づく取組を進めることは重要であり、加えて、本横断指針を必要に応じて参考・活用する等の取扱いを想定している。

❖ 既存のガイドライン等の例

対象施設・事業	児童への性暴力防止等を含む法令・指針・ガイドライン・手引き等
学校 	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針 (令和4年3月18日文部科学大臣決定。令和5年7月13日改訂)
保育所等 	児童福祉法 保育所保育指針 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン 「子どもへの性暴力防止」の視点から考える保育の専門性
小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設	児童福祉法 被措置児童等虐待対応ガイドライン
障害福祉サービス事業所等	障害者虐待防止法 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き

3. 添付資料

現場において実践しやすいものとなるよう、本横断指針には、次のとおり参考資料編及び取組事例集を添付する。

- 参考資料編 ■ (行動規範・誓約書の文面例、相談体制・窓口に関する資料、相談窓口の周知広報資料、児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例、聴き取りの対応例、保護者対応資料、子どもの権利に関する資料)
- 取組事例集 ■ (事業者による取組事例)

❖ 用語の定義

- **施設・事業所**：教育・保育等を提供する施設・事業所
- **事業者**：施設・事業所を設置・運営する法人等
- **児童**：教育・保育等を提供する施設・事業所等に通うこども（18歳未満を想定）
- **従事者**：教育・保育等を提供する施設・事業所等で、児童と直接関わることが想定される、教育・保育等に携わる職員全般（パートタイム、アルバイト、ボランティア等を含む）。
- **トラウマ**：大きな精神的ショックや恐怖が原因でできる心の傷（心的外傷）のこと。性暴力は他の暴力と比べても、トラウマ（心的外傷）が生じるリスクが高い。
- **性的グルーミング（性的手なづけ）**：こどもに徐々に近づき、警戒心を解いて自分を信用させることで、性暴力を振るいややすくするための加害者の行動のこと（p11「【コラム】性的グルーミング（性的手なづけ）の概要」参照）。
- **性問題行動**：性暴力の被害者等が、被害による心の傷つきから、年齢不相応な性的行動を行ったり、性行為を頻繁に行うようになったり、性加害行為を行うようになったりすること。
- **記憶の汚染**：性暴力の被害児童等に、何度も話を聴いたり、誘導的な質問をしたりすることで、周りからの質問や事後に得た情報を自分の考え方や経験と思い込んだり、体験のない被害を実際に体験したと思い込んだりして、記憶が変わってしまうこと。記憶能力が発達段階にある幼少期等において生じやすい。
- **被措置児童等**：児童養護施設等に入所している児童や、里親等に委託されている児童のことで、具体的には次の児童を指す。
 - 乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設に入所している児童
 - 障害児入所施設や指定発達支援医療機関に入所している児童
 - 里親や小規模住居型児童養育事業者（ファミリーホーム）に委託されている児童
 - 一時保護が行われている児童（委託一時保護を含む）

4. 性暴力、不適切な行為とは

本横断指針では、「従事者から児童に対する性暴力」を主たる対象としている。

本横断指針において、「性暴力」とは、犯罪に該当するものだけでなく、犯罪に該当せずとも、「（被害児童である）本人の意に反した性的な言動」が行われることを含む²。「意に反する」とは、被害児童が「嫌だ」と伝えた場合だけではなく、行為の意味を理解していない、嫌だけれども断れない、逃げられない、応じざるを得ない、あるいは性的な手なづけによって誘導された場合を含む。

性暴力とは必ずしも、直接身体や性器に接触する行為であるとは限らない。わいせつな言動、性器の露出、ポルノや性行為を見せること、のぞき、盗撮等の非接触型の性暴力もある。性別を問わず性暴力の被害者となり得るものであり、加害者の性別は被害者の異性とは限らない。

本横断指針における「不適切な行為」とは、性暴力につながり得る行為である。事業者において、性暴力につながり得るような不適切な行為についても対応することで、性暴力の未然防止につながる（詳細は p18「服務規律等の整備・周知」、p78「不適切な行為を行った者への対応」を参照）。



※次ページ以降に、性暴力、性暴力につながり得るような不適切な行為の例を記載している。

²16歳未満の児童については、性的行為に関して有効に自由な意思決定をするための能力が十分に備わっているとは言えないため＊、仮に本人の同意がある場合であっても、性的行為が犯罪や性暴力となることに留意が必要である。

＊性的行為に関して有効に自由意思決定をするための能力としては、①行為の性的な意味を認識する能力だけでなく、②行為の相手方との関係において、行為が自己に及ぼす影響について自律的に考えて理解したり、その結果に基づいて相手方に対処したりする能力が必要であると考えられる。13歳未満の場合は、①の能力が備わっておらず、有効に自由な意思決定をする前提となる能力が一律に欠け、13歳以上16歳未満の場合は、①の能力が一律に欠けるわけではないものの、②の能力が十分でなく、相手方との関係が対等でなければ、有効に自由な意思決定ができる前提となる能力に欠けると考えられる。このため、13歳以上16歳未満の場合は、相手方との間に対等な関係がおよそあり得ず、有効に自由な適切な意思決定をする前提となる能力に欠ける場合に限って処罰する観点から、当該13歳以上16歳未満の者が生まれた日より5年以前の日に生まれた者が処罰対象とされている。

❖ 性暴力の例

犯罪に該当し得る

- 性交・性交に類似する行為をする、そうした性的行為の強要・教唆・帮助をする
 - 性交、口腔性交、肛門性交、膣や肛門に陰茎以外の身体の一部・物を挿入する
 - 口で性器や肛門に触れる/触れさせる等の性的暴行をする 等
- わいせつ行為をする、そうした性的行為の強要・教唆・帮助をする
 - 性的部位を触る、自身の性的部位を触らせる
 - キスをする、抱きつく
 - 下着の中に手を入れる 等
- 自身の性器を見せる
- わいせつ目的で会うことを要求する、わいせつ目的で会う
- 児童買春、児童買春に関わる行為をする（周旋、勧誘 等）
- 児童ポルノの所持、提供等をする
- 裸等の性的な画像や写真を送るよう強要する、その画像等をネットに配信する
- 性的な被写体として撮影する
- 着替え、トイレ、入浴等で、通常隠されている身体、下着を不必要にのぞき見たり、その場面を盗撮する
- 児童に裸等の性的な画像や写真を見せる、送り付ける
- 介助としては不必要であるにもかかわらず、介助と称して不適切な性的部位の接触を行う
- 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する
- 障がいのある児童に対して人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする

限犯罪に該当しないが性暴力には該当する

- 児童にわいせつなことを言ったり、わいせつな話をするようにお願いする（SNS、電子メールのやり取りも含む）
- 児童の前で執拗にわいせつな言葉を発する、または会話する
- 児童のプライベートゾーンに関する身体的特徴、第二次性徴（勃起、月経、発毛 等）についてからかう
- 性的なうわさ（プライベートゾーンに関わる身体的特徴や月経、初体験等の話）の流布

＜留意点＞

※上図の「犯罪に該当し得る」行為や「犯罪に該当するとは限らないが性暴力に該当し得る」行為は、発生した場所や加害者によって、「被措置児童等虐待」（児童福祉法）、「児童虐待」（児童虐待防止法）、「障害者虐待」（障害者虐待防止法）などに該当する可能性がある点に留意する。

※上記はあくまで例示であり、実際に個別の事案で犯罪が成立するか否かは、司法機関において判断されるものであり、上記分類は、p59以降に記載した、事業者の対応方針の例を示すために分類している。事業者の対応方針は、個々の事情に応じて判断されるものであるため、例示にとらわれることなく、個別の事案ごとに対応を検討することとなる。

※児童の性的なトラブル等について、従事者同士が必要な範囲内で、一定の情報管理のもと、情報共有等することは、「性的なうわさの流布」には当たらないと考えられる。

◆ 不適切な行為の例

性暴力につながり得るような不適切な行為

下記は事業者が求め業務上必要と認めた場合及び緊急事態を除く

- 児童へ不必要又は過度な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている等）
- 不必要に児童と密室で2人きりになろうとする（用務がないのに別室に呼び出す、寝かしつけの際に特定の児童とだけ添い寝をする 等）
- 児童と私的な連絡先（SNSアカウント、メールアドレス等）の交換、SNS等で個人的なやり取りをする
- 児童の容姿等を過度に褒める
- 私的に児童と学校・事業所外で会う
- 不必要に、児童を1対1になる状況で車に乗せる
- 保護者の承諾がないまま、保護者不在時に児童の自宅で二人きりになる
- 児童を自宅に招く
- 業務上求められる活動の目的以外で、私的に児童の写真や動画の撮影を行う
- 児童にマッサージをする
- 小学生以上の児童を膝に乗せる、肩車する、おんぶする 等
- 更衣や宿泊を伴う活動で、児童と従事者が2人きりで更衣室やお風呂等を利用する
- 更衣をする場所を設けずに、不特定多数の人の目がある中で児童に更衣をさせる
- おむつ交換時に、洋服の上から陰部を触ったりつかむように確認したり、おむつの中に手を入れて確認する等、誤解を受けるような仕方で交換する
- 排泄、入浴、着替え等において、児童が自らやりたい意思を示している中で、わざわざ介助に入る
- 視覚障害児の誘導時に必要以上に距離が近い

＜留意点＞

※児童への身体接触に関する考え方は、業種によって様々であることから、現場が過度に委縮することがないよう留意しつつ、各業種のガイドライン等で具体的に検討・議論し、適切な身体接触の内容について、共通認識を形成することが有効と考えられる。

※児童から身体接触を伴う行為を求めてきたとき、愛着に課題がある児童などの場合には、それを無下に断ることが適切ではない場面も想定されるが、例えば膝に乗ってきた場合には、「お膝の上じゃなくて、隣に座ろうね」と言いながら、隣に座らせて、必要に応じて手をつなぐなどして安心感を提供することや、愛着形成に必要なスキンシップの範囲について保護者や職員が共通理解を形成するなど、性暴力の疑いが起こらないようななかたちで、児童とのスキンシップを工夫することも考えられる。

※「不必要に、児童を1対1になる状況で車に乗せる」等、不適切な行為の例として挙げた行為のうちいくつかは、やむを得ない状況下においては許されることもある。ただし、その場合でも組織的に情報共有しながら行うなど、性暴力につながらないよう歯止めをかけるルールを定めて、運用することが求められる。

※不適切な行為は、「性暴力に該当しない行為」と捉えるのではなく、児童の人としての尊厳を踏みにじる行為になり得ることに留意することが重要である。

参考資料 「子どもへの性暴力防止」の視点から考える保育の専門性（令和6年、全国保育士会）

（<https://www.z-hoikushikai.com/about/siryobox/book/seibouryokuboushi.pdf>）

児童との接触等が業務上求められる保育所等においては、URLに掲載されているパンフレットにおいて、具体的な場面の例（例▶ 抱っこ、着替え、写真撮影）における、業務の必要性と、留意点等が説明されている。

5. 児童に対する性暴力の特性

(1) 被害児童の観点

①被害の深刻さ

- 性暴力は、個人の尊厳を著しく傷つける行為である。とりわけ、児童に対する性暴力は、当事者の心身に対する重大な加害行為であり、その影響は長期に及び得る。
- 児童への性暴力は、乳幼児から思春期まで、幅広い年代に渡り、性別にかかわらず起きている。
- 教育・保育等の場における従事者からの性暴力は、信頼している大人からの裏切り行為となり、こうした経験により、誰を信頼すれば良いか分からなくなる等、人間関係の構築等に深い傷を残す場合がある。
- 一般的に、性暴力を受けた児童は、自分の身に起きたことをどう捉えれば良いのか混乱し、恐怖する。被害によるショックは、身体症状や言動として現れたり（例▶ ボーっとする時間が増える、頭痛・腹痛、倦怠感、食べられない、不眠、赤ちゃん返り、被害のあった場所に行きたがらない等）、心理面に現れたり（例▶ 抑うつ、不安障害、フラッシュバック等）する。その結果、日常生活に支障をきたしたり、自己肯定感が低下したりすることがある。
- 性暴力を受けた児童は、その後の人生の過程で、過去をなかったことにできない悔しさ、汚れてしまったかのような自分に対する絶望感、自分に起きたことを誰にも話せずに秘密を抱える苦痛などに苦しむ状況がみられる。被害を受けた自分を責めてしまう児童も多い。
- なお、こうした症状は、専門家による適切なトラウマケアなどの支援を中長期的に行うことで、緩和が可能なケースが多いため、被害者に対する偏見をもたないように留意することが重要である。

②被害の発見のしづらさ

- 性暴力被害を思い出したくない、誰にも知られたくない、恐怖で口にすることができない等の心理から、性暴力を受けた児童にとって、被害を相談、開示することは非常に困難なケースが多い。
被害を訴えることで現在の生活が一変したり、世間の好奇の目にさらされたりすることが懸念される。
- 勇気を出して周囲に相談しても、真剣に取り合ってもらえないかたり、むしろ被害児童の方が非難されたりするおそれがある環境の場合、更に被害が潜在化・長期化しやすい。
- 発達段階等により、受けた行為が性暴力かどうかを判断する能力を十分に身に付けていない児童においては、性暴力被害を認識できない、性暴力被害かどうか判断がつかないため、更に被害が潜在化・長期化しやすい。
- 被害児童が男児の場合、「男の自分が被害を受けるわけがない」との思い込みや、被害を受けた自分に対する羞恥や自責から、被害を誰にも言えないことがある。
- 障害のある児童の場合、その障害の程度によっては、児童本人が被害を明確に認識したり、被害を周囲に伝えたりすることが難しい場合があることや、自らを介助・支援する支援者が加害者の場合、支援者との関係性が崩れると生活に支障をきたす懸念があること等から、被害が潜在化・長期化しやすい。
- 被害児童が、家庭内不和や虐待により、帰る場所や逃げ場所がない場合、慕っている従事者との関係を壊したくないと考えて事実を隠そうとすると、その発見はとりわけ困難である。
虐待など圧倒的な力の支配の下で、あるいは基本的な要求に応えてもらうことができない状況で育っている児童は、自分への否定的イメージや強い無力感、助けを求めて得られないという不信感、絶望感を抱えているため、被害を受けても不当だとは考えることができなかったり、訴えることにより事態が改善されるといった肯定的イメージが持てなかったりする。むしろ加害者からの報復や庇護を失う恐怖の方が強い場合が多い。
- このような状況から、性暴力被害について、誰にも言うことができず、被害から数年、数十年も経過してから、よう

やく辛く苦しい体験を語ることができた人が少なくない。

③被害の相談・開示までのプロセス

- 被害児童が、被害による混乱や葛藤を経て、第三者に被害を相談・開示するに至るまでには、相応の時間を要することが多い。
- 相談・開示の対象としては、保護者や友人、教育・保育等の場における従事者が挙げられる。
- 被害児童は、誰が自らの相談・開示を、批判をせずに受け止めてくれるかについて、日常の会話の中で探るような場合がある。
- 被害の一部分を話してみて、相手が真摯に聴いてくれるか反応を探り、見定めながら、不安が高まれば、それ以上話すのをやめたり、嘘や冗談だったことにしたりして自分を守る等の行動をとることがある。このような行動を重ねながら、話しても大丈夫であると安心感が出てきた時点で、少しずつ、被害の全容を話すことが可能になる。

(2) 加害者の観点

①個人に起因する要因

- 抵抗が少ないなどの理由で加害に及んだ後、弱者に対する支配欲や征服感を背景に、加害行為が繰り返され、次第にエスカレートしていく傾向にある。
 - 加害者には「思考の誤り」「認知のゆがみ」と呼ばれる一方的な思い込み（例▶「少し触っただけで大したことはない」「実は児童も喜んでいる・嫌がっていないかった」「児童が好意を寄せてきており、それに応えただけ」「いずれ経験することだから問題ない、早めに教えてあげている」）や、人権意識の低さなどがみられる。
 - 加害者の性的対象が成人女性・男性であっても、児童を対象に性暴力を行うことがあり、幅広い年齢層を性的対象と捉える人が一定の割合存在すると言われている。
 - 児童を手なずけ、信頼関係を醸成し、児童の心情や行動を操作し、児童の抵抗感を抑えながら、性暴力に及ぶ行動もみられる（p11「【コラム】性的グルーミング（性的手なずけ）の概要」参照）。
 - 児童からの私的な相談に親身にのっている中で、依存関係が生まれたり、児童に疑似恋愛と思いこませるように操作したりして、加害に転じる例もみられる。
 - 愛情が少ない家庭で育った児童に対し、支援を行う立場にいることで、「自分がこの子を救ってあげられる」等の救済心理から、加害に転じる例もみられる。
 - 勤務時間外に無償で児童に相談にのったり、自らのポケットマネーで児童に物を買い与えたりするなど、熱心に児童への支援に携わる中で、公私の区別が不明確になり、ストレスなどを口実にしつつ、「これだけ自分が尽くしているのだから、相手に見返り（≒性的関係）を求めてても良いはずだ」という思考の誤りに至る例もみられる。
 - 過去に被害にあった者が、加害に及ぶ例もみられる。
- ※ただし、加害者側にいかなる状況・理由があっても、加害を正当化する理由にはならない。

②環境に起因する要因

- 教育・保育等の場では、性暴力が生じやすい環境や状況（「支配性」「継続性」「閉鎖性」がある環境や状況）に直面しやすい。
- 教育・保育等の場の従事者は、しばしば、児童から一定の信頼を寄せられる立場にある。また、従事者は児童に対し権力を持ちやすい立場にある（例▶養護・指導する従事者と、養護・指導を受ける児童との関係性）。多くの場合、従事者から児童に対する性暴力は、この信頼と権力を濫用して行われる。
- 加害者は、多忙な中で真面目に取り組む一方、同僚等を頼れずに孤独を抱えたり孤立したりしている場合や、

周囲から信頼されていて、問題提起がなされにくい立場（例▶業務・活動等の運営・指導を一任され、大きな裁量を持つ等）にいる場合もみられる。

- 過度なストレス（例▶長時間労働、人間関係等）やアルコールなど、加害につながる引き金がある場合もみられる。

コラム

性的グルーミング（性的手なづけ）の概要

- 性的グルーミングとは、被害者の警戒心を解き、自分を信用させることで、性暴力を振るいやすくするための加害者の行動である。被害者の心情や行動を操作することで、被害者の抵抗を抑えるだけでなく、被害者に自責感を抱かせる。「グルーミング」という用語は、動物の毛づくろいを意味する英語「groom」に由来している。
 - 加害者は、児童に優しく声をかける、悩み等の相談にのって共感する様子を示す、容姿や性格等をほめる、時には叱る等、いかにも親身な態度で接して安心を感じさせる。また、飲食をご馳走する、プレゼントをする等のさまざまな方法を用いる。
 - 人間の心理メカニズムの1つとして、「返報性の法則」という、他人から何らかの恩恵を受けたら、自分からも何かを返さなければならないと感じる傾向があり、性的グルーミングにおいても、児童は同様の心理になる。
 - 2人きりの状況を何度もつくりだしたり、身体接触の程度を段階的に引き上げたりする（例▶頭や腕に触る、ゲームとして触れさせる）ことで、「まさか危ないことはされないだろう」「このくらいの行為であればまだ大丈夫」などの正常性バイアス（異常を正常の範囲内のことと捉えて、心を平静に保とうとする心理メカニズム）が被害側に働き、加害行為から逃げづらくさせことがある。
 - このように、児童の信用を得た上で、性的な話題や行為への抵抗感をなくさせ、加害後には「2人だけの秘密」などと口止めすることで、罪悪感や羞恥心を利用したり、大人と特別な秘密を持つことの高揚感をあおったりすることで、発覚しないよう仕向けるといった手口を取る。
 - 児童の承認欲求や愛着、誰もが持つ心理メカニズムにつけこんで、徐々に性的な話題や行為にもち込むという点で、児童の純粋さや無邪気さを悪用する行為である。
 - 性的グルーミングは、親身に話を聞いてくれたり、褒めてくれたりするという、通常の人がとる行動と似ているため、第三者や児童にとっては、加害の意図があるか否かの見極めが難しい。
 - また、被害を受けた児童は、信頼をしていた大人からの性的な行為に、何かおかしい、怖いと感じながらも、
 - ・ 加害者の行動の意味が分からず混乱する
 - ・ 加害者の「ちょっと触っただけ」等の言い訳に、性暴力を些細ないたずら行動と過小評価する
 - ・ 恋愛行動と勘違いする
 - ・ 「信頼する人が良いことだと言っているなら、疑うなんて悪い」と思い込まれる 等の心情になることがある。
 - 先行研究では、家庭等で悩んでいることがあったり、精神的に不安定になっていたりするなど、弱みを抱えている人がターゲットになりやすいことが明らかになっている。
- 被害児童の中には、低い自己肯定感を上げてくれたり、家庭等で悩んでいることを心地よく傾聴してくれたりする加害者が、精神的な支えになっているケースもあり、加害行為を嫌だと思っていても、大ごとにして加害者との関係を崩したくないという心理に至ることがある。
- また、被害児童の中には、加害行為を加害行為であると理解せず、むしろ加害者に好意を抱き、性的行為を積極的に受け入れる場合があり、その場合、被害児童が16歳以上であっても、その未熟さに付け込まれている可能性が高いため、保護の対象と考えることが重要である。

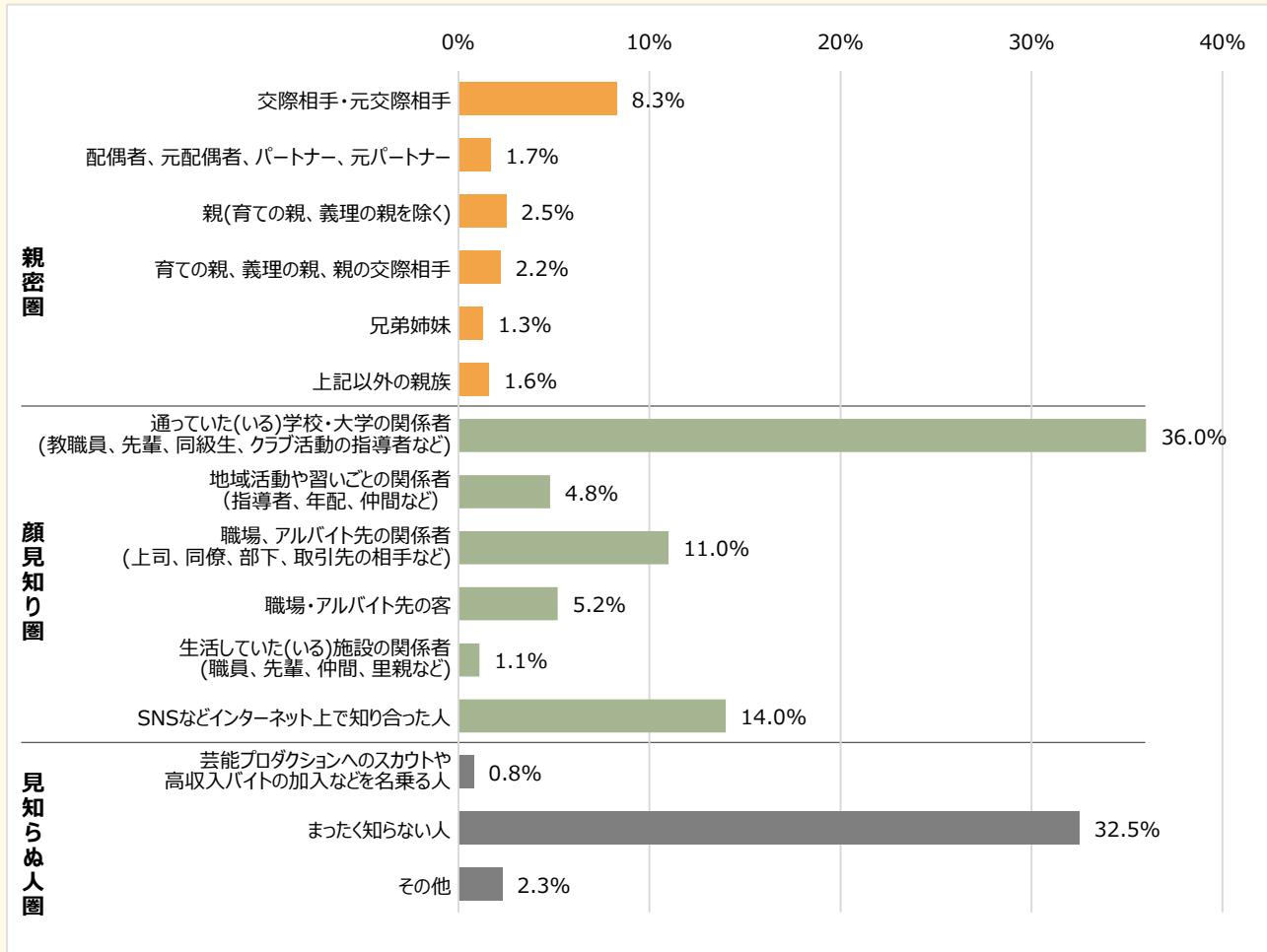
コラム

若年層が被害者となった性暴力の加害者像

内閣府による若年層（16～24歳）を対象とした性暴力被害の実態に関する調査結果（令和3年度）から、若年層に対する性暴力の加害者像について紹介する。こうした調査データを用いて、性暴力の実態を、児童への教育・啓発や、従事者への研修で取り上げることは、性暴力のリスクを適切に理解する上で有効と考えられる。

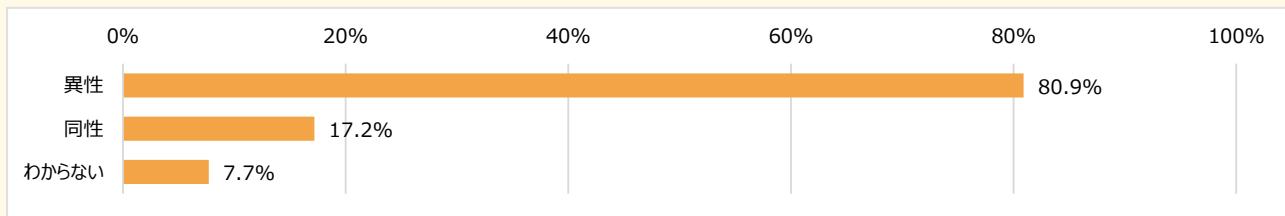
- 被害者と加害者の関係は、次のとおり、全く知らない人よりも、身近な人からの加害が多いことが分かる。

加害者との関係（複数回答）（n=2,040）



- 加害者の性別は、異性が多いが、同性からの被害もあることが分かる。

加害者との関係（複数回答）（n=2,040）



（出典：「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果 報告書」

（令和4年3月 内閣府委託調査））

第2章

性暴力防止への対応の全体像

1. 性暴力防止への対応に当たっての考え方

性暴力は、個人の尊厳を著しく傷つける行為である。とりわけ、児童に対する性暴力は、当事者の心身に対する重大な加害行為かつ極めて悪質な人権侵害であり、その影響が長期に及び得るものであって、断じて許すことはできない。

このような認識を前提として、教育・保育等を提供する場における児童への性暴力防止に向けては、次のような考え方に基づいて、対応に当たることが有効と考えられる。

(1) 性暴力は生じ得るとの意識・理解

- 児童への教育・保育等に携わる人々の多くは、熱意をもって取り組んでおり、児童への性暴力など想像もつかない人が多い。このため、これまでの多くのケースで、現場の従事者の中に、「まさかそんなことが起こるはずがない」「まさか信頼の厚いあの人人がやるはずがない」という意識が強い傾向がみられ、それが結果的に発見を遅らしてしまうことにつながっている（例▶ 被害児童や、リスクを感じた従事者が、「言っても信用してもらえない」と感じてしまうこと）。
- このため、教育・保育等に携わる全ての者が、児童への性暴力は生じ得るとの意識をもつことが、性暴力のリスクを早期発見につなげる上で重要である。
- なお、これは従事者間で疑いを持つことを意味しているのではなく、性暴力のリスクを把握する上で前提となる意識を意味している。

(2) 未然防止・早期発見に向けた日頃からの取組

- 児童への性暴力を防止し、また万が一発生してしまった場合に速やかな児童の保護等につなげるためには、未然防止・早期発見に係る日頃からの取組が重要と考えられる。
- 未然防止の観点では、児童への性暴力防止に向けたルールや取組を規定・周知すること、施設・事業所の環境整備等により他の児童や従事者等の目が行き届きにくい環境を可能な限り減らしていくこと、可能な場合には複数の従事者で児童に対応すること、従事者等が加害者・傍観者にならないような研修等を進め、性暴力への誤った思い込み・先入観を持つことがないようにすることが重要と考えられる。
- 早期発見の観点では、特に、児童への性暴力は、被害であると認識できなかつたり、二次被害等を恐れて相談しづらかったりすることから、児童から自然に声が上がることを前提とするのではなく、事業者及び従事者が、日頃から、児童の心身の状況や言動に目を配り、気になる点、変わった点がないか把握に努めることや、被害を訴えやすい環境を整備・周知すること、児童が性暴力被害を認識できるような教育・啓発を行うことが重要と考えられる。
- これまでの性暴力事案の中には、「信頼の厚い職員からの被害を受けたと言っても信用してもらえない」「同僚の言動に違和感を感じていたが、特に問題提起しなかった」という話が多くみられる。このため、早期発見につなげるには、「より良い教育・保育環境の充実」の観点から、上司部下・同僚等の従事者間及び従事者と児童との間で、嫌なことや気になることを何でも話し合い、それを改善できる環境・雰囲気をつくり、共有することが重要と考えられる。これは性暴力に限らず、あらゆる問題の未然防止・早期発見につながる取組と言える。

(3) 疑い段階から重く受け止めた対応

- 事実関係が確定してから対応を開始するのではなく、性暴力の疑いの段階から重く受け止め、速やかに事実の有無の調査、児童の保護などの対応を開始することが重要である。

- 被害児童やその保護者、その他の児童や従事者からの相談等により、性暴力の疑いが生じた場合に、組織防衛心理から、それを放置又は隠蔽しようとしたりすることは、あってはならない。

(4) チームによる対応

- 1人で抱え込まず、迅速かつ慎重に報告・連絡・相談することを徹底し、組織的に対応することが重要である。
- 児童への性暴力が発生すると、教育・保育等の現場にいる従事者は、大きな衝撃を受ける。現場の負担を軽減し、適切な対応を行っていく上で、外部の機関や専門家等のサポートを得ていくことは有効と考えられる。

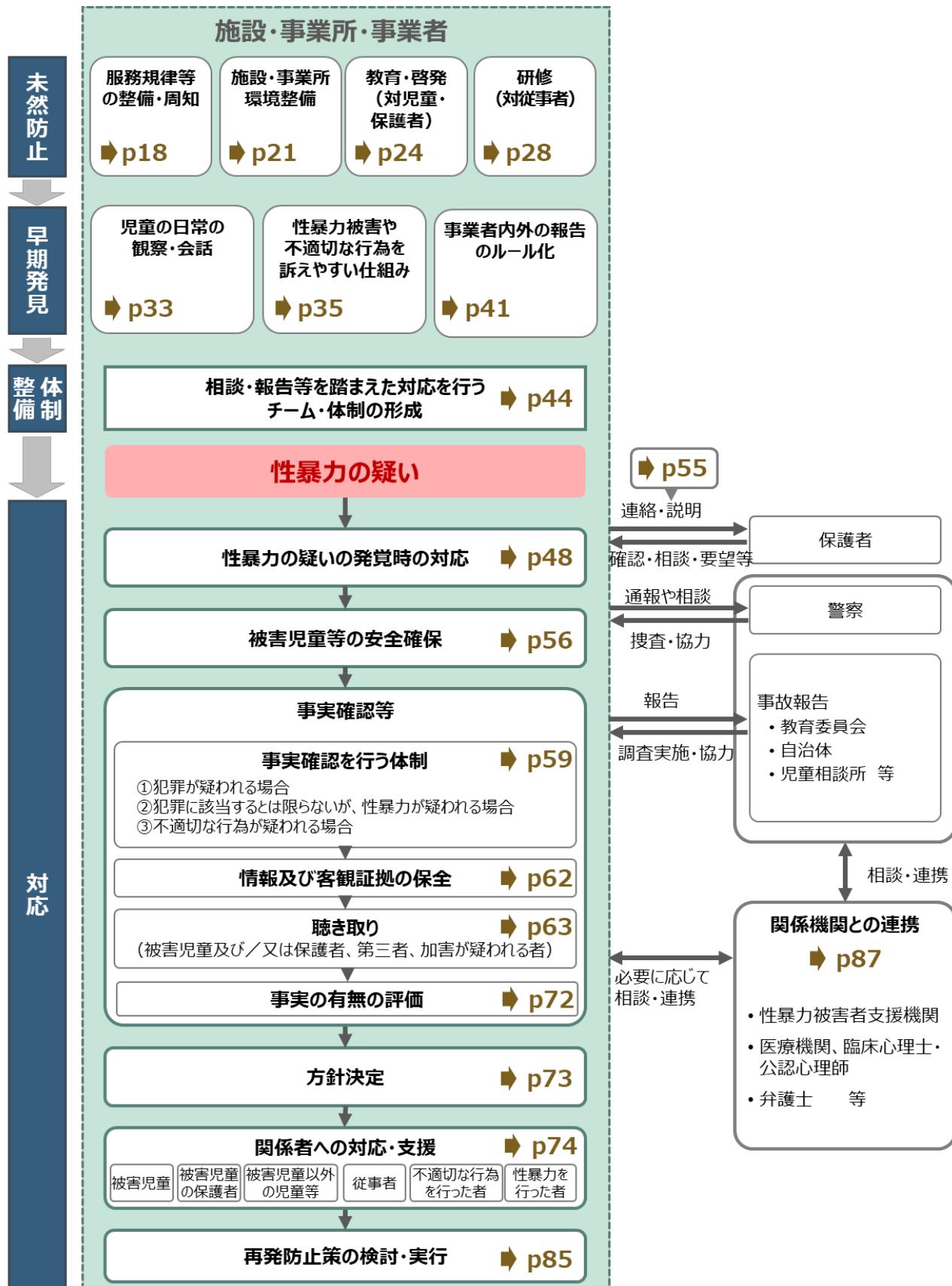
※個人塾等の少人数で教育・保育等を提供する事業の場合は、児童への性暴力防止等の取組を推進する業界団体等との連携も有効と考えられる。

(5) 被害児童ファースト

- 性暴力の疑いが生じた場合には、被害児童の安全の確保を最優先にすることが重要である。
- 被害児童の気持ちを尊重し、本人の意思を十分に考慮しながら対応を進めることが重要である。
- 他方、被害児童が被害を認識できていない場合、加害者に精神的に支配されている場合（例▶ 性的グルーミング）等においては、被害児童が警察への通報・相談等を明示的に望んでいない場合であっても、被害児童の安全を守る観点から、犯罪の疑いがあれば、直ちに警察への通報・相談を行うなど、被害児童の希望とは異なる対応になり得ることを、丁寧に説明し、理解を得ていくことも重要である。
- 被害児童に対する二次被害（例▶ 被害児童を責める言動、被害児童に関するうわさの発生）を防ぐことが重要である。
- 保護者とも、被害児童ファーストの方針を共有し、解決に向けて連携することが重要である。

2. 主な対応の流れの例（タイムライン）

施設・事業所等において、児童への性暴力を防止し、被害の疑いが生じた場合に対応する際の大まかな流れや全体像を、次のとおり参考例としてタイムラインで示す。各取組の具体的な内容や留意点は、各項目の中で示している。



第3章

未然防止

教育・保育等を提供する場において、従事者による児童への性暴力を未然に防止するためには、事業者として児童への性暴力を決して許さないという姿勢を、内外に明確に示すことが有効と考えられる。

具体的には、全ての従事者（パートタイム、アルバイト、ボランティア等を含む）に、児童への性暴力につながり得る不適切な行為をさせないこと、また、そのような行為につながりやすい環境や組織体制等に潜むリスクを取り除くことが有効と考えられる。

1. 服務規律等の整備・周知

- 第1章の「4. 性暴力、不適切な行為とは」の記載を参考にしつつ、就業規則、服務規程、業務マニュアル、事業者の行動指針等その他の職場における服務規律等を記載した文書において、関連する法制度や各事業者における児童への性暴力防止のためのルールや取組を記載・周知し、全ての従事者の共通理解とすることが有効と考えられる（周知方法の例▶ 研修における周知、メール等による定期的周知、掲示）。また、これらのルールについて、児童や保護者等にも周知し、共通認識とすることも有効と考えられる（例▶「この施設では、職員は、外で児童と二人だけで会ってはいけないことになっています」等と伝える）。
- これらのルールは、日々の教育・保育活動の中で生じた気づき（ヒヤリハットなど）を踏まえ、更新・追加していくことも有効と考えられる。
- 採用決定通知前にこうしたルール等について書面等で交付し、理解してもらった上で、誓約書を提出してもらうことも有効と考えられる。
- 服務規律等を記載した文書では、性暴力や不適切な行為を行った者については厳正に対処すること等についても記載し、周知することが有効と考えられる（参考資料編 ■ に「1.行動規範・誓約書の文面例」を掲載）。
- これらのルールは、言われなき批判や疑いから従事者を守ることにもつながると考えられる。
- 服務規律等を記載した文書における児童への性暴力防止に向けたルールとしては、次のような事例がある。

◆ 服務規律等を記載した文書に定める事項の例

分類	事例概要
スマートフォン・SNSの使用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 私用のスマートフォン等の写真・動画撮影が可能な電子機器を、児童がいる場所で使用しない。 ➢ 児童と私的な連絡先（SNSアカウントを含む）を交換し、やりとりしない。 ➢ 私的な連絡先でのやりとりが業務上必要な場合も、1対1でやりとりせず、複数人で把握できる状況とする。 ➢ スマートフォン等に、シャッター音がしないカメラアプリをインストールしない。 ➢ 個人のSNS等には、業務上撮影した児童の写真を掲載しない。
児童とのコミュニケーション方法等 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 職場・事業所の外で私的に児童と会う約束をしない。 ➢ 原則として、密室内で児童と1対1の状態にならない。 <p>※業務の性質上、児童と密室で1対1で面談することが想定される場合は、例えばそのような場面を予め定めて、上司等と共有すること、可能な限り扉を閉めないこと、窓のある部屋で行うこと、密室で1対1対応となることを管理職や同僚にグループチャット等で隨時共有できる仕組みにすることなども有効と考えられる。</p>

分類	事例概要
身体接触等 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童の身体に接触をしない。【業務上、接触が不必要的事業の場合】 ➤ 児童に対して、業務上不必要的接触を行わない。【業務上、接触の必要がある事業の場合※】 (不必要的接触の例▶ 胸、脇、腰、でん部、大腿部等を触る、抱きしめる、頬ずりする、膝に乗せる、おんぶする、マッサージする等。業務の特性に合わせて具体例を定める。) ※愛着形成において重要な役割を担う保育園等においては、児童からスキンシップを求めてきたら可能な限り応じることが重要であり、適切な身体接触は業務上必要なものと言えると考えられる。 また、スポーツ教室等では、ハイタッチなど、業務上必要とは言い切れないものの、性暴力の防止の観点から問題とならないような身体接触も想定される。 各業種に応じて、様々なケースがあるため、現場が過度に委縮することがないよう留意しつつ、各業種のガイドライン等で具体的に検討し、適切な身体接触の内容について、共通認識を形成することが有効と考えられる。 ➤ 周囲に人がいたとしても、児童の下半身がテーブル等で見えない状態で抱っこしない（周囲に人がいるにもかかわらず、テーブルの下で下半身が見えなくなるよう抱っこしながら、性加害をしていた事例がある）。
移動 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 不必要に、児童を 1 対 1 になる状況で車に乗せない。 ➤ 従事者による児童の送迎を行う場合には、予め又は事後的に、どの児童の送迎をいつ行ったか、管理職等へ報告させるルールを設ける。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ➤ キャンプ等宿泊を伴う行事等は、引率者を複数人とする。 ➤ たとえ児童から求められた場合であっても、事業所外で私的に児童と会う、SNS や連絡先を交換する、性的・肉体的な関係を持つといった行為をしない。

※いずれも、教育・保育等を提供する上で必要な場合、事業者等が予め服務規律等で認めている場合、緊急時のやむを得ない場合等を除く。

※共に協力して教育・保育等を提供する者（従事者等の派遣元、送迎サービスの外注先等）にも、服務規律等を周知・連携することが考えられる。

◆未就学児への対応における取組の例◆

- 身体的な接触を伴う保育（例▶ 着替え、トイレ、シャワー）が必要な場面においては、パーテーション等で児童のプライベートゾーンが外から見えないよう環境を整備した上で、複数名で対応するとともに、密室状態にならないよう配慮することが有効と考えられる。その際、児童の性別を踏まえた対応が有効と考えられる（性的指向の対象が同性・両性の場合があることに留意する。同性だから安全ということではない）。
また、「これからお尻を洗うよ」等の声掛けをして、相手に境界線を越えることを伝えることが重要と考えられる。
- 未就学児に対して 1 対 1 での個別対応を必要とする場合には、部屋の隅やドアを開けた個室などで対応し、密室では行わないようにしている事例がある。
- 性暴力の疑いから男性保育士を守る観点で、おむつ交換などプライベートゾーンの接触等が伴う保育は、男性保育士が行わないようにしている事例がある。

◆障害のある児童への対応における取組の例◆

- 身体的な接觸を伴う介助（例▶ 着替え、トイレ、入浴）が必要な場面においては、パーテーション等で児童のプライベートゾーンが外から見えないよう環境を整備した上で、複数名で対応するとともに、密室状態にならないよう配慮することが有効と考えられる。その際、児童の性別を踏まえた対応が有効と考えられる（同性による介助。なお、性的嗜好の対象が同性・両性の場合があることにも留意する。同性だから安全ということではない）（再掲）。

また、「これからお尻を洗うよ」等の声掛けをして、相手に境界線を越えることを伝えることが重要と考えられる。なお、身体観察（皮膚トラブル等）や医療的ケア（導尿や浣腸、皮下注射等）等、プライベートゾーンに関わる処置を行う必要がある児童の場合、児童のプライバシー保護の観点から、個室又はパーテーションを立てて対応を行うと、加害がされていたとしても他者が気づきにくくなるという課題がある。

一方で、児童のプライバシー上 1 対 1 でのケアが求められる場合や、複数名での対応が体制上必ずしも担保できない場合があるため、プライバシー保護と性暴力防止の両者のバランスを考慮して、対応を考えていくことが有効と考えられる。
- 障害のある児童については、1 対 1 でのケアが必要な場面、個人の連絡先を交換する必要がある場面（例▶ 道に迷う、電車の運行停止により対処が難しい等のケースに備える）等があり得る。その場合にも、密室で 1 対 1 にならないようにする、担当従事者を定期的にローテーションして複数の従事者と児童との間に関係性を構築する、担当従事者と児童間の連絡は、グループチャット等を活用して保護者や他の従事者が見られるようにする（緊急時以外の 1 対 1 での連絡は原則禁止とする）等の工夫が考えられる。
- 身体障害がある児童については、支援に当たって児童の日常生活動作の自立を促しつつ、児童が自分でできることと支援者が介助することについて、児童本人と支援者が共通認識を持った上で、境界線を決めることが有効と考えられる。

◆身体接觸を伴うスポーツ教室等における取組の例◆

- 指導の際に、身体接觸をする必要がある場合は、その都度、必要性を説明するなどして、口頭で同意を取っている事例がある。
- トレーナーは、マッサージ、テーピング、ストレッチ補助等、密室での身体接觸が生じやすいが、1 対 1 で密室で行わない（例▶ 他者がいる場で行う）、マッサージなど児童にとって必要性が必ずしも定かではない身体接觸については事前に必要性を説明し、同意をとつてから行う等の取組が考えられる。

◆個人が 1 人のみで児童に教育・保育等を提供する事業（個人塾、家庭教師、ベビーシッター等）における取組例◆

- 上表の「服務規律等を記載した文書に定める事項の例」に記載されている事項等（例▶ 児童と私的な連絡先（SNS アカウントを含む）を交換し、やりとりしない等）を、保護者との契約書に記載すること等が考えられる。

2. 施設・事業所環境整備

被害を未然に防止する観点から、他の児童や従事者等の目が行き届きにくい環境を、可能な限り減らしていくことや、「性暴力を許さない」等の意識を啓発するような環境整備が重要である。

◆過去に児童への性暴力が発生した場所（目が行き届きにくい、死角となりやすい場所）の例

- **学校**：放課後の教室、空き教室、更衣室、トイレ、体育館倉庫、放送室 等
- **保育所等**：保育室（昼寝や着替え時）、空き部屋、トイレ、押し入れ 等
- **習い事**：教室、更衣室、トイレ、合宿所、（遠征時等の）宿泊施設 等
- **児童福祉施設**：空き部屋、建物の裏、送迎車、居室、リビング、風呂場 等

※特に児童や従事者が少なくなる時間帯や、児童と1対1になる状況で、性暴力が発生しやすくなる。

そのために、①ハード面として、物理的環境の見直しによる密室状態の回避（死角を把握して可能な限りなくす、監視システム等を活用する等）、性暴力や不適切な行為を抑止する掲示や、②ソフト面として、巡回の実施、複数の従事者での児童への対応等の予防的取組が有効と考えられる。

目が行き届きにくい、死角となりやすい場所をなくしていくためには、事業者や従事者が、死角や密室等のリスクエリアや、児童や従事者が少なくなる時間帯を常に認識し、ソフト面（例▶巡回する時間帯や場所）を含め、継続して改善を図っていくことが有効と考えられる。外部の視点を入れながら、リスクエリアを記録し、定期的な点検と改善につなげる事例（取組事例集 ■：菊池市教育委員会「多様な地域関係者とともに校内の死角を点検・改善」参照）がある。

施設・事業所環境整備への取組について、次のような事例がある。

◆施設・事業所環境整備として行われている取組の例

分類	取組事例の概要
死角をなくす 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全ての教室・部屋等は、内側からは施錠できないようにする。 ➢ 普段使われていない教室・部屋等については、施錠を必ず行い、鍵の一元管理を行う。 ➢ 複数の従事者で施設・事業所内を巡回し、死角の有無（例▶教室・部屋の窓を隠す掲示物、廊下から確認できない教室・部屋内の場所）を確認・記録とともに、それをなくすように努める（例▶レイアウトの変更、ポスター・展示物の撤去、ミラーの設置、摺りガラスの廃止等）。 ➢ 死角をなくす変更が困難な場合にも、そのリスクを検証し、従事者の意識啓発につなげる。 ➢ 施設・事業所の建替・改修を行う際には、廊下から教室・部屋が見えるようにする（例▶低い仕切りにする、壁ではなく窓等のスペースを大きくする）など、死角を生じさせない観点を加えて、配置を検討する。 ➢ 専門家（警察、警備会社等）、関係者（保護者、児童等）の視点からも点検を行う。

分類	取組事例の概要
巡回を実施・強化する 	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業所内の安全に関する責任者・担当者は、毎日の巡回時に、死角となる場所は必ず巡回する。 巡回の際には、廊下等外からの目視で済まさず、実際に中に入り状況を確認する。 見回りは不定期に行う（同一時刻、同一路線の見回りでは予測できてしまうため）。 使われていない教室・部屋等の施錠確認を行う。 トイレや着替えをする部屋等に、盗撮用のカメラが設置されていないか定期的に確認する。
監視システム等を活用する 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯カメラや人感センサー等の監視システムを活用することで、性暴力発生の抑止力となり、異常の早期検知や、問題が起きた時の検証が容易になったりすることが期待できる。その際、責任者や管理職以外の者が、監視システムを操作することができないようにする。 送迎車には、車内も撮影できるドライブレコーダー等を設置し、疑義が生じたら検証できるようにする。
周知・意識啓発を強化する 	<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業所内の目に留まりやすいところに、「この施設は性暴力を許さない」等のメッセージを発信する掲示物等を貼る。 性暴力や不適切な行為の例など、服務規律等の一部を掲示する。

◆個人が1人のみで児童に教育・保育等を提供する事業（個人塾、家庭教師、ベビーシッター等）における取組の例◆

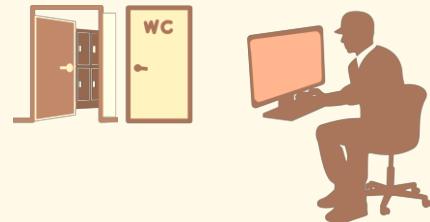
- 個人塾の場合には、周囲の目が届く環境で教育を行うこと（例▶窓ガラス越しに通行人から死角なしで見えるところでの指導、防犯カメラが設置されている場所での指導）が考えられる。
- 自宅で教育・保育等が行われる家庭教師、ベビーシッター等の場合には、サービス提供中の見守りカメラによる録画（又は保護者によるカメラの設置の推奨）を行い、疑義が生じたら、検証できるようにすることが考えられる。
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッターサービスについては、「ベビーシッターサービス提供中のウェブカメラ等の設置及び運用に係るガイドライン」が公表されている。

https://www.acsa.jp/images/babysitter/webcam_guideline.pdf

コラム

防犯カメラの設置について

- 防犯カメラ等の導入の検討に当たって、児童等のプライバシー、保護者の不安、従事者の萎縮（監視されることへの抵抗）などが課題になることがある。そのため、一定のルールを設け、設置目的やルールについて関係者に説明し、理解が得られるようにすることが重要と考えられる。
- 例えば、撮影したデータは、何か事案が発生したときに検証するために用いることとし、何もなければ映像は見ない・非公開にする・一定期間の後に消去するなどのルールを設けることが考えられる。
- 児童への性暴力は、発覚するまでに一定の期間がかかることが多く、証拠保全の観点からは、可能な限り長期間保存することが望ましい。このため、記録した映像の保存期間については、データを保存するストレージ容量、予算等を踏まえ、各現場で可能な限り長期間保存できるよう適切に決定することになる。
- 第6章で記載しているとおり、性暴力加害の疑いが生じ、当事者双方の意見が食い違う場合、適切に事実の有無の評価を行うことが非常に難しくなる。
防犯カメラの設置は、児童への性暴力抑止につながるほか、万が一性暴力の疑いが生じた場合における適切な事実確認にもつながるという点で、重要と考えられる。
- プライバシー保護の観点から撮影が難しい閉鎖的空間（例▶トイレ、更衣室）については、その入口にカメラを設置して入退室のみを記録し、被害の疑いが生じた場合の検証に活用できるようにすることが考えられる。
- なお、防犯カメラは、従事者をトラブルから守ることにもつながるという視点で導入している事例がある（取組事例集 ■：認定NPO法人フローレンス「カメラの設置による不適切保育の予防と検知」参照）。



3. 教育・啓発（対児童・保護者）

（1）児童への教育・啓発

多くの児童は、性暴力被害を受けたと認識することができないため、それに乘じて加害が行われやすくなったり、被害の発見が遅れたり、見逃されたりしていると考えられる。

児童が性暴力の被害者、傍観者にならないような教育・啓発を、児童の発達段階等に応じて行なうことが、未然防止・早期発見において、重要と考えられる。

児童が、次の事項を知ることは、被害の未然防止や、万が一被害を受けた時の早期発見等につながると考えられる。

- 自分自身が大切な存在であると知ること
- 自身の身体や性の決定権は自分にあると知ること
- 性暴力とはどのようなものかについて知ること
- 被害を大人に言っても怒られないと知ること

次に掲げるもののほか、児童の発達状況に応じて、p12「【コラム】若年層が被害者となった性暴力の加害者像」等、データに基づいた性暴力被害の実態を児童に教えることも有効と考えられる。

① 子どもの権利

性暴力の防止に向けた教育・啓発の基礎となるのは、子どもの権利に関する教育・啓発であると考えられる。

子どもの権利とは、誰かに支配されるのではなく、児童自身が自分自身の人生を自分らしく生きるということであり、児童に、自分のことは自分で決めていいこと、自分の意見を言っていいこと、自分が嫌な時は嫌だと言っていいことを伝えることは重要である。

日常的に、「子どもが生意気なことを言うんじゃない」「子どもは知識・経験が足りないのだから、大人の言うことを聞いていれば良い」というような言葉を聞くことで、自分の意見は聞いてもらえない・尊重されないという意識が形成され、「嫌だと思っても／言っても、信頼されている大人から嫌なことをされるのは仕方ない」「相談しても、どうせ信じてもらえない」というような考えが形成されるおそれがある。

子どもの権利を学び、児童は自分自身が大切な存在であることを知ることで、危険な状況になったときに「嫌」という感覚を持つことや、それを表明することができるようになりやすくなると考えられる。

② 性に関するルール

児童に対しては、次に掲げること等を伝えることが重要と考えられる。

- 「プライベートゾーン（水着で隠れる身体部分と口。自分だけの大切な場所）」を他の人に見せたり触らせたりしないこと
- 他の人のプライベートゾーンを見たり触ったりしてはいけないこと
- それぞれの性の違いを認識し、互いの考え方や気持ちを尊重すること
- 性的な言動で他の人を不愉快にしてはいけないこと
- 相手を従わせたり、嫌がることをしたりしないこと
- 人と人との間には安心・安全な距離があり、その境目を「境界線」と呼ぶこと、
- 自分と人の境界線を大切にすることは、みんなが安心・安全に暮らすために必要なこと

これらを教える際、「被害に遭う／遭ったことは悪いことである」と児童が思いこまないように、「自己肯定感」を前提とした教育・啓発を行っていくことが有効と考えられる。

児童には、性暴力を受けたり、見かけたりしたら、大切な存在である自分や友人を守る行動（「NO」（イヤという）、「GO」（その場から離れる）、「TELL」（誰かに話す））を選べることを教えることが有効と考えられる。自己主張が苦手な児童の場合、実際に児童が「NO、GO、TELL」の行動をとれるようになるには、普段から練習することが有効と考えられる一方、性暴力の場面を想定して練習することは、様々な配慮が求められるため、専門知識や経験を有する者が行うことが重要と考えられる。

専門知識や経験を有する者との連携が難しい場合は、日常的な場面において「イヤだ」と言えるようになる練習（例▶ Aさんからの「ラーメンを食べに行こう」との誘いを Bさんが断る練習）を行うことも有効と考えられる。

性行動のルール

- ほかの人のプライベート・ペーツ（大切な場所）を触ってはいけない
- ほかの人に自分のプライベート・ペーツを触らせてはいけない
- ほかの人のプライベート・ペーツをのぞき見てはいけない
- 自分のプライベート・ペーツを見せてはいけない
- 自分のプライベート・ペーツを触ってもいいのは、ひとりでいるときだけ
- 性的な言動でほかの人を不愉快にさせてはいけない

境界線のルール

境界線はみんなの安心・安全を守るもの。自分の境界線も人の境界線も大切にしよう。

- **物理的境界線**：自分のもの、自分のからだ
- **心理的境界線**：ふれてほしくない話題、言われたくないこと など
- **社会的境界線**：規範や監修、法律 など

（出典：藤森和美・野坂祐子編「子どもへの性暴力 第2版」、第3章「性暴力を受けた子どもの性問題行動」（執筆：浅野恭子））

さらに近年では、インターネットや SNS が性暴力のきっかけやツールとなる事例が増えている。インターネットや SNS の適切な利用方法や、インターネットや SNS の危険から児童を守るためにルールづくり等を学ぶことも有効と考えられる。

文部科学省が学校教育において推進している「生命（いのち）の安全教育」の教材等も活用しながら、各事業者においても、児童への性暴力防止に向けて、児童への教育・啓発を行うことが有効と考えられる。

その際、保護者の中には、こうした教育・啓発を十分受けていない場合があり、自らの児童がこうした教育・啓発を受けることについて、驚く場合があると想定される。このため、予め保護者には、こうした教育・啓発を児童に対して行うことの意義等を周知し、心の準備をしてもらうことが有効と考えられる。

「生命（いのち）の安全教育」

- **目標**：生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響等を正しく理解した上で、生命を大切にする考え方や、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身につける。
- **各段階におけるねらい（概要）と指導内容**：

発達段階	ねらい（概要）		指導内容
幼児期	➢ 幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようになっていく。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自他の尊重 ・ 水着で隠れる部分
小学校 低中 学年	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自分と相手の体を大切にする態度を身につけることができるようになる。 ➢ 性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようになる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 自他の尊重 ・ 水着で隠れる部分

小学校	高学年	<ul style="list-style-type: none"> 自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようとする。 性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自他の尊重 水着で隠れる部分 SNSの危険性
中学校		<ul style="list-style-type: none"> 性暴力に関する正しい知識を持ち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようとする。 性暴力が起きた時等に適切に対応する力を身に付けることができるようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自他の尊重 SNSの危険性 性暴力について デートDV
高校		<ul style="list-style-type: none"> 性暴力に関する現状を理解し、正しい知識を持つことができるようとする。 性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度や、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自他の尊重 SNSの危険性 性暴力について デートDV JKビジネス セクシャルハラスメント
特別支援教育		<ul style="list-style-type: none"> 障害の状態や特性及び発達の状態などに応じて、個別指導を受けた被害・加害児童生徒等が、性暴力について正しく理解し、適切に対応する力を身に付けることができるようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自他の尊重 水着で隠れる部分 SNSの危険性 性暴力について 等

● **手引き・教材等**：文部科学省「生命（いのち）の安全教育」のサイトにて、指導の手引き、教材（スライド教材、動画教材）、実践事例集を掲載。

● **参照**：文部科学省「生命（いのち）の安全教育」サイト
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html

◆未就学児への対応における留意事項の例◆

- 低年齢の児童にも分かりやすいように、絵本、紙芝居等の教材を用いて、プライベートゾーン等について、分かりやすく伝えている事例がある。
- フワフワ、ザラザラなどの「感覚・感触」を共有する素材を用いて、従事者からの接触の仕方について「心地よいか／よくないか」「嫌ではないか／嫌か」等を確認しながら、児童自身の理解を促す事例がある。

◆知的障害、発達障害等のある児童への対応における留意事項の例◆

- 障害のない児童と教育・啓発の内容を変える必要はないが、障害の内容に応じて、丁寧に伝える、伝え方を工夫することが有効と考えられる。例えば、短文での説明、言葉だけでなくイラストや写真を用いた視覚的な説明、否定的な話よりも肯定的な話を優先しての説明（例▶ 心地よく安心な状態を学んでから、嫌で不安な状態を学ぶ）等が有効と考えられる。
- 未就学児同様に、フワフワ、ザラザラなどの「感覚・感触」を共有する素材を用いて、従事者からの接触の仕方について「心地よいか／よくないか」「嫌ではないか／嫌か」等を確認しながら、児童自身の理解を促す事例がある。
- 障害のある児童は、自己肯定感を持ちにくいこと、性暴力を拒否しにくい状況にあること（例▶ 支援がなければ生活に支障が出るため、支援者に逆らえない）など、性暴力に脆弱性を有することを念頭に置き、教育・保育等を提供することが有効と考えられる。また、支援者などの担当従事者は変更できることを、児童が認識することも有効と考えられる。
- 知的障害や発達障害がある児童については、自己と他人との価値観等の違い（自他の境界）への理解があいまいである場合が想定されることから、他人との関わり方について児童に伝える際には、「〇〇しちゃダメ」ではなく、「〇〇すると、かつこよい」など、内発的動機付けを踏まえた伝え方で、工夫している事例がある。

- 学んだことを記憶しておくことが難しい児童もいるため、短い時間で、同じイラスト教材等を用いて、繰り返し伝えることが有効と考えられる。
- いざという時に性暴力を受けたことを表現できるようになるため、定期的に、ロールプレイング等の形態で、プライベートゾーンに性被害を受けたと開示する練習（紙で作成した人形が性暴力を受けたとの設定で、その被害を表現し、従事者に伝える練習）をしている事例がある。

◆小規模住居型児童養育事業者、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業者の場合◆

- 子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、子どもの発達に応じて、児童等が自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどが必要である（年齢に応じた理解・周知の反復）。
- （出典：こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」より一部抜粋）
- その中で、性暴力防止についても教育・啓発することが考えられる。
 - 従事者と児童が生活をともにする施設の場合、施設・事業所環境整備（死角をなくす、巡回を実施・強化する、監視システム等を活用する）には限界があることもあり、児童への教育・啓発（及び従事者への研修）が一層重要となる。
 - 虐待等を受けた児童等の場合には、大切にされたと実感できる養育が少なかった、自分の誕生・存在をマイナスに捉えがち、自他の境界が曖昧になりやすい等の背景から、自己肯定感を高める教育（あなたは大切な存在である）、自己の誕生を肯定する教育（生まれてきてよかった）、境界線やプライベートゾーンの教育等が重要となる。
- （出典：小木曾宏編「児童福祉施設における性的問題対応ハンドブック」より抜粋・要約・一部編集）
- 性暴力を受けた経験のある児童においては、性暴力に関する教育・啓発を受けた際に、フラッシュバックが生じるなど、心身が不安定になることもあるため、児童へ教育・啓発を行う際には、従事者による配慮・注意が求められる。

（2）保護者への教育・啓発

児童が性暴力被害を受けた場合に、その保護者は、児童から被害の開示を受けるとともに、児童の回復を支える最も身近な存在として、適切な対応を取ることが期待される立場にある。

一方、児童とともに保護者も大きな精神的ダメージを受けるため、対応が混乱してしまうことがある。例えば、

- 児童を責めて（例▶「なぜ逃げなかったの」「なぜ早く言わなかったの」と問う）、児童の心理に悪影響を及ぼし得る（このように責められる恐れがあると、児童が保護者に被害を訴えにくい状況が生じ得る）
- 保護者が捜査機関による代表者聴取の前に誘導を用いた詳細な事実確認を行ってしまい、児童の記憶が汚染され、その証言が、司法手続において証拠として採用されにくくなる（「代表者聴取」については p54 のコラム参照）
- 性被害に関する保護者の理解が十分ではなく（例▶「ちょっと触られたくらいで大袈裟だ」「かまってほしくて嘘をついている」と思いこむ）、被害を防ぐ手段が取れない

といったことが懸念される。

そのため、保護者に対しても、児童が学習した内容を周知するなどして、性暴力とは何かを知らうとともに、児童が被害にあった場合の対応や子どもの権利等について、次のリーフレット等を配布するなどして、予め情報提供することが重要と考えられる（いずれも参考資料編 ■ に掲載）。

- 内閣府・こども家庭庁「こどもたちのためにできること～性被害を受けた子どもの理解と支援～」
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet_2023_02.pdf
- 子どもの性の健康研究会リーフレット「子どもをささえるためにできること～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」 <http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/sasaeru.pdf>
- こども家庭庁 こども基本法パンフレット「すべての子ども・おとなに知ってほしい こども基本法とは？」（子どもの権利条約の概要を含む）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40f97dfb-ff13-4434-9ffc-3f4af6ab31d5/2bdb80fa/20230401policies-kodomokihon-01.pdf

4. 研修（対従事者）

全ての従事者（パートタイム、アルバイト、ボランティア等を含む）が、子どもの権利を理解し、児童への性暴力加害の抑止や、性暴力の疑いが生じた場合の対応に関する理解を深め、未然防止・早期発見につなげることが重要である。また、子どもの権利や性暴力防止に関する正しい知識の獲得は、従事者自身を性暴力の加害者になることから守ることにもつながる。そのため、児童に教育・保育等を提供する事業の経営者は、子どもの権利、性暴力防止等に関する知識や認識の共有に向けて、自らが率先して研修を受講とともに、従事者への研修機会を確保することが求められる。

実効的な研修にするためには、いかに「自分ごと」と思えるか、性暴力の疑いが生じた際に取るべき行動をシミュレーションすることができるか等が重要と考えられる。支配性、閉鎖性等が強く、ストレスが大きい環境等においては誰もが加害を行い得ることを伝え、教育・保育等の現場で実際に発生し得る事例を基にしたケーススタディ等を行うことが、未然防止・早期発見に向けて重要と考えられる。「自分ごと」にして、実際に行動できるようにしていくには、1回限りではなく、繰り返し行うことで意識等を定着させていくことが重要と考えられる。

また、前述の「生命（いのち）の安全教育」には、一般向けの啓発資料も用意されているため、従事者向け研修に本資料を活用することも考えられる。

ア. 研修内容の例

分野	項目	研修内容の例
未然防止・ 早期発見 に向けて	従事者による児童への性暴力に関する基礎	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権及び子どもの権利 ● 性暴力の定義や事例、不適切な行為の例、被害の深刻さ ● 性暴力防止に係る服務規律等、処分・措置に関する規定 等
	性暴力が生じる要因	<ul style="list-style-type: none"> ● 加害につながり得る要因 ● 性暴力行動の背景にある「思考の誤り」 等
	不適切な行為や性暴力の疑いの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常観察におけるポイント ● 報告ルート等の周知 ● 通報者の保護、二次被害防止（うわさの流布禁止） 等
被害／被害の疑い発生時の対応	相談・報告等を踏まえた対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育等の場で起こりやすい性暴力の事案（事例） ● 被害児童の安全確保 ● 事実確認方法（被害児童、保護者、加害の疑いがある者等への聴き取り） ● 情報管理、二次被害の防止 等

分野	項目	研修内容の例
	被害児童等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害児童、保護者等への支援方法（支援制度の周知等） ● 関係機関との連携、再発防止 等

※各事業者と協力して教育・保育等を提供する者（従事者等の派遣元、外注先等）にも、研修内容を周知・連携することが望ましい。

イ. 実施体制・頻度の例

- 事業者内に、児童への性暴力防止等に向けた研修の責任者を設置し、従事者の研修を行う。
- 専門的な知見を有する外部有識者等に対して、従業員の研修を依頼する。
- 研修は、1回限りではなく、一定期間ごとに行う。
- 任意ではなく、受講を必須とし、業務として受講させる。

ウ. 実施方法の例

- 研修の実施方法は、講義形式、e ラーニング形式、動画視聴形式、ワークショップ形式等、多様な方法で実施され得る。例えば、知識の習得が中心の研修項目は e ラーニング形式、動画視聴形式、研修参加者による議論や検討が中心の研修項目はワークショップ形式等、学ぶ内容に適した方法を組み合わせることが効率的と考えられる。
- 研修においては、性暴力の疑い等が生じた際に実際に取るべき行動をシミュレーションすることができるようになるなど、「自分ごと」として、受講者 1 人 1 人が実践的に考える機会がある、ワークショップ（ケーススタディ等）形式を用いることで、研修効果が上がると考えられる。例えば、3-4 人のグループワークにより、自らの考えを述べたり、他の者の考えを聞いたりする機会があることが有効と考えられる。
- 「自分にはそのつもりがなかった」と思っていても、第三者がみたときに、明らかに不快に感じたり、やりすぎではないかと疑問を持ったりするような身体接触もある。そのため、「自分がどう思っているか」ではなく、「相手がどう感じるか」、また「第三者からどうみえるか」との視点を持つことが重要であり、そのような視点で考える機会を設けることが有効と考えられる。
- また、事業の性質や児童の特性によっては、最初から「正解」があるとは限らず、例えば、愛着形成として有効な児童との身体接触と、不適切な身体接触のラインが明確ではない場合などがある。このような現場で悩む「接触」の在り方について、現場の従事者が悩みや認識を共有しながら、従事者から児童への性暴力が生じ得るという前提に基づいた適切な対応や支援の在り方を、個別具体的に考えていくことが有効な場合もあると考えられる。
- ワークショップは、対面形式が望ましいが、オンライン形式でも実施可能である。

❖ ワークショップで取り扱うテーマ例（ケーススタディ、ロールプレイングのテーマ例）

- 同僚や児童からの信頼が厚い同僚や信頼する上司が、児童の肩や足をマッサージしている様子を見たときに、あなたはどうするか。
- 女児が「先生/職員と恋愛関係にある」と言っていることが、児童の間でうわさになっているのを聞いたときに、あなたはどうするか。
- 現場で悩む、児童とのスキンシップの内容は何か。小学生以上の児童から、「手をつなぐ」「ハグ」「抱っこ」「肩車」してほしいと求められる、又は急にしてきた場合に、どう対応するか。
- 児童から、「〇〇先生に色々と相談をしていたら、キスされたり、触られたりした。すごく嫌だったわけじゃないけど、気持ちがもやもやしている。絶対に誰にも言わないでほしい。」と相談された時に、どう対応するか。（児童役・相談を受けた者の役でロールプレイング）
- 〇〇（従事者から児童への性暴力又は不適切な行為）を目撃したため管理職に伝えたが、「まさかそんなことはないだろう。疑ってかかるのはよくない」と言われたときに、あなたはどうするか。

※現場で体験し得ることや、意見が分かれそうなグレーな事例をテーマにすることで、議論がしやすくなると考えられる。

- 同じ研修を複数の従事者が同時に受講することで、どのように職場に生かしていくことができるかについて具体的な議論が行われやすく、実際の改善につながりやすいという事例がある。
- 異なる施設・事業所、異なる役職・職種等から多様な受講者の参加を得ることで、複数の観点・価値観からの意見が得られ、自分の常識にとらわれない研修の場になるよう工夫する事例がある（取組事例集 [■](#)：一般社団法人 S.C.P. Japan「スポーツにおけるセーフガーディング研修」参照）。
- 一時的に教育・保育等に携わる従事者（アルバイト、ボランティア等）で、研修受講が困難な場合には、服務規律等を定めた文書や、性暴力の疑いが生じた場合の対応等についての資料の確認、動画教材の視聴等を行ってもらう事例がある。
- 研修後に、研修に参加してどのように感じたか等を振り返ってもらうフォローアップも、従事者の性暴力に対する意識を把握する上で、有効と考えられる。
- なお、可能であれば、保護者や関係者との信頼関係を築き、地域ぐるみで性暴力防止に取り組んでいくことも有効と考えられる。保護者を交えて従事者への研修を行う事例や、地域の関係者が連携して性暴力防止に取り組む事例がある（地域との連携事例は、取組事例集 [■](#)：菊池市教育委員会「性暴力防止に向けた、学校と地域関係者間の顔の見えるネットワークの構築（対策連絡協議会）」参照）。

◆未就学児への対応における留意事項の例◆

- 保育従事者等に対する未就学児への対応についての研修では、言葉を発しない乳幼児の段階から児童を尊重した接し方をすることが大切であるため、おむつ替え、抱っこ、ミルク等の行為の都度、きちんと言葉かけをすることを指導しており、このような子どもの人権に対する意識づけは、性暴力の未然防止にもつながると考えられる。
- 特に被害を認識することが難しい未就学児の性暴力被害を早期に発見するためには、日常観察による児童の変化の察知が重要であるため、定期的に児童観察研修を実施し、保育従事者が、児童の異変を早期発見できるスキルや意識の向上に努めている事例がある。

◆障害のある児童への対応における留意事項の例◆

- 障害のある児童に対応する教育・保育等の現場では、従事者と児童が 1 対 1 になりやすい、身体接触を伴う介助等が必要である、個人の連絡先を交換する必要がある等の特性から、性暴力が「起こるリスク」や「潜在化するリスク」が比較的高いことを経営者・従事者ともに認識することが有効と考えられる。
- 従事者間で、「性」について語り慣れておくことが、性に関する事象の早期発見につながるため、性に関する勉強会や従事者からの相談会を高頻度で開催している事例がある。
- 障害児通所支援事業等では、障害者虐待防止法及び事業所の指定基準に基づき、従事者に虐待防止に関する研修を行うことが必要であるが、従事者が過去に障害者関係の施設に従事していた経歴を有していたとしても、改めて必要な研修を行うことが重要と考えられる。

◆小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設等の対応の例◆

- 都道府県や児童相談所、市町村、学校、医療関係者、児童家庭支援センター、里親支援機関・児童委員など、被措置児童等と関わる機会が多い関係者が定期的に集まり、被措置児童等の権利擁護や虐待への対応等に関する研修やケーススタディを実施すること、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機会を利用して、被措置児童等虐待の防止や権利擁護について協議する機会を設けることなども必要である。

（出典：こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」）

◆居場所支援における留意事項の例◆

- 居場所支援を利用する小学生以上の児童の中には、家庭の事情等から愛着に課題がある児童が多くみられ、抱きつきたがる、抱っこ・おんぶをしてほしがる、膝に乗りたがる等の言動が見られ、身体接触が生じやすい。こうした中で、従事者が加害者になってしまうことを避けるため、ヒヤリハット等のケースを基に、丁寧に研修・指導を提供する事例がある。

第4章

早期発見

性暴力は、児童から被害を訴えることが非常に難しいケースが多く、早期発見のためには、児童の発するサインを理解することや、日常生活の観察、児童との会話等により変化を察知することが有効と考えられる。

また、相談体制の整備・周知や、定期的な面談・アンケート調査等により、児童が被害を訴えやすい仕組みを整えることや、性暴力や不適切な行為の情報を検知した場合に、事業者内外にいち早く報告するルールを設けて、従事者に分かりやすく周知することも有効と考えられる。

1. 児童の日常の観察・会話

児童の普段と異なる挙動に従事者が気づくことにより、性暴力の事実が判明することがある。従事者には、日頃からの児童の見守りを通して、児童の小さな変化やSOS信号を見逃さない努力が望まれる。

被害児童の行動には、性暴力被害を反映するような行動がみられることが知られている（下表の「日常的に気にかけてほしい児童の変化の例」参照）。多様な視点・観点から児童の行動をみるために、かつ担任など児童にとって最も身近な者が性加害を行っている可能性があることを踏まえ、担任等だけでなく、複数人で性暴力被害の兆候の有無を観察することが有効と考えられる。

事業者は、従事者に日常から児童に変化がないか観察を行ってもらうとともに、些細なことでも気になる点があれば上司に報告してもらい、当該児童又はその保護者と会話を行う等により、早期発見につなげることが有効と考えられる。

❖ 日常的に気にかけてほしい児童の変化の例

- 児童に対する性暴力は、被害児童の心身に重大な影響を及ぼし、その影響が、下表のような心身の不調や問題行動として現れることがある。ただし、その影響は、被害の状況、それに対する児童の認識、被害後の周囲の対応等によって異なり、個人差がある。
- なお、下表のような変化は、性暴力のみならず、他の出来事が原因で生じることもあるものである。該当する変化がみられたからと言って、必ずしも性被害が生じていることを示すものではないことに留意する。

気にかけてほしい児童の変化（性暴力を受けた児童によくみられる反応）	
からだの変化 	<ul style="list-style-type: none"> 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気、倦怠感など） 過呼吸、動悸、過度な発汗 不眠など（眠れない、怖い夢を見る、睡眠時に叫び声を上げるなど） 食のトラブル（食欲不振、過食） 排泄トラブル（頻尿、夜尿、下痢など）
こころの変化 	<ul style="list-style-type: none"> 元気がない、過度に元気 情緒不安定 集中力の低下、ぼんやりしている、学力不振 イライラしている 自信をなくしている、自己卑下をする
行動面の変化 	<ul style="list-style-type: none"> 人との距離の変化（人と接したがらない、過度に人との距離が近い） からだを触られる、肌を見られるのを嫌がる 性的な行動の変化（性的な話題を過度に避ける、性的な言動が増える） 反抗的になる、乱暴になる、非行（飲酒、喫煙、家出など） 自傷行為（リストカットなど） 特定の人物との関係が不自然（過度に避ける、過度に接近する）

- 従事者は、このような変化（症状・反応・行動等）に気づいたときは、背景に性暴力被害の可能性があることを念頭に入れ、児童本人に声掛けをして対話につなげるとともに、同僚や上司に報告・相談し、結果を記録

することが有効と考えられる。

- 声掛け（「最近どう？」「元気がないみたいだけど」等）しても、児童はすぐには被害を開示しないことが多い（p10「③被害の相談・開示までのプロセス」を参照）。そのため、声掛けを1度して問題なかったからといって放置せずに、継続的な対応（「何かあつたら話してね」、定期的に声掛けする等）につなげることが有効と考えられる。一方、性暴力被害の話がなされた際には、「性暴力の疑いの発覚時の対応」（p48 参照）に沿って対応することになる。

◆未就学児への対応における留意事項の例◆

- 幼少期においては、性暴力を受けていると認識できていない児童が多く、児童は明確にSOSを出せずとも、日々の行動変化からシグナルを出している。
- 児童の「変化」（陰部を擦るなど、ある行動の頻度が増える、隠れて行うようになる等）に気付くことができるよう、日常の様子を見ることが有効と考えられる。変化に気づいたら、保護者への聴き取りを併せて行い、自宅でのような行動をしているか把握し、必要に応じて対応につなげることが有効と考えられる。
※陰部いじりは、一般的な成長の過程でも見られる行為であることに留意する。

◆障害のある児童への対応における留意事項の例◆

- 特に、知的障害のある児童、重症心身障害児等においては、年齢が上がっても意思疎通が円滑にできない児童がいるため、児童の様子に普段と変わりはないか、特に気を配り、小さな変化・言動を見落とさないことが早期発見のポイントになると考えられる。
- 知的障害のある児童に特徴的な性暴力被害の兆候について、例えば次のようなものが挙げられる。
 - ・ 怒り・攻撃性が強くなる
 - ・ 挑発的な行動が増える
 - ・ 話さなくなる、考え込む、元気がなくなる、鬱っぽくなる、引きこもる
 - ・ 以前習得した技能・コミュニケーションが失われる 等
- 普段と様子が違うと感じた際には、児童やその保護者とコミュニケーションを取ることが有効と考えられる。

2. 性暴力被害や不適切な行為を訴えやすい仕組み

性暴力は、児童から被害を訴えることが非常に難しいものであるが、児童等が性暴力被害や不適切な行為を訴えやすい仕組みとして、複数の相談ルートがあることが重要であり、相談体制の整備・周知や、面談・アンケート調査の実施が挙げられる。

（1）相談体制の整備・周知

ア. 事業者内の相談体制の整備・周知

性暴力被害にあった児童やその保護者の中には、相談窓口の見知らぬ人よりも、信頼する身近な従事者などに相談するケースが少なくなく、まずはそのような相談を受けたときに、相談を受け得るあらゆる従事者が、適切な対応ができるように、研修等行なうことが有効と考えられる（相談を受けた際の注意点等は、p48「性暴力の疑いの発覚時の対応」を参照）。

また、被害児童やその保護者等ができるだけ早く相談できるような相談体制（例▶相談先となる人（相談員）や部署（相談窓口）の選定・設置）を整備し、それを周知することで、身近な従事者には相談しづらい場合や、性暴力に該当しない「不適切な行為」の場合についても、事業者として早期に把握して対応することが可能になると考えられる。

被害児童が相談をしやすくなる工夫としては、「希望する性別の相談員に相談できる」「手紙やメール、相談フォームなど、文字で相談できる」「匿名で相談できる」ことなどを可能とすることが考えられる。また、相談したらどうなるか等、相談者が気になる事項を、児童が理解しやすい表現で、あわせて周知することが有効と考えられる。

なお、性暴力に特化した相談体制とすると、児童やその保護者にとっての相談の心理的ハードルが高まる場合も考えられるため、性暴力以外の問題（例▶いじめ、体罰、ハラスメント、悩みごと等）に関する既存の相談体制と連携・統合し、複数の問題に対応する相談体制とする事例がある。

このように、相談先があること、何でも相談してよいこと（性の問題を相談することは恥ずかしいことではない）を伝えることで、児童やその保護者は、性暴力や不適切な行為について相談しやすくなると考えられる。また、性暴力や不適切な行為について相談できる体制があること等を周知し、事業者自身が、児童の心身の安全を第一に考えていることを利用者や世間に示すことは、社会的信用を高めるなど、事業者にとっても有益なことであると考えられる。

なお、児童への性暴力については、次のイにある外部の相談窓口が整備されており、それを児童やその保護者等に分かりやすく周知することも、多様な相談ルートを確保して早期の被害開示と被害児童への支援につなげるとともに、性暴力防止に関する事業者としての姿勢を示す観点から有効と考えられる。

※参考資料編 ■に「相談体制・窓口の導入ステップと検討事項の例」を掲載。

※参考資料編 ■に「相談窓口の周知広報資料」として活用できる様式例を掲載。自由に加工編集して利用可能。

学校の場合

- 文部科学省及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずる（法第17条第2項）。
- 相談体制の整備等に当たっては、被害児童生徒等やその保護者等が相談しやすくなるよう、複数の相談窓

口が確保され、また、同性の相談員に相談できるようにするなど相談者が安心して相談できる環境が整えられるとともに、被害児童生徒等に対する保護・支援や事案への対処など、必要な措置に迅速につなげることが重要である。

- 文部科学省においては、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制を整備することを支援するとともに、電話や SNS 等を活用した相談体制の整備、養護教諭等による健康相談の充実を図る。
- 地方公共団体においては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを配置し、また、電話や SNS 等により教育職員等による児童生徒性暴力等の通報・相談を受け付ける体制を整備するとともに、各都道府県警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談窓口も含め、これらが児童生徒等や保護者等から活用されるよう積極的に周知を行う。

(出典：文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」)

社会福祉事業の場合

- 社会福祉法に基づく社会福祉事業の経営者は、「常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」とされている（社会福祉法第 82 条）
- また、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針において、苦情解決の体制や手順等が示されており、
 - ・ 苦情解決体制として、①苦情解決責任者②苦情受付担当者③第三者委員を任命等すること
 - ・ 第三者委員は、評議員、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など、苦情解決を円滑・円満に図ることができ、世間からの信頼性を有する者とすること
 - ・ 施設内への掲示、パンフレットの配布等により、利用者に対して、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情解決の仕組みについて周知すること
- こうした苦情解決の仕組みは、子どもの性暴力に関する相談窓口としての機能も有し得るものと考えられる。

イ. 外部の相談窓口を含めた、複数の相談窓口の分かりやすい周知

児童に対する性暴力については、公的機関等が様々な相談窓口を設置している。性暴力は、児童から被害を訴えることが非常に難しいものであるものの、多様かつ容易な相談ルートがあることは、児童への性暴力被害の早期の被害開示と被害児童への支援につなげるために有効である。このため、事業者内の相談体制、外部相談窓口、それぞれにおいて相談可能な内容等について、児童やその保護者に、分かりやすく周知することが有効と考えられる。

児童への周知の際、掲示板への掲示のみでは、第三者の目を気にして児童が掲示を見づらくなり、相談につながりにくいケースがある。このため、被害児童が相談しやすいよう、工夫して周知することが有効と考えられる。

❖ 周知の工夫例

- 相談窓口の連絡先等を記載した資料やカードを、各児童に定期的に配布する（低年齢の児童の場合は、保護者にも渡るようにして、「お子さんと話してみましょう」等と伝え、家庭での会話のきっかけづくりをする）
- トイレの個室に掲示する
- URL にアクセスして相談事項を記入する場合は、リンクに QR コードを用いる
- スマートフォンを持たない児童がいる施設・事業所は、保護者や従事者に悟られずに、スマートフォンがなくとも容易に外部へ相談できる方法を示す（例▶ 手紙）

❖児童に対する性暴力に関する主な相談窓口

状況等	相談窓口	管轄	窓口概要・連絡先等
A：どこに相談していいか分からぬいが、困っていることがある時			
電話で相談したい 	24時間子供SOSダイヤル	文部科学省	<p>こども、その保護者を対象に、いじめやその他のこどものSOSの相談を受け付ける。原則として、電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながる。</p> <p>【相談時間】24時間 365日 【相談手段】電話 【連絡先】0120-0-78310（通話料無料） 【URL】https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm</p>
電話以外でも相談したい 	こどもの人権110番、LINEじんけん相談等	法務省	<p>こども、こどもに関する悩みをもつ大人を対象に、いじめ、体罰、不登校、虐待等の相談を受け付ける。最寄りの法務局等において、法務局職員または人権擁護委員が相談対応する。</p> <p>【相談時間】平日 8:30～17:15 【相談手段】電話、メール、LINE 【連絡先】0120-007-110（通話料無料）、法務省ホームページ、LINE 【URL】https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html</p>
電話以外でも相談したい 	こどもの人権SOSミニレター	法務省	<p>こども（主に小学生、中学生）を対象に、毎年5月～7月の間に学校で配布。相談したいことを記入し、投函すると、最寄りの法務局に届く。人権擁護委員・法務局職員が希望する連絡方法（手紙・電話）で返信を行う。</p> <p>【相談手段】郵送（切手不要） 【URL】https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html</p>
親子のための相談LINE 	親子のための相談LINE	こども家庭庁	<p>子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口。児童相談所等において、専門の相談員が相談対応する。</p> <p>【相談時間】各自治体の相談受付時間による 【相談手段】LINE 【URL】https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/oyako-line/</p>
B：性暴力の疑いがある、性暴力が起きている時			
性暴力か分からぬいが、相談したい 	Curetime	内閣府	<p>性暴力の悩みを専門相談員に相談できる。イヤだつたこと、困っていること等、何でも相談できる。</p> <p>【相談時間】毎日 17時～21時 【相談手段】チャット（日本語、外国語（英語、タガログ語、タイ語、スペイン語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ネパール語、ベトナム語、インドネシア語））、メール（日本語） 【連絡先】https://curetime.jp/</p> 
性暴力の疑いがある/性暴力が起きた 	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	内閣府	<p>被害直後から医療的支援、法的支援、心理的支援等の総合的な支援を可能な限り一か所で提供する相談窓口。電話は最寄りのワンストップ支援センターにつながる。</p> <p>【相談手段】電話、（一部のみ）メール、SNS 【連絡先】#8891（はやくワンストップ）（通話料無料） 【URL】https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html</p> 
性暴力の疑いがある/性暴力が起きた 	犯罪被害者等早期援助団体	警察庁	<p>犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設置され、都道府県公安委員会から指定を受けた民間被害者支援団体につながる。</p> <p>【相談手段】電話（一部メール・問い合わせフォームあり） 【連絡先】https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/dantai/shien_top.html</p>

	性犯罪被害 相談電話	警察 庁	各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口。発信地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】# 8103（ハートさん）（通話料無料）※緊急時は 110 番通報
	児童相談所	こども 家庭 庁	こどもに関する家庭その他からの相談に対し、こどもが有する問題やこどもの置かれた環境の状況等に応じて、必要な支援を実施。電話は最寄りの児童相談所につながる。 【連絡手段】電話 【連絡先】189（いちはやく）（通話料無料）

※障害のある児童の場合には、自治体の障害者福祉課等／自立支援協議会も相談窓口となり得る。

※保育所等の場合、市町村が「不適切保育相談窓口」を設置しているときは、それも周知対象となり得る。

※自治体において、児童を対象にした、悩みに関する相談窓口が設置されている場合には、それも周知対象となり得る。

次に掲げる Web サイトにおいて、これらの相談窓口について、児童への周知に活用できるリーフレット等が掲載されているため、こうしたものを活用することも有効と考えられる。

➤ 法務省のホームページ（小学生、中高生向け）

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji12_00200.html

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>



➤ 内閣府のホームページ

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/index.html

◆個人が1人のみで児童に教育・保育等を提供する事業（個人塾、家庭教師等）における取組の例◆

- 事業者は保護者や児童に対し、性暴力に関する相談できる外部の相談窓口を予め周知しておくことにより、そのような行為を行う意思が全くないことを示し、保護者や児童の安心感を高めることにつながると考えられる。

（2）面談・アンケートの実施

相談体制を整備・周知して、被害相談を待つだけではなく、児童に面談・アンケートを行い、能動的に性暴力やその予兆の早期発見につなげることも有効と考えられる。面談・アンケートを定期的に行うことで、性暴力に関する悩みを打ち明ける機会が常にあることを児童に認識してもらうことができるほか、潜在的な加害行為のリスクのある者に対する抑制効果も期待される。

面談・アンケートの実施方法、調査項目（言葉づかい等）等については、児童の発達段階や、各施設・事業所が提供する教育・保育事業の特性を踏まえて検討することが有効と考えられる。例えば小学生など、児童の発達段階によつては、面談・アンケートに先立つて児童に質問項目の説明を行うことや、前述の「教育・啓発（対児童・保護者）」の過程で、アンケートを実施することも有効と考えられる。

※保護者にも、性暴力防止に向けた定期的な取組であること等、面談・アンケートの趣旨や内容について予め連絡し、理解を求めることが有効と考えられる。

❖ アンケート実施の際の検討事項の例

項目	検討事項																						
目的	<ul style="list-style-type: none"> 既に発生しており、潜在化している性暴力被害の早期発見 潜在的な加害者に対する抑制 																						
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> アンケートが複数あることの児童への負担、回答のしやすさ等に配慮し、定期的に実施されている既存のアンケート（例▶ いじめ、体罰、ハラスメント、悩み事に関するアンケート等）に性暴力関連の設問を数問程度追加する方法が、有効な一例であると考えられる。 																						
調査項目 (例)	<p>【設問例】</p> <p>Q あなたは、●●（教育・保育の場。例▶ 本校、当塾、当クラブ等）での生活の中で、誰から（大人から、他の子どもから）次のようなことをされたことがありますか。回答したくないと感じた時には、回答しなくてもかまいません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">できごと</th> <th colspan="2">該当するものに○</th> </tr> <tr> <th>はい</th> <th>いいえ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア いやなのに、あるいは不安だなと思うのに体に触られた、触らせられた、見られた、見せられた、エッチな写真を送るようお願いされたこと (例▶ プライベートゾーン（水着で隠れる部分と口。自分だけの大好きな体の一部）を触られた、見せられた、写真を撮られた等)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ エッチなことを言われた、からだの特徴について嫌なことを言われた・からかわれたこと</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ あなたのまわりに、ア・イのようことで困っていたり、悩んでいたりする友人はいますか。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>＜留意事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> アの設問は「犯罪に該当し得る」行為を意識している。 イの設問は「必ずしも犯罪に該当するとは限らないが性暴力に該当し得る」行為を意識している。 <p>Q 以上のこと、あるいはそれ以外のことなど、誰かに相談したいことがありますか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">該当するものに○</th> <th>はい</th> <th>いいえ</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	できごと	該当するものに○		はい	いいえ	ア いやなのに、あるいは不安だなと思うのに体に触られた、触らせられた、見られた、見せられた、エッチな写真を送るようお願いされたこと (例▶ プライベートゾーン（水着で隠れる部分と口。自分だけの大好きな体の一部）を触られた、見せられた、写真を撮られた等)			イ エッチなことを言われた、からだの特徴について嫌なことを言われた・からかわれたこと			ウ あなたのまわりに、ア・イのようことで困っていたり、悩んでいたりする友人はいますか。			該当するものに○	はい	いいえ					
できごと	該当するものに○																						
	はい	いいえ																					
ア いやなのに、あるいは不安だなと思うのに体に触られた、触らせられた、見られた、見せられた、エッチな写真を送るようお願いされたこと (例▶ プライベートゾーン（水着で隠れる部分と口。自分だけの大好きな体の一部）を触られた、見せられた、写真を撮られた等)																							
イ エッチなことを言われた、からだの特徴について嫌なことを言われた・からかわれたこと																							
ウ あなたのまわりに、ア・イのようことで困っていたり、悩んでいたりする友人はいますか。																							
該当するものに○	はい	いいえ																					
	<p>※アンケートの回答者となる児童の発達段階に応じて、設問文の言葉遣いは修正することが望ましい。</p> <p>※児童の記載の負担を下げる上で、詳細は記載させるのではなく、面談で聴き取りすることが考えられる。</p>																						
記名方法	<ul style="list-style-type: none"> 無記名式、記名式の双方があり得る。 <ul style="list-style-type: none"> 無記名式のメリット：回答しやすい 記名式のメリット：被害児童を特定しやすい 																						
回答しやすくするために求められること	<ul style="list-style-type: none"> 記名・無記名にかかわらず、児童が被害を訴えることで不利益を被らないように、回答者を守る方法の徹底を図り、回答者の心理的安全を確保することが重要である（例▶ 加害者となる可能性がある者（担任・管理職等）を回収者・閲覧者とせず、より上位の者や第三者に直接提出する、回答を見ることができる者を制限する（封筒に厳封して提出、アクセス権限の管理徹底）等）。 																						

	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケートにたくさん書き込んでいる姿を見るだけで何かがあったと類推できるため、たくさん書き込まないといけないような設問にしない（チェックのみで良い様式とする）。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ● アンケートは任意とすることが考えられる（児童が望まない場合には、回答せずともよい）。 ● この一例は、性暴力事案が顕在化していない段階での早期発見を目的としたものであるため、定期的に実施されているアンケートに性暴力関連設問を数問追加する方法をとっているが、性暴力事案が顕在化した段階では、被害の範囲を見極めるためにも、性暴力に特化したアンケートを実施することも考えられる。 ● アンケート対象者の中には、既に性暴力被害にあった児童も存在する可能性があることを念頭に、フラッシュバックなどが生じないような配慮を行うことが重要と考えられる（例▶アンケート項目について事前に知らせる、心身に負担を感じる場合には回答を中止してもらう、悩みを相談できる窓口の情報を記載する等）。また、性暴力被害があった児童を把握している場合には、事前にアンケートがあることを知らせて、「保健室にて大丈夫だよ」等と回避する方策を提案することも考えられる。 ● また、フラッシュバックなどが生じた場合を想定して、実施するタイミングを検討することは有効と考えられる（例▶アンケート回答時に、過呼吸等の症状や体調不良が生じた場合に、複数の従事者で対応できるような時間帯に行う）。

◆未就学児への対応における留意事項の例◆

- 未就学児の場合は、児童にアンケート等を行うことは困難であることから、前述の「1. 児童の日常の観察・会話」による早期発見が中心になると考えられる。
- 可能な限り、担任教諭・保育士が日常観察を行うほかに、園長等の担任教諭・保育士以外の者が、定期的に児童と日常会話を行い、異変がないか確認することが有効と考えられる。

◆障害のある児童への対応における留意事項の例◆

- 障害のある児童においてもアンケートの実施は有効と考えられるが、障害のある児童が理解し、回答できる表現・方法を用いることが有効と考えられる（例▶ 視覚障害者の場合は点字、知的障害の場合はイラストの活用）。
- 可能な限り、児童本人がアンケートに回答することが望ましい。
- 児童一人での回答が難しい場合は、担当従事者ではない従事者等が手助けをすることが有効と考えられる。（担当従事者が加害を行っている可能性に備えて）
- 知的障害のある児童においては、定期的に面談する方法が有効と考えられる。また、周囲にいる児童や保護者に、違和感があった際には連絡してほしいと伝えることも有効と考えられる。

3. 事業者内外の報告のルール化

早期発見への取組等を通じて、従事者による児童への性暴力の疑いや、不適切な行為などを認識した際には、たとえ疑いの段階でも、直ちに組織的な対応につなげるべく、事業者内外で報告や情報共有を進めることが重要である。

後述の「第5章 相談・報告等を踏まえた対応を行うチーム・体制の形成」の項にも関連し、報告のルートと内容について、事業者内で意思統一を図っておくことが有効と考えられる。

ア. 報告ルート

全ての従事者（パートタイム、アルバイト、ボランティアを含む）は、児童の様子について、いつもとは異なる、はつきりと言語化できない違和感を覚えた場合に、管理職や施設・事業所・事業者の長等に相談・報告することが重要である。

児童の言動に異変を感じた場合（特に未就学児や知的障害のある児童など被害申告が難しい児童の場合は要注意）、犯罪が疑われる場合、犯罪に該当するとは限らないが性暴力が疑われる場合、従事者による不適切な行為が疑われる場合（p7「性暴力の例」を参照）ごとに、組織内でどのような報告ルートをとるべきかを予め設定し、周知することが有効と考えられる。

また、管理職や施設・事業所・事業者の長等による性暴力加害の疑いが生じた場合の報告ルートも用意しておくことが有効と考えられる。

特に、組織内の権限が大きい従事者による性暴力の疑いがあった場合、内部通報制度があったとしても、報復的な配置転換や人事評価等を恐れ、適切に内部通報されない恐れがあることから、組織内部の通報・報告方法において、匿名で通報・報告できる仕組みもあることが重要と考えられる。さらに、組織内部の報告ルートと合わせて、従事者向けの外部の通報窓口（行政機関、自社や業界団体に第三者の窓口がある場合には当該窓口）についても周知することが重要と考えられる（取組事例集 ■：認定特定非営利活動法人 Learning for All「内部通報、外部通報を可能とする窓口の設置」参照）。

イ. 報告内容

従事者は、児童への性暴力の疑いや、不適切な行為などを認識した際には、「いつ」「どこで」「何をしているときに」「何を見聞きしたか」「それに対して自身はどのような言動をとったか」等について、できるだけ速やかに報告ルートの然るべき先へ報告する必要があることを、内規・行動基準等で定めつつ、従事者に周知することが有効と考えられる。

ウ. 報告者の保護

責任者への報告等は、従事者による児童への性暴力を防止するために重要な措置である。このため、報告等を行った従事者に対して、当該行動を理由に、不利益な処分や取扱いを行ってはならない。また、報告者が望まない場合、当該報告を行ったことを、他の従事者に悟られ、又は知られないよう情報管理に注意することも重要と考えられる。

報告プロセスの中で、性暴力・不適切な行為を受けたと思われる児童や、それらの行為を行ったと疑われる者に関する情報が、必要以上の範囲に拡散しうわさなどで広まることは、適切な事実確認や保護・支援の妨げになるため、報告を受けた者等は、これらの情報の取扱いに十分留意する。

※なお、犯罪が疑われる事案や、犯罪に該当するとは限らないが性暴力が疑われる事案については、保護者への報告をルール化することや、既存の法令・ガイドライン等で関係機関（警察、自治体、教育委員会等）への通報等が

求められていることを改めて周知することも有効と考えられる。なお、保護者からの性暴力の疑いがあった場合は、速やかに児童相談所へ通告する必要がある（「第6章 相談・報告等を踏まえた対応」参照）。

❖ 既存のガイドライン等における、現場の従事者が性暴力を認識した場合の対応の記載内容（抜粋）

学校の場合

- 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者及び児童生徒等の保護者は、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、学校又は学校の設置者への通報その他適切な措置をとらなければならない。

（出典：文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」）

保育所等の場合

- 任命権者等以外の者であっても、保育士、市町村の職員その他の児童又はその保護者からの相談に応じる者等についても、上記に準じて、保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、任命権者等、都道府県又は所轄警察署への通報その他適切な措置をとることが求められる。その際、通報等を行った者に対して当該通報等を行ったことを理由として、懲戒等の不利益処分や平等取扱いの原則に反する処分等の不利益な取扱いをしてはならないことに留意が必要である。

（出典：こども家庭庁「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」）

- 児童生徒性暴力等に関する疑いを抱いた職員、相談・通報を受けた職員、事実を把握した職員は、自身がいつ、どこで、何をしているときに、何を見た（聞いた）か、自身はどのような行動をとったか（言葉も含む）をできるだけ早い時期に、できるだけ正確に記録し、速やかに施設長等又は雇用主に相談する。

（出典：東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」）

小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設の場合

- 被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに、通告受理機関（都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県（担当部署）、都道府県児童福祉審議会、市町村）へ通告しなければならない。

（出典：こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」）

障害福祉サービス事業所等の場合

- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務がある。（障害者虐待防止法第16条）
- 「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは、障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場面を目撲した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があることを意味している。
- 通報義務は、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対して、速やかな市町村への通報を義務付けているため、利用者の家族等施設の中で障害者虐待を発見した者や、同じ障害者福祉施設等の職員が、市町村に直接通報することも想定されている。
- 市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める。また、内部的には法人の理事長に報告し、必要に応じて臨時理事会の開催について検討する。

- 管理者は、虐待を受けた障害者のためにも、障害者福祉施設等の支援の改善のためにも、行政が実施する訪問調査等に協力し、潜在化していた虐待や不適切な対応を洗い出し、事実を明らかにすることが求められる。

(出典：厚生労働省・こども家庭庁「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」)

第5章

相談・報告等を踏まえた対応を 行うチーム・体制の形成

児童や保護者、従事者からの相談や報告により、児童への性暴力や不適切な行為があったと疑われるときに対応する者及び対応内容を、予め定めておくことは、速やかに安全確保、事実確認、注意指導等を行う上で有効と考えられる。

性暴力の疑いの段階から重く受け止めることが重要であり、様子見などをすることなく、組織内外のサポートを得て、チームで対応することが有効と考えられる。

なお、以下の内容は一定規模以上の事業者を想定しており、小規模事業者の場合には、可能な範囲での体制整備や、児童への性暴力防止の取組を推進・支援する専門家、業界団体等の外部機関との連携等が有効と考えられる（小規模事業者における外部専門家との連携事例は、取組事例集 ■：一般社団法人 S.C.P. Japan「報告対応フローチャートの作成（事業者内報告と外部連携のフローの見える化）」参照）。

ア. チーム編成

チーム編成においては、施設・事業所・組織の長や副長、管理職等の、重大事案に対応できる役職者をチーム長とすることが考えられる（チーム長と構成員を含め、以下「メンバー」という）。また、性暴力事案への対応に関する経験・知見を有する外部機関（例▶弁護士、公認心理師、研修実施機関、性暴力被害者支援機関等）に、相談・助言を求めることができる関係性を構築しておくことは有効と考えられる。

また、チーム長に性暴力加害の疑いがかかった場合に、誰がチーム長となり得るかを想定しておくことも速やかな対応には有効と考えられる。

チームの負担軽減等の観点から、複数名で対応することが考えられる一方、メンバーが多すぎると、意思疎通・意思決定、迅速対応、情報統制・秘密保持等が難しくなる側面もあることから、組織の状況等に応じた規模（例▶2～5名程度）のメンバー数とすることが有効と考えられる。

本社・本部と施設がそれぞれある場合は、施設で性暴力の疑いがあったときに、本社・本部が現場任せにせず、対応に当たることが有効と考えられる。

◆ チームメンバーの例

主なカテゴリ	窓口概要・連絡先等
学校 	校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等の中からチームを編成
保育所等 	施設長・園長、副施設長・副園長、教頭、主幹保育教諭、主任保育士、副主任保育士等の中からチームを編成

イ. 役割分担

以下のような役割分担を検討することが有効と考えられる。

- 施設・事業所・組織の長等がチームの代表責任を負い、役割分担の設定、進行管理、情報管理等を担う。
- メンバー内で担当（被害児童担当、保護者担当、専門機関連絡担当、加害が疑われる者担当等）を決める。
- 可能であれば、同じメンバーが被害者・加害者の双方を担当するがないようにする（同じメンバーが被害・加害双方から話を聞くと、自分が話したことが相手に伝わってしまうと感じ、信頼関係を築くことが難しい場合があるため）。
- 被害児童と保護者の思いが一致しない場合は、可能であれば、被害児童担当と保護者担当を別のメンバーとする。

ウ. 秘密保持

性暴力への対応においては、必要な関係機関への情報提供を除き、原則としてチーム内のメンバーのみで情報を共有する。被害児童等に関する情報（被害児童の個人情報、疑われる被害の内容、加害が疑われる者の個人情報等）がチーム外に漏れることで、二次被害につながることはあってはならない。例えば、チーム長が認めた例外（例▶公益通報、関係行政機関への連絡）を除き、本業務に係る情報はチーム外に漏らしてはならないこと、漏らした場合の処分について記載した誓約書を、メンバーに提出してもらうことが考えられる。

◆小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設の場合◆

- 施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当職員一人で抱え込むことがないようにする。様々な職種がチームとなって1人の子どもに対応するシステムとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うことが必要である。
- 小規模化を進めている施設のグループホームや地域小規模児童養護施設については、その構造や限られた人員配置の問題から、第三者的な他者の視点が入りにくく、子どもに対する不適切な対応や独善的な処遇が常態化してしまうおそれがあるといったことに留意する必要がある。そのため、施設のグループホーム等については、応援職員の派遣や管理職員らの巡回等により本体施設との連携・連絡を密にするといった配慮に加え、グループホーム等職員の資質向上を目指した子どもの権利擁護や被措置児童等虐待に関する研修の機会を確保したりすることやスーパービジョンの体制を整えたりすることも重要である。

（出典：こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」）

第6章

相談・報告等を踏まえた対応

性暴力に対しては、被害児童を徹底して守り通すことを第一とし、加害行為を絶対に許さないという姿勢で挑むことが重要である。仲間意識や組織防衛心理から、必要な対応を行わなかったり、躊躇したりするようなことがあってはならない。

また、不適切な行為に対しても、未然防止の観点で真摯に対応する。当初は「不適切な行為」のみと思われていたものの、調査をしていく中で、性暴力が発覚する場合があることに留意する。

1. 性暴力の疑いの発覚時の対応

現場にいる従事者（パートタイム、アルバイト、ボランティア等も含む）は日常的に児童と接するため、児童から性暴力被害の相談を最初に受けたり、性暴力の情報を聞きしたりする可能性が高い。児童と関わる従事者は、いつでも児童から性暴力の被害を相談されるかもしれない、性暴力の情報をキャッチするかもしれない、との認識を持つとともに、発覚時の対応・留意点について、定期的な研修等を通じて理解を深めておくことが有効と考えられる。

また、性暴力を認識した場合には、それが疑いの段階であっても重く受け止め、原則として即日かつ速やかに上司へ報告・対応する必要があること等もルールとして定め、現場の従事者に理解してもらうことが有効と考えられる。

実際に性暴力の疑いが発覚すると、従事者は大変な衝撃を受けることになるが、被害児童や保護者的心情（不安、不信、動搖、自責等）を踏まえ、落ち着いて対応することが求められる。

被害児童に治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性がある場合や薬物を使用されたおそれがある場合等には、速やかに医療機関に受診させる必要があることに留意する。

また、犯罪が疑われる事案や、犯罪に該当するとは限らないが性暴力が疑われる事案については、保護者への報告の在り方をルール化することや、既存の法令・ガイドライン等で事案に応じた対応をする関係機関（警察、児童相談所、自治体、教育委員会等）への通報等が求められていることを改めて周知することも有効と考えられる。なお、保護者からの性暴力の疑いがあった場合は、速やかに児童相談所へ通告する必要がある（再掲）。

◆ 性暴力被害の疑いが発覚した際の対応として、従事者が理解しておくべき内容の例

性暴力被害発覚のパターン	発覚時の対応の例
被害児童から打ち明けられた場合	<ul style="list-style-type: none"> 可能な範囲で、児童が安心して話せる場所に移動する（例▶周囲に聞き取られない環境）。 被害児童が打ち明ける内容について傾聴する（初期聴き取り）。 <ul style="list-style-type: none"> 最初の段階では被害児童が自発的に打ち明けた内容の聴き取りに留め、それ以上は積極的に聞き取ろうとしないことが求められる。被害児童が打ち明けた内容が不明確な場合であっても、何があったのか概要が分かる程度の聴き取りに留めること（例▶「誰が」「身体のどの部分に」「何をした」）。 その際の聴き取り方法として、「～～先生がやったの？」等の誘導的な聴き取りではなく、「誰にされたか教えてもらえる？」等の問い合わせに有効であると考えられる。 これは、誘導的な聴き取りを行うなど、聴き取り方法を誤ることで、「記憶の汚染」等につながり、司法手続において信用性のある証拠として採用されなくなる可能性がある点とも関係する。 なお、同じ話を他の者から繰り返し聞かれるようなことは、被害児童の心身に無用な負担をかけることになるため、最大限避けることが望ましい。聴き取りは、被害内容を踏まえて、必要に応じ、聴き取りの知見を有する者や責任者等と一緒に実施することが有効と考えられる。

性暴力被害発覚のパターン	発覚時の対応の例
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 被害児童はどのように表現して良いか分からず、口ごもることがあるが、話し始めるまで辛抱強く待つことが重要であり、話を遮らず、丁寧に聴き取る。 ➤ 理由（why）を尋ねることは避ける。「なぜそんな行動をしたのか」「嫌だったと言ったか？なぜ言わなかったのか」など、被害児童の言動を責めるように聞こえるようなことは決して聞いてはならない。そもそも、「なぜ？」という質問自体が、児童にとっては回答の難易度が高い質問である。 ➤ 「いつ？」という時点に関する質問も、児童にとっては回答の難易度が高い質問であるため、直接的に質問することは避け、被害児童の語りに任せる姿勢が重要である。 ➤ その他にも、配慮が必要な発言があることに注意すること。 ⇒p53【児童から打ち明けられた際に配慮が必要な言葉の例】参照 ➤ どのような場合であっても、「あなたは悪くない」「あなたに落ち度も責任もない」と必ず伝える（性暴力には、被害者側にも落ち度があるという偏見が根強くあり、被害児童自身もそのような意識を持つてしまう可能性がある）。 ➤ 最後に「話してくれてありがとう」と伝える。 ● 家族や他の従事者、関係機関に情報提供することについて、本人に伝える（未就学児や重度の知的障害がある児童の場合を除く）。「誰にも言わないで」と言われたら、何が不安なのかについて聴き取るとともに、いのちに関わることや法に触れ得ることについては、秘密にはしておけないことを丁寧に説明する。必要な情報の共有は、これ以上の被害を防ぐ等の観点からも、被害児童の意思に反してでもすることが求められるため、できない約束をすることは、結果的に被害児童を裏切ることとなる。 ⇒p50【被害児童本人に「誰にも言わないで」と言われた場合の対応の例】参照 ● 可能であれば、本人に負担感がないか十分に確認した上で、録音をすることで、正確に記録を残すことが有効と考えられる。録音が難しい場合、児童や従事者自らが何と言ったかを記録し（児童・従事者の使った表現や言葉をそのまま記録に残す）、管理職や施設・事業所の長等に報告する。
被害児童以外の児童から情報提供を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 可能な範囲で、児童が安心して話せる場所に移動する。 ● 児童の相談内容について傾聴する（初期聴き取り）。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「誰のことについて、どのような形で知ったか」を聴き取る。 ➤ 児童が話す以上のことを無理に聞き出そうとしない。 ➤ 被害を知ったときに、どのように感じたかを聴き取る（不安、恐怖、心身の不調等の確認）。 ➤ 他に知っている人がいるかどうかを確認する。 ➤ 被害児童は、自分（従事者）に対してこのことを伝えていることを知っているかどうか確認する。 ➤ 最後に「話してくれてありがとう」と伝える。 ● 情報提供してくれた児童には、この話をSNS上を含めて他の人に言わないこと、そのようなことをすると、名前を言わずとも被害児童が類推され、誹謗中傷などが起こるリスクがあることを伝える（情報提供してくれた児童が自らの保護者に話している場合には、保護者にも同様のことを伝える）。 ● 児童に不安や心身の不調等が生じたとき等のために、連絡先とともに、また相談するよう伝える。 ● 可能であれば、本人に負担感がないか十分に確認した上で、録音をする。録音が難しい場合、児童や従事者は何と言ったかを記録し（児童・従事者の使った表現や言葉をそのまま記録に残す）、管理職や施設・事業所の長等に報告する。

性暴力被害発覚のパターン	発覚時の対応の例
	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童が開示に同意していない場合は、情報提供した児童の立場が悪くなることがあるため、被害児童にアプローチする際は、慎重に進める。 ⇒p51【被害児童以外の児童に相談を受けたが、その児童が被害児童から「誰にも言わないで」と言われている場合の対応の例】参照
同僚の性暴力や、不適切な行動の情報を、見聞きした場合	<ul style="list-style-type: none"> 見聞きした情報について、解釈を加えず、正確に記録する（基本は4W1H*）。 可能な範囲で、録音や撮影などにより、客観的な証拠の保存に努めることが望ましい。 性暴力の疑いの段階で重く受け止め、原則即日で、管理職や施設・事業所の長等に報告する。

*4W1H：だれが（Who）、いつ（When）、どこで（Where）、なにを（What）、どのように（How）したか（5W1Hから、なぜ（Why）を除いたもの）。

◆未就学児、知的障害のある児童等への対応における留意事項の例◆

- 個人差があるものの、特に未就学児や低年齢の児童の場合は、「時」や「場所」の概念がまだ十分に育っていないため、被害にあった日を間違えて伝えてしまい、事実誤認につながることがある。
- また、児童は大人から聽かれたら何か答えなければならないと思い、不明確であっても、想像で答えてしまうこともある。そのため、「性暴力の疑いの発覚時の対応」や後述の「聴き取り」においては、時や場所を聞かないことが重要である。
- 例えば「お祭りがあった日に被害を受けた」という情報に基づき、この日に間違いないと保護者等が断定してしまう、加害が疑われる者にアリバイがあったとしても少なくないため、「時」や「場所」について誤解しないよう、慎重になることも重要である。
- 障害のある児童に対しては、性暴力の疑いが発覚した際には、各障害や個人の特性を理解して、代弁できる者が担当すること等が有効と考えられる。

◆被害児童本人に「誰にも言わないで」と言わされた場合の対応の例

- まずは、被害児童は悪くないこと、被害児童の安全が最も大切であることを伝え、安心感を与えることが重要。
- 誰にも言わないことはできないため、できない約束はしない。「誰かに知られると、どうなると思うか、何が不安か」を聴き取り、不安の背景を探る（親に怒られる、加害が疑われる者に口止めされている、報復される恐れがある等）とともに、不安をどのようにしたら解決できるか、できるだけ具体的に児童と一緒に考えることが重要。
- 被害の開示を受けた従事者一人では被害児童の安全を守ることができない、一緒に児童を守ってくれる人（保護者を含む）と相談したいという旨を伝え、説得することとなる。
- 被害児童は、どこまで情報が広がっているかを気にしていることがあるため、誰にどのような理由で伝えるのか、予め被害児童と認識を共有することが、被害児童の心理的負担を減らす上で有効と考えられる。
- 被害児童が不安になったら、いつでも相談できる従事者の存在を伝え、不安の軽減に努める。
- 外部機関（特に警察）と連携する場合、早期にそれを伝えると、児童が「悪いことをした」と感じて話さなくなるケースがある。このため、タイミングを見て、伝えることが求められる。

伝える／聴き取る項目	具体的な受け答え／声掛け（例）	配慮すべき事項
話してくれたことへの感謝を伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・話してくれてありがとう。 ・よく話してくれたね。 ・話すのは勇気が必要だったかもしれないね。等 	・まず、話してくれたことをねぎらう。
あなたは悪くないことを伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・あなたは全然悪くないからね。 ・あなたには落ち度も責任もないからね。等 	・安心感を与えることが重要。
あなたの安全が最も大切なことを伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・あなたの安全が何よりも大事だよ。 	
誰かに知られることについて、何が不安かを聴き取る	<ul style="list-style-type: none"> ・誰にも言わないでほしいと思う理由を、教えてくれないかな。どんなことが不安だったり、怖かったりする？ ・（「怒られると思っている」「口止めされている」等の話が出たら）そのような心配があるんだね。でも、あなたは悪くないよ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安の背景に、虐待等が潜む可能性にも留意する。 ・児童に責任はないことを明確にする。
あなたを守る手立てを考えたいことを伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・あなたの安全を守りたいなって思うのだけれど、どうだろう。 ・あなたを守ることが大人の責任だよ。等 	
他の人と情報を共有することを伝え、説得する	<ul style="list-style-type: none"> ・一緒にあなたを守ってくれる人と相談させてね。 ・あなたの命と安全に関わることだから、秘密にしてはおけないの。 ・お母さんやお父さんとも相談させてね。お母さんやお父さんに怒られるのが心配だったら、私が助けになるから言ってね。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・他者への情報共有については、児童の気持ちに寄り添いつつも、説得する。
いつでも相談できることを伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・心配なことがあればいつでも相談してね。 ・このことは○○先生と●●先生と相談しているから、何かあったら言ってね。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で知っている人は誰かを伝え、キーパーソンを作る。

❖ 被害児童以外の児童に相談を受けたが、その児童が被害児童から「誰にも言わないで」と言われている場合の対応の例

- 被害児童から打ち明けられた児童は、大人に話をしたことに罪悪感を持っていることがあるため、まずは話してくれたことをねぎらうとともに、大人に話してくれたことは正しいことだと伝える。
- 他に話した相手がいるかどうかを確認し、今後、その児童が周囲に話を広めないようお願いするとともに、不安に感じた場合等の相談先を示す。
- 話してくれたその児童の安全も、被害児童の安全も、大人は守りたいと思っていることを伝え、「ここから先は大人がしっかりと考える」ことを伝える。
- 被害児童に声掛けする際には、その児童から聞いたことが、分からないように工夫することを伝える。

（例）

- ・「最近、ぼんやりしていることがあるけど、何かあった？」等とやんわり話しかけるパターン
- ・「こういったことを見たっていう人がいるんだけど、あなたを守りたいので、直接話を聞かせて」と聞き取りを試みるパターン

※被害児童とその児童との信頼関係や、大人に対する信頼感を維持することに、最大限努力することが重要であるが、どうしてもその児童から聞いたことを言わざるを得ないケースもあり得る。その際には、その児童に「〇〇ちゃんを守るために大事なことだから、××ちゃんに聞いたってことを〇〇ちゃんに伝えていいかな」等と確認した上で、その児童から聞いたことを被害児童に言うことが考えられる。

被害児童には、「××ちゃんがあなたを守ろうと一生懸命話してくれたんだよ」「××ちゃんも迷っていたけど、何とかしたいと思って、話してくれたんだよ」等と説明することが考えられる。

伝える／聴き取る項目	具体的な受け答え／声掛け（例）	配慮すべき事項
話してくれたことへの感謝を伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・話してくれてありがとう。 ・よく話してくれたね。 等	<ul style="list-style-type: none"> ・まず、話してくれたことをねぎらう。
話したことが適切だったと伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・大人に話してくれたあなたの判断は大切なこと。 ・あなた一人で、〇〇ちゃんの安全を守ることは難しいから、あなたがこうして伝えてくれたことは正しい。 等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が罪悪感を持つていることもあるため、大人に話したことは正しいと伝える。
他に話した相手がいるかを確認し、今後の相談先を伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・私に話すのが初めてかな？このことで不安になつたりしたら、色々な人に話すのではなく、これからは私に話をしてね。そうしないと、〇〇ちゃんの安全を守れなくなることもあるので、そうしてね。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害児童から聞いた不安を周囲に広めないことも含め、今後の相談先を伝える。
被害児童を守る手立てを大人が考えることを伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・これから、〇〇ちゃんにもお話を聴こうと思うし、どうしたら〇〇ちゃんが安全でいられるか、大人が一生懸命考えようと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ここから先は大人が考えることを伝える。
今後の見通しを伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇ちゃんに声をかけてみるね。 ・あなたが話したことは伝わらないように気を付けるね。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の対応の見通しにつき、その場で伝えられるようあれば伝える。

❖ 児童から打ち明けられた際に配慮が必要な言葉の例

下表の言葉や質問は、児童から性暴力被害の相談を受けた際、困惑や動揺、性暴力を防げなかったという自責感などから、よく起こる言葉かけや質問の一例である。これらの言葉は、無意識に出たものであっても、被害児童を傷つけることがあり、注意することが重要である。

同じ言葉を伝えるにしても、言葉の選び方、声色、声のトーン、表情等も重要になるため、従事者が、児童から性暴力について打ち明けられたときに、何の準備もなくこれらの対応を適切にとることは至難の業である。このため、研修でロールプレイングを行う等、事前の練習を定期的に行うことが重要と考えられる。

言葉や質問	配慮が必要な言葉の例
児童を責めている（と受け取られかねない）言葉	<ul style="list-style-type: none"> ● 「あなたが誘ったのでは？」と聞かない。 ● 「泣いてばかりでいいで、ちゃんと説明して」と言わない。 ● 「さっきと話が違いますけど、どちらが本当なんですか？」と聞かない。 ⇒「私（聞き手）が分からなくなってしまったから、もう一度教えてください」と言い換える。 ● 「話してくれないと助けられない」と言わない。
「なぜ？」と非難しているように聞こえる質問	<ul style="list-style-type: none"> ● 「どうして逃げなかったの？」と聞かない。 ● 「どうして付いて行ったの？」と聞かない。
被害を矮小化するなど、被害児童・生徒の心理を理解しない言葉	<ul style="list-style-type: none"> ● 「先生はこういう相談よく聞いて慣れているから、恥ずかしがらずに話して」と伝えない。 ⇒被害児童にとっては初めて受ける性暴力で、重大な出来事であるにもかかわらず、「従事者がこれまで対応したことがある事案と比べて大したことではないと思っているかもしれない」と児童の誤解を招くおそれがある。 ● 「早く元気になります」「つらいことは忘れましょう」と言わない。 ● 「辛いのはよく分かるよ」「時間が解決してくれる」と言わない。 ⇒性暴力のことを忘れることができて早く元気になれるのであれば、それを最も願っているのは被害児童本人である。従事者自身が安心を得るための安易な励ましは、更に傷を深める可能性がある。 ● もっとも、被害児童の方から「辛かった」などと心境を打ち明けてきた場合には、「辛かったんだね」と繰り返すことが被害児童の気持ちに寄り添う適切な応答となる。
驚愕を示す言葉	<ul style="list-style-type: none"> ● 「本当なの？」と聽かない。 ● 「嘘でしょう？」と言わない。
相談を拒絶する言葉・話を遮る言葉（態度）	<ul style="list-style-type: none"> ● 「○○先生に相談してください」「保護者に伝えてください」と言わない。 ● 「私では手に負えません」と言わない。 ⇒適切な対応に自信がなくとも、自らを信頼して打ち明けてくれたことに対して感謝を述べつつ、「しっかり対応できるように、～～と相談して、どうするか考えてみるね」と一旦受け止めることが重要。
感情的な言葉（態度）・評価をする言葉	<ul style="list-style-type: none"> ● 「××先生のやったことは、絶対に許せない！！」と言わない。 ● 「（児童に対して）かわいそうだね」と言わない。 ⇒聴き取り者が感情的になることで、これ以上話さない方が良いのではないかと児童が不安を感じる場合もある。児童の発言や感情に共感を示すことは重要だが、児童の気持ちを勝手に決めつけず、落ち着いた態度で、穏やかな声で、ゆっくりと話を聴く。
無責任な言葉（できない約束はしない）	<ul style="list-style-type: none"> ● 「○○先生は明日からきっと学校に来ないよ」と言わない。 ● 「誰にも言わないよ」「先生だけの秘密にしておくから大丈夫だよ」と言わない。 ● 「もうお話を聞くことはないよ」と言わない。 ⇒このような言葉は児童を安心させたいという思いから発していることが多いが、曖昧な情報の提供はその後の不安や反応を強める。そのため、正確に伝えることができない情報を安易に伝えないよう心がける。

（出典：東京都教育委員会「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」（令和5年4月）より
抜粋・一部追記・修正）

コラム

被害児童の二次被害防止及び適切な司法手続の実現に向けて、事業者・従事者等が行うべきこと

- 被害児童対応に当たる事業者、従事者等においては、被害児童に「記憶の汚染」のリスクを防ぎ、トラウマ等の二次被害を生じさせず、かつ代表者聴取（協同面接）[※]により適切な司法手続が実現できるように努めることが求められる。具体的には、事案が犯罪に該当する可能性が少しでもある場合又は判断ができない場合は、事業者や従事者から被害児童への聴き取りは、原則として被害児童が自発的に話す内容に留めるとともに、保護者にもこの事実を予め資料の配布等を通じて啓発し、必要以上の聴き取りを行わないように説明すること等が重要と考えられる。このような取組の意義については、保護者に対して、児童への性暴力防止策等について情報提供する際や、実際に事案が発生した際に、丁寧に説明することが有効と考えられる。
- 一方で事業者及び従事者は、代表者聴取（協同面接）が行われるまでの期間等において、何の聴き取りも行われないことに、被害児童が放置されていると誤解する可能性がある。このため、被害児童に対し、「今詳しい話を聞かないことは、あなたを守ることにつながる」「後できちんと話を聞く機会がある」ことを丁寧に伝えるとともに、対応・支援ニーズはないか等を確認しつつ寄り添い、被害児童が話したいことがあれば、真摯に耳を傾けることが重要と考えられる。

※代表者聴取（協同面接）とは

- 代表者聴取（協同面接）とは、警察、児童相談所の担当者及び検察官が、児童からの聴き取り方法などについて協議を行った上で、その代表者が聴き取りをする取組である。
具体的には、
 - ① 聽取場所や回数に配慮するなど、児童の不安・緊張を緩和する
 - ② 誘導を避けるなど児童の供述に 不当な影響を与えないようにする
 などにより、児童の負担軽減を図りつつ 十分な供述を得る、いわゆる司法面接的な手法を用いた聴き取りを行い、その聴き取りの状況を録音・録画して記録化するものである。
- 刑事訴訟法第321条の3においては、児童が被害者又は参考人である事件等において、一定の要件³を満たせば、司法面接的手法を用いた聴取により得られた供述を、児童が法廷でいちから証言する代わりの証拠として、裁判で用いることを認めている。この要件を満たすか否かを裁判所が判断する際に、代表者聴取前に事業者等が行った被害児童等からの聴き取り方法が適切か否か、被害児童に「記憶の汚染」が生じていないか否かが、裁判で争点になり得る。
- 性暴力被害を受けた児童にとって、何度も同様の話を聴かれてそれを思い出させられることはトラウマ体験をより深めることにつながる。また、誘導的な質問が繰り返しなされることで、児童の記憶そのものが変化してしまう「記憶の汚染」のリスクもある。性暴力被害においては、医学的な診察では異常所見が見つかず、児童の話が唯一の証拠になることも少なくなく、代表者聴取（協同面接）前の、大人側の不用意な聴き取り対応によって、大切な証拠の信用性が失われてしまうことは避けることが重要である。
- 代表者聴取（協同面接）は、被害児童の二次被害を防ぎつつ、児童の証言を正確かつ信頼性のある形で記録するものである。そこでは、専門的な訓練を受けた面接者が、安全で落ち着いた環境において、児童が自らのペースで、自らの言葉で話せるように接する。

³ 刑事訴訟法第321条の3は、被害児童等からの聴取状況を録音・録画した記録媒体を、裁判で用いるための要件として、「供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置」及び「供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置」を定めている。

2. 被害児童の保護者への連絡・説明

性暴力の疑いについて、保護者が最初に把握し、その訴えにより、事業者が被害の疑いを把握することがある。一方、事業者が、保護者以外の経路から性暴力の疑いを把握した場合、特段の事情（例▶保護者に性暴力の疑いがあるといった事情）がなければ、被害児童の保護者に速やかにその情報を連絡することが望ましいと考えられる。たとえ事実確認を十分に行うことができておらず、対応方針が決まっていない時点であっても、その時点で把握している事項について、丁寧に説明をすることが重要と考えられる（説明が遅れると、事業者が隠ぺいしていた、放置していたと疑われるリスクが生じ得る）。

その際に、保護者がショックを受けたり、怒りを表出させたりすることも考えられるが、事業者には、保護者の話に傾聴し、ショックや怒りを受け止め、誠実に対応することが求められる。

その後の被害児童の安全確保・支援、事実確認や、対応方針決定において、事業者が保護者と連携することは非常に重要となる。このため、第一報の時点から、事業者が児童を守ることを最優先に行動する姿勢を強く表明することが重要である。事業者は、併せて、第一報において、保護者に対し、下表の事項等について、説明やお願いを行うことが重要と考えられる。事業者の真摯な姿勢が保護者に伝われば、保護者が児童に接する際の配慮事項等は伝わりやすくなると考えられる（参考資料編 ■に「保護者への連絡文面に係る参考例」を掲載）。

さらに、被害児童の保護者への連絡について、性暴力発覚時のみならず、対応の進捗に応じて随時連絡し、現時点で判明している情報について共有することは、被害児童の保護者との信頼関係を築く上で有効と考えられる。

❖ 保護者への第一報の際に、事業者が説明・お願いすべき事項の例

項目	説明・お願い事項の例
事業者の対応姿勢・方針	<ul style="list-style-type: none"> ● 疑いの段階ではあるものの、本件を重く受け止め、児童を守るためにきちんと対応することを伝える。 ● 児童の利益を最優先に協力し合うことが重要であることについて、保護者と相互に理解する。 ● 保護者の意向を尊重しつつ、事業者として対処すべきことは対処することを伝える。加害が事実と認められるならば厳正に対処することを伝える。 ● 第一報で被害を軽視していると疑われる言動をした場合、その後の対応は困難になり得ることに留意する。
被害の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者が知る範囲で性暴力が疑われる被害内容を説明する。 ● その情報がいつ、どのような形で事業所にもたらされたか等について説明する。 ● 施設・事業所内で、性暴力被害について知っている従事者の氏名を伝える。
警察等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●（犯罪の疑いがある場合）事実究明のためには、速やかに警察と連携することが適切な対応であると考えていることを伝える。 ●（通報するか悩んでいる場合）保護者が警察と連携するか悩んでいる場合は、次のような対応が考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ なぜ望まないのかを丁寧に聴き取り、不安に寄り添いつつも（安心させるためであっても、できないことをできるとは言わない）、犯罪の疑いがある場合は、再被害や他の児童への被害拡大等を防止するため、警察への通報や相談が適切な対応であることを、丁寧に説明する。 ➢ 被害の拡大防止や被害児童の心身の回復につなげる窓口として、性犯罪被害者支

項目	説明・お願い事項の例
	<p>援機関等への相談が有効であることを伝える（p87 参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害児童に治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性がある場合や薬物を使用されたおそれがある場合等には、速やかに医療機関へ受診させる必要性が高いことを伝える（p74「被害児童とその保護者への支援」を参照）。
児童への接し方	<ul style="list-style-type: none"> 児童を責めず、「あなたは何も悪くない」と伝えてほしいことを伝える（以下に掲げるリーフレットの再配布や、p53 の「児童から打ち明けられた際に配慮が必要な言葉の例」を情報提供することも考えられる）。 児童の記憶は汚染*されやすいため、非専門家が聞き取りを行ってしまうことで、司法手続で児童の証言の信用性が認められなくなるリスクがある（p54「【コラム】被害児童の二次被害防止及び適切な司法手続の実現に向けて、事業者・従事者等が行うべきこと」を参照）。 <p>また、親の不安や怒りが児童にさらなる負担をかけることがある。そのため、児童から話してこない限り、出来事には触れないようにすることが重要であることを伝える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童が放置されると誤解しないよう、「今詳しい話を聞かないことは、あなたを守ることにつながる」「後できちんと話を聞く機会がある」ことを児童に伝えることも考えられることを伝える（再掲）。 児童から出来事について話しかけてきたときは、「話してくれてどうもありがとう。大丈夫だよ。」と受け止めるのに留め、それ以上の質問やコメントはしないこと、児童が話した言葉は、そのままの言葉でメモし、その会話があった日時、場所とともに正確に記録することを伝える。 <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>❖ パンフレット例（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府・こども家庭庁「こどもたちのためにできること～性被害を受けた子どもの理解と支援～」 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/pdf/pamphlet_2023_02.pdf 子どもの性の健康研究会リーフレット「子どもをささえるためにできること～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」 http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/sasaeru.pdf </div>
連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> 連絡窓口となる人及び連絡先を明らかにして伝える。 事業者における保護者連絡窓口は一系統にまとめることが望ましい（現場と本社等、複数の従事者が異なる対応や回答をすることを避けるため）。

*「記憶の汚染」の意味は、p5「用語の定義」に記載。

3. 被害児童等の安全確保

性暴力の疑いが生じた場合、事実の確認がとれるまでの間も含めて、被害児童と、加害が疑われる者とを分離することや、加害が疑われる者が児童と 1 対 1 にならないようにすることは、児童の安全確保のために最重要となる措置である。

犯罪が疑われる場合（犯罪に該当し得るか不明瞭な場合を含む。以下同様。）かつ性暴力を行った客観的証拠が見つかっていない段階では、警察による事情聴取が行われる前に、加害が疑われる者が、その疑いをかけられていることを察知すると、証拠隠滅（例▶スマートフォン等のデータ削除や破壊）を行ったり、行方をくらましたりして、事実

の究明が難しくなる可能性がある。

このため、警察による事情聴取の前には、「性暴力の疑いが生じている」ことを理由にして、児童と加害が疑われる者との分離を行うことが難しいことが想定される。このため、被害の疑いの発覚後から、警察による事情聴取までの間における、被害児童等の安全確保として、事業者がどのような措置をとるかは、警察に相談することが望ましい。

なお、性暴力には至らない、不適切な行為の疑いの場合も、事案に応じた適切な対応を検討する。

分離する方針として、被害児童をこれまであった環境から遠ざけるのではなく、加害が疑われる従事者を当該環境から遠ざけることが望ましい（例▶ 事実の調査の間も、児童と接触しない事務作業に従事させ、児童との接触を禁止する／自宅勤務とする）。加害が疑われる者側を分離する理由としては、被害を訴えた児童以外にも被害者が存在する可能性があり、被害児童やその他児童への再加害や証拠隠滅が懸念されることも挙げられる。

具体的な安全確保・保護の方法は、施設・事業所に居ること／来ることに不安・心配はないかなど、被害児童の心身の状況や、被害児童及びその保護者等の意思を確認した上で決定し（例▶ 加害が疑われる者との分離方法、施設・事業所へ通う道中の見守り、性暴力が行われた疑いのある場所とは別室での教育・保育等、周囲の児童等への説明など）、被害児童が落ち着いて教育・保育等を受けられる環境の確保を行う。

一方で、この段階ではまだ加害の事実があると評価されたものではないため、あくまでも公正・中立な態度で対応を行う。

❖ 被害児童と加害が疑われる者との分離について

～学校の場合～

- 学校は、学校の設置者への報告をするまでの間、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等、当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずるものとする。
- 例えば、各学校において、当該教育職員等を担任から外したり、別の教育職員等が授業を実施したりするようにすることや、児童生徒等と接触しない事務作業に従事されることなどにより、児童生徒等への影響が生じないようにすることが考えられる。（出典：文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より抜粋）
- なお、事実確認により児童生徒性暴力等を行ったことが明らかとなった教育職員等に対する懲戒処分の決定がなされるまでの間の扱いについても、同様の接触回避等の措置を行うことが当然に求められる。
- さらに、児童生徒性暴力等を行った教職員が起訴された場合には、公立学校においては、分限処分としての起訴休職とすることも考えられる。（出典：文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より抜粋）

～保育所等の場合～

- 雇用主又は施設長等は、保育士による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童を当該保育士から保護するため、当該保育士について保育所等以外の場所での研修や自宅勤務等を検討する。
- （出典：東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」）

4. 事実確認等

事実確認に際しては、児童等の人権・特性に配慮とともに、名誉・尊厳を害しないよう注意しなければならない。そのため、被害児童やその保護者の意見を踏まえながら、事実確認を進めることが有効と考えられる。ただし、被害児童等への配慮やプライバシーの保護等を理由に、必要な対応を怠るようなことがあってはならない。また、事実の有無の評価が行われる前の段階では、加害が疑われる者に対しても、その人権に配慮した公正・中立な対応が求められる。

児童の特性や調査の状況等によっては、聴き取りや事実の有無の評価の難易度が高いケースも想定される。児童への配慮を欠いた聴き取りや、誤った事実の有無の評価は、被害児童及び加害が疑われる者の権利を含め、重大な影響を生じさせ得る。こうしたことを踏まえ、そのようなケースにおいては心理や法律の専門家（弁護士等）の知見や協力を得ることが有効と考えられる。

（1）事実確認の進め方（総論）

事実確認については、原則、客観証拠（客観証拠の例は p62「(3)情報及び客観証拠の保全」を参照）を収集すること及び両当事者（被害児童及び加害が疑われる者）に対する聴き取りを適切なタイミングで行うことが、有効と考えられる。被害の発生を把握した後、可能な限り速やかに、事実確認を開始することが求められる。

犯罪が疑われる場合は、警察と連携することが適切な対応であると考えられる（事業者による聴き取りは、警察の指示を踏まえて実施する）。

他方、例えば次のようなケースの場合は、被害児童への聴き取りを要しない又は控えることが望ましい場合があると考えられる。

❖ 被害児童への聴き取りを要しない又は控えることが望ましいケースの例

- ・ 未就学児等、被害児童本人への聴き取りが困難だと考えられる場合（保護者への聴き取りを検討）
- ・ **加害者の本人特定や加害の内容に明らかな客観証拠があり、被害児童への聴き取りは不要と認められる場合（客観証拠がある被害以外に、被害がないか確認することは求められる）**
- ・ 加害者が加害を認めており、加害者又はその弁護人から必要な事項を聴取できる場合
- ・ 被害児童及びその保護者が、聴き取りを拒否している場合

また、次のケースでは、必要に応じて被害児童及びその保護者に予め伝えた上で、第三者に聴き取りを行うことが有効と考えられる。

他方、被害を把握していない第三者に聴き取りを行う際には、性暴力被害／加害の疑惑があること及びこれらの者が疑われているということが察知されないように工夫して行うことが求められる。

❖ 第三者への聴き取りを検討するケースの例

- ・ 当事者から第三者の存在が明らかになった場合（例▶ 第三者が性暴力の状況を目撃した可能性がある場合、性暴力発生日時に近接したタイミングで、被害児童又は加害が疑われる者と第三者が関わっている場合、被害児童から被害の開示を第三者が受けている場合）
 - ・ 客観証拠がない場合※
 - ・ 被害児童及びその保護者と、加害が疑われる者の主張が食い違う場合
- ※客観証拠がない場合は、予め、被害児童及び加害が疑われる者の日頃の関係性・関わりを知る者に聴き取りを行うことにより、より適切に当事者への聴き取りを行うことができる。

聴き取りを行う順は、事案に応じ、次の3つのパターンが考えられ、個別に行なうことが求められる。

- 被害児童⇒加害が疑われる者
- 被害児童⇒第三者⇒加害が疑われる者
- 被害児童⇒加害が疑われる者⇒第三者

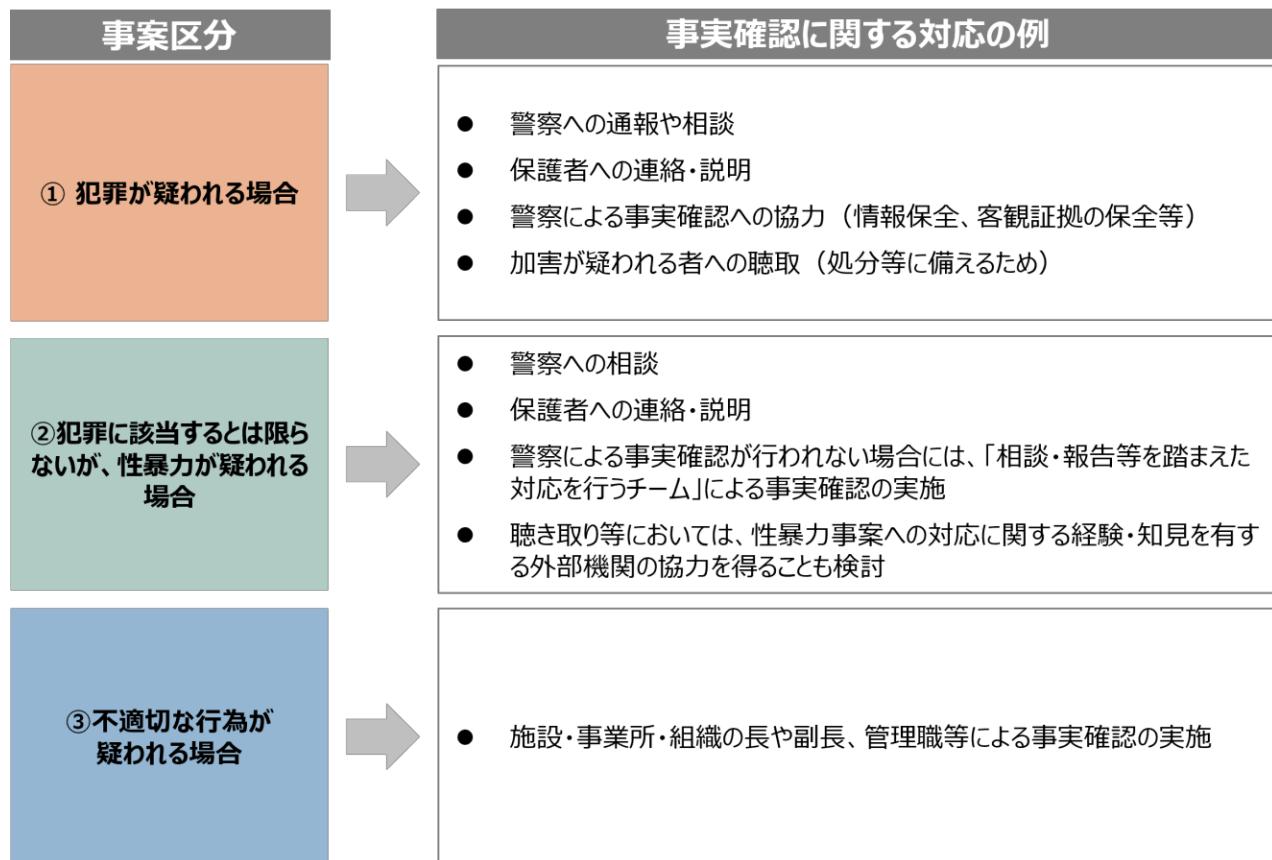
聴き取り内容については、ありのままの事実を、聴取者の意見を交えず、可能な限り本人の語った言葉そのままに記録することが重要である。児童は誘導や暗示の影響を受けやすいとの指摘があることや、被害児童の心身に負担があることを考慮し、誘導的に聴いたり、何度も同じことを聴いたりしないように留意するとともに、捜査機関等において行っている代表者聴取の取組にも留意する（詳細は p54「【コラム】被害児童の二次被害防止及び適切な司法手続の実現に向けて、事業者・従事者等が行なうべきこと」を参照）。

特に、被害児童や加害が疑われる者への聴き取りは難易度が高いため、外部専門家の知見や協力を得ることも有効と考えられる。

（2）事実確認を行う体制

事実確認は、次の①～③等の事案の区分（内容）によって、「警察」「相談・報告等を踏まえた対応を行うチーム」等が実施することが考えられる。

❖ 事案区分ごとの事実確認に関する対応例



※各事案区分の具体例は、p7～8を参照。

※既存の法令・ガイドライン等で、事案に応じた対応する関係機関（警察、自治体、教育委員会等）への通報等が求められている場合があることに留意。（「第4章 3. 事業者内外の報告のルール化」及び「（参考）既存のガイドライン等における通報等の記載」を参照）

① 犯罪が疑われる場合

犯罪の疑い（犯罪に該当し得るか不明瞭な場合を含む）を把握した段階で、速やかに警察に通報や相談することが適切な対応であると考えられる（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の第18条第2項及び第7項に基づき、学校等は通報が義務となっている）。

保護者による加害が疑われる場合を除き、事業者から警察に通報や相談を行う前には、被害児童及びその保護者等に警察への通報や相談を行うことを伝えることが望ましい。仮に被害児童及びその保護者が警察への通報や相談を望まない場合でも、なぜ望まないのかを丁寧に聴き取り、不安に寄り添いつつも（例▶「不安に思うことを含めて、一緒に警察に相談してみましょう」と提案する。安心させる目的であっても、できないことをできるとは言わない）、犯罪の疑いがある場合は、再被害や他の児童への被害拡大等を防止するため、警察への通報や相談が適切な対応であることを、丁寧に説明することが重要である（再掲）。

また、原則として、証拠隠滅等による事実究明の妨げを避けるため、警察による事情聴取が行われる前に、事業者が単独で、加害が疑われる者に事実確認（聴き取り）を行うことは避けることが望ましい（再掲）。

犯罪の疑いがある場合、警察による事実確認が行われるため、その他関係者（被害児童や第三者等）への聴き取り等を含めて、警察の指示に従って動くことが望ましいと考えられる。

事業者は、p48「性暴力の疑いの発覚時の対応」にて得られた情報の保全や、客観証拠の保全に努め、警察に協力することが重要となる。

❖ 留意点

- 性暴力の疑いが発覚した場合における必要最低限の確認（「性暴力の疑いの発覚時の対応」を参照）を除き、被害児童への聴き取りは、まずは捜査機関に任せることが望ましい。事業者が被害児童の聴き取りを行い、その後警察に通報することになると、警察・検察からも同じ話を被害児童に求めることになるなど、被害児童に無用な負担を増やすことになりかねず、また、事業者による誤った聴き取りを行うことで、司法手続において信用性のある証拠として採用されないリスクがある（詳細は p54「【コラム】被害児童の二次被害防止及び適切な司法手続の実現に向けて、事業者・従事者等が行うべきこと」を参照）。

② 犯罪に該当するとは限らないが、性暴力が疑われる場合

犯罪に該当するか否かは一般の者において判断することは困難を伴うため、判断に迷う場合は、性暴力の疑いを把握した段階で、警察に相談することが適切な対応と考えられる（相談する場合の留意事項は①を参照）。

犯罪に該当するか分からない場合や、緊急の対応を必要としない場合に、警察に電話で相談できる窓口がある。

【相談時間】平日 8:30～17:15

【連絡先】# 9110

【URL】 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201309/3.html>

犯罪には該当しない性暴力が疑われる場合又は警察によるその後の捜査が行われない場合には、第5章で形成したチームのメンバーを中心に、事実確認を行うことが考えられる。

③ 不適切な行為が疑われる場合

施設・事業所・組織の長や副長、管理職等、あるいは相談・報告等を踏まえた対応を行うチームが、事実確認を行うことが考えられる。

なお、事業者においては、事案区分の判断に迷う／判断が困難な場合が想定されるが、その場合には、より重大な事案区分に該当することを想定して早期に警察に通報や相談などの対応が適切と考えられる。当初は「不適切な行為」のみと思われていたものの、調査をしていく中で、性暴力が発覚する場合があることに留意し、そのような場合には、①又は②のケースとして対応する。

◆ 障害のある児童への対応における留意事項の例 ◆

- ①犯罪が疑われる場合、②犯罪に該当するとは限らないが、性暴力が疑われる場合のいずれの場合も、障害者虐待防止法に基づき、市区町村が事実確認を行う。事業者としては、警察のほか、自治体の障害者福祉担当課や障害者虐待防止センターへの通報をすることが適切と考えられる。特に犯罪が疑われる場合には、事業者側で詳細な事実確認はしないことが求められる。

◆ ベビーシッター事業者の場合 ◆

- 事業者が児童に直接事実確認を行うケースは少なく、保護者を通じた聴き取りがなされていることが多いが、第5章のチームより、適切な事実確認等の対応ができることが望ましい。
- この場合も、事業者が保護者と連絡を密にし、聴き取りの際の留意事項等を伝達し、犯罪が疑われる場合には、警察への通報や相談を推奨する等の対応が望ましい。

◆ 専門家との連携の考え方の例

- 事実確認等に際して、事業者が単独で実施するか、専門家（例▶ RIFCR™研修※を受けた聴き取りの経験者、事実確認に慣れた弁護士）と連携するか否かは、個別のケースの状況に応じて総合的に判断する。専門家の助言のもと、事業者において聴き取り等を行うケースや、専門家が直接聴き取りを行うケースが考えられる。なお、考慮要素として一般的に考えられる例は、次のとおりであるが、これ以外にも個別のケースに応じて、様々な考慮要素があると考えられる。判断に迷う場合や、「自分たちで実施するのは難しい」と感じた場合には、専門家に相談・依頼することが有効と考えられる。

①被害児童への聴き取りにおける考慮要素例

- 被害児童の特性（例▶ 知的障害・発達障害等の有無）
- 事業者による聴き取りに慣れているか否か（例▶ トラウマ反応への対応、発達段階を踏まえた聴き取り、被害児童の心理への配慮）
⇒考慮した結果、困難を感じた場合には、例えば、RIFCR™研修を受けた聴き取りの経験者等と連携して実施することが考えられる。

②加害が疑われる者等への聴き取り、事実の有無の評価における考慮要素例

- 行為の悪質性、犯罪の疑いがあるか否か
- 加害が疑われる者が、児童への加害を認めているか否か
- 加害行為を客観的に証明する証拠（例▶ 録音データ、SNSのやりとり）があるか否か
- 加害が疑われる者が上位者や、大きな権限を有する者であるか否か
⇒犯罪が疑われる場合には速やかに警察に通報や相談をする。また、考慮した結果、困難を感じた場合には、例えば、事実確認に慣れた弁護士と連携して実施することが考えられる。

- 一方で、被害児童への聴き取りは、専門家の協力を得るまでに時間がかかると、せっかく被害を吐露し始めた児童が口を閉ざしてしまったり、記憶が薄れてしまったりすることもある。特に低年齢の場合は、知らない人には、被害を話さず、信頼できる従事者であれば吐露する場合がある。
このため、こうした事態が生じる前から、事業者自身が、従事者に対して、被害児童への聴き取りに関する研修（例▶ RIFCR™研修）を受講させるなどして、対応できるようにすることが重要と考えられる。
- いざという時に相談できる専門家を、日頃から探しておくことも有効と考えられる（例▶ 児童への性暴力防止に詳しい専門家に、講演/研修をしてもらう等により関係性を築いておく）。
- 小規模な事業者では、内部での対応が難しい場合も想定されるが、業界団体において、こうした専門家と日頃から連携し、事案が生じた場合に、加盟事業者に速やかにアドバイスできるような仕組みの構築が期待される。

※**RIFCR™（リフカー）**：RIFCR™とは、アメリカ・ミネソタ州の「子ども虐待評価・研修センター」によって開発された面接プロトコル。具体的には、子どもの周囲にいる大人が、性虐待等、人には話しづらい経験をしたことが疑われる子どもに対してどのように面接し、何を聞くべきで、何を聞くべきでないかということを半構造化した面接プロトコル等のこと。日本では、認定NPO法人チャイルドファーストジャパンが、RIFCR™研修を提供している。

（3）情報及び客観証拠の保全

事業者は、「性暴力の疑いの発覚時の対応」において、被害児童等から開示された情報に関する記録を適切に保存することが重要と考えられる。

また、客観証拠として、例えば次に掲げるものを適切に保全することが有効と考えられる。警察等から事実確認に関する要請があった場合には、必要な協力をう。

- 施設・事業所内の防犯カメラ、写真・録音等の直接的な証拠
 - SNSの投稿やメッセージアプリ、メールのやり取り
 - 服務上の記録等（従事者の出退勤履歴、被害が生じた教室・部屋等の解錠・施錠の記録、鍵の管理状況等）
 - 児童への何らかの性暴力場面や行動・行為の直接目撃情報の記録
 - 性暴力に使用されたものや被害児童の衣服等（警察が指紋や体液等の必要な客観証拠を採取できるよう、施設・事業所内に性暴力と何らかの関係があると考えられるものがあれば、洗浄等することなく保全しておく）等
- ※性暴力の事実を示す客観証拠があって、必要性が低い場合には、被害児童への聴き取りを行わないことが考えられる。

コラム

適切な措置を講ずることなく、 客観証拠を削除させた場合の判例

- 性暴力を受けた証拠となり得る娘の画像・動画を公立中学校の教頭が加害男子生徒に削除させたため、事実確認ができなくなり、法的措置をとる機会を奪われたとして、娘の保護者が同校を所管する自治体に慰謝料など約110万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が2024年9月に地裁であり、裁判長は、画像・動画の保全措置を講じる義務に違反したとして、44万円の支払いを命じている。
- このケースでは、中学在籍時に女子生徒は、同じ学校の男子生徒の求めに応じて性的な画像と動画をSNSで送信。また、スマートフォンで動画撮影しながらの性行為を行った。後日、娘から「半ば無理やりだった」と聞いた両親が、学校側に男子生徒のスマートフォンのデータの保全を求めた。しかし、教頭は男子生徒とその両親と面談した際、スマートフォンに保存されていた画像・動画を両親の目の前で削除させていた。
- 地裁の判決では、都道府県教育委員会の手引きに、性的な画像が発見された場合に、「安易に削除するような指導はせず、被害生徒や保護者の意向を確認するまで学校に一時預けるよう指導する」と記載されており、学校側には動画の保全義務があったと認定し、両親が動画を確認して法的措置を検討する機会を奪ったとしている。

(4) 聴き取り

聞き取りにおいては、何を目的としているか否かで、聞き取り対象や聞き取り事項が異なる。

事業者は、まず事実の有無の確認（以下「事実確認」という。）を行うことを目的に、適切なタイミングで、関係者に聞き取りを行うことが想定される。また、警察の捜査により、事実確認が行われる場合でも、警察の捜査情報は原則秘匿であり、捜査により得られた事実を事業者は把握できないため、事業者として、被害児童の保護や支援、再発防止策、加害が疑われる者への処分等を検討することを目的に、警察の捜査とは別に、事実確認を含む聞き取りを行う場合がある。もっとも、この場合には、捜査の支障とならないように、事業者が、被害児童や加害が疑われる者へ聞き取りを行う場合には、事前に捜査機関に相談することが求められる。

聞き取り事項の例は、次表に記載した対象ごとに、ア～ウにおいて記載している。

また、聞き取り方法の一例については、参考資料編 ■「4.児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例」に掲載している。

❖ 聴き取りの目的と主な対象のイメージ

目的	聞き取り対象		
	被害児童及び保護者	加害が疑われる者	第三者
①事実確認	●	●	●※1
②被害児童の保護・支援の検討	●		
③再発防止策の検討	●※2	●	●※3
④処分内容の検討	●※2	●	

※1 p58「事実確認の進め方（総論）」の「第三者への聞き取りを検討するケースの例」を参照すること。

※2 事実確認や、児童の保護・支援のための聞き取りにより、結果として再発防止・処分内容の検討につながり得る。

※3 早期発見に向けては、周囲の第三者がどのように認識していたかが重要なポイントになり得る。

ア. 被害児童及び／又は保護者への聴き取り

事業者は、主に次の場合に、「事実確認」を目的として、被害児童とその保護者への聴き取りを行うことが考えられる（発覚時の初期的な聴き取りは、本項で記載している内容と異なるため、p48「性暴力の疑いの発覚時の対応」を参照すること）。

- ・「犯罪に該当するとは限らないが、性暴力が疑われる場合」及び「不適切な行為が疑われる場合」
- ・警察に通報や相談をしたものの、警察の捜査が行われないことが確定した場合や、事業者による聴き取りをしても良いと警察から言わされた場合

被害児童への聴き取りは難易度が高いため、可能な限り、適切な聴き取り方法を学び身に付けた従事者を担当にして実施することが有効と考えられる。また、外部専門家の知見や協力を得ることも有効と考えられる。

被害児童への聴き取りは、児童の安全確保のため、加害が疑われる者とは分離した上で行うことが重要である。また、聴き取りは事実確認の場であり、その場で指導を行わないこと（指導を行うと、児童が指導につながり得るような行動を説明しなくなるなど事実確認に支障をきたすため）、被害児童の言い分に対して疑いを持った態度で聴かないこと等に留意する。

被害児童への聴き取りを要さない、あるいは控えるべきケースについては、p58「被害児童への聴き取りを要しない又は控えることが望ましいケースの例」に記載している。

ただし、前述のケースにより、被害児童に対する、「事実確認」を目的とした聴き取りを控える場合であっても、「被害児童の保護・支援」の検討の観点で、被害児童や保護者が、事業者に望む対応について、聴き取りを行うことはなお重要と考えられる。また、聴き取りを拒絶される場合にも、他にも被害児童がいる可能性や、加害が疑われる者がその後も加害を繰り返す可能性があることを伝えた上で、少しでも協力してもらえないか依頼してみる（それが結果として、再発防止や処分内容の検討に資することになる）ことが考えられる。

なお、警察の捜査が行われる場合には、被害児童は既に事実確認の聴取を受けている場合があるため、被害児童の心身に負担をかけないためにも、事業者が再度、「事実確認」を目的とした聴き取りを被害児童に行なうことは避け、「被害児童の保護・支援」を目的とした聴き取りを中心に行なうことが望ましい。

警察の捜査が行われる場合に、事業者が、再発防止策や加害が疑われる者への処分を検討するために、被害児童側に事実確認を行う際は、警察から情報提供を受けている保護者やその弁護士に、情報提供を依頼することが考えられる。

区分	実施例・留意点の例
聴き取り担当者	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害児童への聴き取りは、適切な聴き取り方法を学び身に付けた従事者1名が実施することが望ましい（複数人から行なうと児童が混乱するため）。また、被害児童の話を客観的に聴くことができる者を立会（記録）者とする。 ● 被害児童によっては、初対面の者には心を開かず、信頼関係のある従事者であれば回答してくれるケースも見られるため、信頼関係のある従事者が、聴き取り方法のレクチャーを受けて、被害児童への聴き取りを行うことが有効な場合もある。このため、児童の状態や周囲との関係性、発生した事案の特性に応じて、児童をよく知る人が同席することが適切な場合もあれば、逆に信頼できる第三者のみで行なう方がよい場合もある。「児童が真実を話しやすい相手は誰か」との観点から、誰がどのように聴き取るか、適切に決定することが重要と考えられる。

区分	実施例・留意点の例
	<ul style="list-style-type: none"> 面接者と立会者が、児童がいる場で話し合うことは、児童の不安の高まりや記憶の汚染につながり得るため、控えることが望ましい。 施設・事業所・組織内の人員で、児童への聴き取りを行うことに課題があるときは、性暴力被害者への聴き取りについて、知見を有する外部専門家の協力を得ることも考えられる（例▶ RIFCR™研修を履修済みの者、性暴力被害児童への聴き取りに知見・経験がある公認心理師や臨床心理士）。
聴き取り場所	<ul style="list-style-type: none"> 他の人に話の内容を聞かれず、話が中断されることのない、静かな落ち着いた場所で行う。 聴き取り担当者による圧力やプレッシャーを軽減するために、面接者と児童は向かい合うのではなく斜めに並ぶ、立会（記録）者は児童の視界に極力入らない場所に座る等の配慮も有効と考えられる。 <p>【レイアウト例】</p>
聴き取り事項	<p>(出典：東京都教育委員会「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」より作成)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最初に、児童に答えたくない質問には答えなくても良いし、曖昧なことや分からないことは分からないと答えて良いことを伝える。 基本は、「いつ」「どこで」「どのように（身体のどの部分に等）」について聴き取る（誰が、何をしたのかは、発覚時に確認していると想定しており、必要がなければ繰り返し聞かないこと）。児童によっては、日時の記憶等が正確に残っていない可能性があるが、それを無理にかつ誘導的に聞き取ろうとはせず、「何か当時の状況で覚えていることはありますか？」と広く聞き、「その日は雨が降っていた」等の周辺情報を拾うことによって、推測することが有効な場合がある。 「周囲に他に人がいたか」「被害の前後で、関わりがあった人がいるか」を聴くことで、第三者への聴き取りにつながる場合がある。 <p>被害児童とその保護者への聴き取り事項の例</p> <p>※次の表の内容はあくまで例であり、「事実確認」の例示を全て被害児童等に聞く必要はない。被害児童の傷つきの状況も踏まえ、無用な負担がかからないよう、必要最小限の範囲で聴き取りを行うことに留意する。</p>

区分	実施例・留意点の例											
	目的	聴き取り事項（例）										
事実確認		<p>被害の内容（誰が、いつ、どこで、何を、どのようにしたか 等）</p> <p>被害の期間・回数（どのくらいの期間、何回くらい、被害を受けたか、前にもいやだと感じることがあったか 等）</p> <p>客観的証拠（送られたメール、SNS、手紙、物品等はあるか、被害児童本人記載の日記・メモ、被害を開示された大人が残した書面等はあるか 等）</p> <p>関係する第三者の存在（被害の前後に見たり関わりがあつたりした他の人がいたか、いたとすれば誰か 等）</p> <p>被害を開示した第三者の存在（誰かにこの話をしたか、したとすれば誰にか 等）</p> <p>他の被害児童の存在（他に同じようなことをされた人はいるか、いたとすれば誰か）</p> <p>（被害を受けた日から開示日までに時間が経過している場合）開示に至った理由（今、被害について話そうとしたのは、何か理由があるか）</p>										
保護・支援		<p>被害児童の変化（からだ、こころ、行動の変化の有無）</p> <p>現在の生活状況（保育園に行けなくなり、保護者が働けなくなっている 等）</p> <p>被害児童の考え方（加害者に対する処罰感情、どのような対応を望むか 等）</p> <p>保護者の考え方（加害者に対する処罰感情、どのような対応を望むか 等）</p> <p>事業者に対して求めること</p>										
⇒被害児童とその保護者への聴き取り方法の一例については、参考資料編 ■「4. 児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例」に掲載。												
聴き取り時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴き取り時間が長くなり、児童に負担をかけないよう配慮する。 ● 聴き取り時間の最大時間は、5分×年齢くらいを目安とする考え方がある⁴。 											
聴き取り時の留意点	<table border="1"> <thead> <tr> <th>留意点</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感情的な対応にならない</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童は最初からすべてを開示することはなく、事実を一部だけ話して相手の様子を見て、この人にそれ以上話をしても大丈夫か感じ取ろうとする。 ● それに対して、大人が怒りや動搖を見せたり、児童を非難したりすると、児童はそれ以上話ができなくなる。 </td></tr> <tr> <td>無理に聞きすぎない</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 児童が積極的に話をする場合には遮る必要はなく、あれこれ質問しすぎないように留意する。 </td></tr> <tr> <td>誘導や圧力にならないようとする</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 「〇〇さんから～と聞いた」は誘導につながる表現なので避ける。 ● 「WHY」は児童にとっては「非難されている」との圧力になる。「HOW」に言い換える（「なぜそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」等）。 </td></tr> <tr> <td>開示をほめ過ぎない</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 開示を褒めるのは、聴き取りの最後にする。 ● 開示直後にそれを伝えると、児童は「ほめられた」「もっとほめてもらおう」と思い、話を作ってしまうこともある。 </td></tr> </tbody> </table>		留意点	内容	感情的な対応にならない	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童は最初からすべてを開示することはなく、事実を一部だけ話して相手の様子を見て、この人にそれ以上話をしても大丈夫か感じ取ろうとする。 ● それに対して、大人が怒りや動搖を見せたり、児童を非難したりすると、児童はそれ以上話ができなくなる。 	無理に聞きすぎない	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童が積極的に話をする場合には遮る必要はなく、あれこれ質問しすぎないように留意する。 	誘導や圧力にならないようとする	<ul style="list-style-type: none"> ● 「〇〇さんから～と聞いた」は誘導につながる表現なので避ける。 ● 「WHY」は児童にとっては「非難されている」との圧力になる。「HOW」に言い換える（「なぜそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」等）。 	開示をほめ過ぎない	<ul style="list-style-type: none"> ● 開示を褒めるのは、聴き取りの最後にする。 ● 開示直後にそれを伝えると、児童は「ほめられた」「もっとほめてもらおう」と思い、話を作ってしまうこともある。
留意点	内容											
感情的な対応にならない	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童は最初からすべてを開示することはなく、事実を一部だけ話して相手の様子を見て、この人にそれ以上話をしても大丈夫か感じ取ろうとする。 ● それに対して、大人が怒りや動搖を見せたり、児童を非難したりすると、児童はそれ以上話ができなくなる。 											
無理に聞きすぎない	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童が積極的に話をする場合には遮る必要はなく、あれこれ質問しすぎないように留意する。 											
誘導や圧力にならないようとする	<ul style="list-style-type: none"> ● 「〇〇さんから～と聞いた」は誘導につながる表現なので避ける。 ● 「WHY」は児童にとっては「非難されている」との圧力になる。「HOW」に言い換える（「なぜそこに行ったの？」ではなく、「どういうことがあって、そこに行くことになったの？」等）。 											
開示をほめ過ぎない	<ul style="list-style-type: none"> ● 開示を褒めるのは、聴き取りの最後にする。 ● 開示直後にそれを伝えると、児童は「ほめられた」「もっとほめてもらおう」と思い、話を作ってしまうこともある。 											

⁴ 札幌市「札幌市立中学校における重大事態調査報告書【公表版】」（平成29年1月）

区分	実施例・留意点の例	
	他の人が同じ話を聞くことは避ける	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害体験を忘れないと思っている児童にとって、何度も話を聞かれてそれを思い出させられることはトラウマ体験をより深めることになる。 ● 児童の話の内容や記憶そのものが変化してしまうリスク（記憶の汚染）もある。
	分からることは言わない、できない約束はしない	<ul style="list-style-type: none"> ● 「誰にも言わないからお話して」等、児童に嘘について裏切ることになると、その後の信頼を失うことになる。
	次に相談できる機会を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ● 最初の聴き取りでは、児童は開示への心の準備ができていないかもしれない。話をする時間を取りってくれたことをねぎらうとともに、「話したくなったらまた聴かせてね」と次の開示の機会もあることを伝える。
	被害者の権利を伝える	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害児童に、質問する権利（「知りたいことがあれば何でも質問して」）、知る権利（「分かる範囲できちんと答える」）があることを伝える。
(出典：NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうご「学校で性暴力被害がおこったら 危機対応手引き」)		
記録上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴き取りの日時、場所、聴取者・立会者、聴き取り内容等を記録する。 ● 本人に負担感がないか十分に確認した上で、録音・録画をすることが、正確な記録を残す上で有効と考えられる（本人に抵抗感がある場合は、無理をさせない）。 <p>録音・録画が難しい場合には、聴取者と被害児童の発言を、用いられた表現や言葉をそのまま記録に残すよう努める（不適切な行為が疑われる場合であっても、被害児童が低年齢であり、被害を隠そうとしていたりする場合、後々、犯罪も行われていたことが判明すると、聴取者の質問内容に、誘導的な質問がなかったかの証拠となるため）。</p>	

コラム

性暴力被害によるトラウマ反応

- トラウマ（心的外傷）とは、大きな精神的ショックや恐怖が原因でできる心の傷のことである。
- どのような暴力も児童にとっての影響は大きいが、性暴力は他の暴力と比べても、トラウマ（心的外傷）につながりやすいと言われている。
- 傷ついた出来事の後には、眠れない、食べられない等の身体状況や、そのときのことを急に思い出す等、様々な症状が生じる。
- また、性暴力により、本来持っていた力が削がれることで、消極的、悲観的になり、生活に支障が出ることがある。
- このようなトラウマ反応について周囲が理解することで、性暴力に気付き、適切な対応を行うことができる可能性が高まる。



❖ 性暴力被害の一般的なトラウマ反応

分類	症状例
身体反応	言葉にすることが難しい子どもたちは、事件後の自身の変化を周囲にうまく伝えられず、身体反応（腹痛、下痢、便秘、生理不順、頭痛、食欲不振、不眠等）が出現しやすい
情緒的反応	不安・恐怖、ゆううつ、呆然としている、気分がコロコロ変わる 等
行動での反応	赤ちゃん返り（退行現象：親にくつつきたがる、一緒に寝たがる）、行動が消極的、自暴自棄的な行動（自傷行為、性問題行動）をとる 等
思考の反応	マイナス思考、被害時のこと覚えていない 等
PTSD 症状	再体験症状：出来事に関連するようなことがきっかけとなり、被害時のこと急に生々しく思い出す（フラッシュバック）、夢に出来事の内容が出てくる（「嫌な夢を見る」と表現することもある） 過覚醒症状：物音に敏感になる、落ち着かず集中力が低下する、警戒心が強くなる、眠れない 回避症状：出来事を思い出すようなことを避ける（性暴力被害があった場所、加害児童生徒に関すること、性暴力被害のニュースやドラマでの同様なシーン等） 認知と気分の陰性変化：持続的・過剰に否定的な信念を持つようになる、様々なことに関心を持てなくなる、以前は楽しめていたことが楽しめなくなる、他者から孤立していると感じる、幸福感や優しさなどの感情が持てなくなる等

（出典：NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうごT学校で性暴力被害がおこったら 危機対応手引き」（2020年6月）に
加筆・一部修正）

- 被害児童から被害の状況を聞いたときに、心身の不調を訴える可能性がある。そのときは、本人や保護者に対し、このような反応が出るのは当たり前であることを説明するとともに、症状の改善に向け、早期に専門家（医師、公認心理師等）に相談することを勧めることが有効と考えられる。

イ. 加害が疑われる者への聴き取り

「犯罪が疑われる場合」や「犯罪に該当するとは限らないが性暴力の疑いがある場合」に、警察により加害が疑われる者に対して事実確認を行う場合においても、警察から事業者へ捜査情報を伝えることは難しい。このため、事業者として、その後の対応や処分等のために聴き取りをすることが必要な場合があると考えられるが、聴き取りを行う時期等に

については、警察と相談の上で決定することが求められる。

事業者が聴き取りを行う場合には、相談・報告等を踏まえた対応を行うチームのメンバーのうち、施設・事業所の長や管理職等の責任者に該当する者が、加害が疑われる従事者に聴き取りを行う。ただし、加害が疑われる者への聴き取りは難易度が高いため、経験のある弁護士の知見や協力を得ることも有効と考えられる。

事業者による加害が疑われる者への聴き取りは、主に「事実確認」「処分の検討」「再発防止の検討」を目的に、被害児童の安全が確保されたことを確認してから実施する。

聴き取りに際しては、人権に十分配慮し、無理に話す必要はないこと、休憩を取ってもよいこと等の配慮を行う。また、静かで落ち着いた環境で聴き取りを行うこと、参加者は聴取者、立会者程度にとどめ、圧力をかけないようにすることも重要と考えられる。さらに、加害が疑われる者が、弁護士などの立ち会いや録音・録画を求めた場合は認めるべきと考えられる。いずれにしても、事実の有無の評価が行われる前の段階では、公正・中立な対応が求められる。

「あなたにとって大事なことだと思うので、いくつか聞かせてください」「あなたを否定しているわけではないが、とても大事なことなのです」等と相手に寄り添う姿勢を伝えることや、聞く側が根拠をもって聞いていることを伝えながら聞くことも有効と考えられる（単に、行為をしたか、していないかだけを聞くと、反射的に否定する場合がある）。

聴き取りでは、児童への性暴力又は不適切な行為の事実の有無を、冷静に確認する。その際、客観証拠や、被害児童・第三者への聴き取りで得られた情報を、最初からすべて開示することはしない。仮に聴き取りの最中に、客観証拠や被害児童及び第三者の説明と相違する点があったとしても、まずは本人の言い分（事実経過に関する認識）を一通り聞くことが重要である。聴取対象となる従事者が、疑われる行為を否定した場合に、これまでに得られた情報と矛盾するところがあれば初めてそれを示し、それに対する見解を述べさせ、客観的に記録することに努める（加害が疑われる者の同意があれば録音することも正確な記録を残す上で有効）。聴き取りは事実確認の場であり、その場で指導を行うと、本人が指導を恐れてそれ以上の情報を開示しなくなる可能性が高まるため、指導は行わないように留意する。

加害行為を認めているような場合には、再発防止につなげるために、加害が疑われる行為に至った動機やプロセス（ターゲットとなる児童を選定した理由、どのように児童と二人きりになる状況を作ったか等）を確認できるとよい。

なお、最終的に児童への性暴力や不適切な行為の事実の有無が評価できるか否かに関わらず、当該従事者が、被害を訴えた児童に証拠隠滅や報復を目的とした働きかけ（例▶ 口止めや証拠隠滅を強要する、教育・保育の場における取扱いの差別（入試における推薦、大会等に向けたレギュラー選抜における差別等）をちらつかせて強迫する）を行うことはあってはならず、このような働きかけを行った場合には、就業規則、服務規程、事業者の行動指針等に照らし、処分の対象となり得ることを、一般論として説明しておくことが重要と考えられる。

❖ 加害が疑われる者への聴き取り事項の例

目的	聴き取り事項（例）	留意事項
事実確認	<p>①話しやすい雰囲気の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近、仕事の状況はどうか。ストレスや悩み事はあるか。 <p>②行為の有無の確認</p> <p>〈行為があった日時、場所等に関する情報が得られていない場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近、〇〇（例▶ 部活、課外活動、施設からの送迎等、被害に関連する事柄）のことで、何かおかしなことや気づいたことはないか（被害児童の名前は出さない）。 ・△△（行為の内容やその行為が行われた状況 例▶ 送迎時に車内で児童と二人きりになる、児童と押し入れの中に入る）というようなことはあったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に、聴き取り者が事実を決めつけず、本人に語ってもらうことが重要。 ・客観証拠がない場合は、まずは話しやすい内容（周辺事項）からオープンに聴いていき、次第に核心に迫ることが有効。 ・「いつもどおりだった」等の回

目的	聴き取り事項（例）	留意事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・このような情報があるが、どのように思うか。 ・〇〇（被害の深刻があった行為。例▶抱きしめる）を行ったことはないか。 <p>〈行為があった日時、場所等に関する信頼できる情報が得られている場合〉</p> <p>〇月〇日はどこで何をしていたか（時系列に）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（記憶が曖昧で分からぬ場合）手帳やSNSなどを見ても良いので、覚えていることを教えてほしい。 等 	<ul style="list-style-type: none"> 答の場合、被害供述に応じて具体的に質問していく。 ・被害日時が特定されれば、当日の行動を時系列で聴いていく。 ・加害行為が確認できないう場合には、終了する。
	<p>〈行為を認めた場合〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的にどのようなことをしたか（いつ頃、どこで、誰に、何を、どのようにしたか） ・いつ頃からその行為をしていたか、何回くらいしたか、以前もしたことがあるか。 ・（記憶が曖昧な場合）メール、SNS、写真等を持っていないか、自身の日記、手帳等に記録を残していないか。あるならば見せてもらえないか。 ・その行為をした相手は何人いるか、誰に対してか。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは抽象的に聴き、自ら話し始めれば傾聴し、次第に具体的に聴いていく。 ・「触り方」「児童との距離」など、言葉での表現が難しい場合には、図に書く／行為を再現する等。 ・メール等があれば内容を確認。ただし、任意提出となる点に注意。
再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・その行為を思い立ったのはいつか。何が原因・きっかけだったか。 ・被害児童を対象とした理由は何か。 ・その行為に至るまでにどのような経緯・行動をとったか（時系列で）。 ・前科・前歴はないか。性的な問題で注意されたり、問題となったりしたことはないか。 ・被害児童に対して行ったことについて、どう考えているか。 ・再犯しないためには何が必要と思うか。加害をやめるためにはどうすればいいと思うか。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・動機がどの場面で生じたか、なぜ被害児童が狙われたかは再発防止の参考となる。 ・計画性の有無は処分の重さを考える上で重要。 ・反省を踏まえた具体的な行動がない、再犯性がある場合、処分の重さに影響。

⇒加害が疑われる者への聴き取り方法の一例については、参考資料編 ■「4. 児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例に掲載。

ウ. 第三者への聴き取り

第三者への聴き取り事項としては、被害の疑いがあることが察知されないよう、「この時期のここで何か見聞きしましたか」「それ以外にも何か気になることはありましたか」等とオープンな質問形式をとることが考えられる。さらに、「〇〇先生の言動で気になったことはありますか」と聞くことも考えられる。その上で、被害児童やその保護者、加害が疑われる者からの聴き取り内容との整合・相違を確認する。

なお、被害児童等に関する情報（被害児童の個人情報や疑われる被害の内容、加害が疑われている者の個人情報等）がみだりにチーム外に漏れることで、二次被害につながることはあってはならないことから、聴き取り対象となった第三者にも、秘密保持が求められる。

❖ 第三者への聞き取り事項の例

目的	聞き取り事項（例）	留意事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・最近、△△（例▶ 部活、課外活動、教室、施設からの送迎等、被害に関連する事柄）のことで、何かおかしなことや気づいたことはあるか ・最近、●●さん（加害が疑われる者）のことで気になることはあるか ・最近、□□さん、◇◇さん、☆☆さん（被害児童を含む人物名。特定の者ではなく、複数名の名前を挙げることが望ましい）のことで気になることはあるか ・他に、最近何か気になったことはないか <p>＜被害前後で関わりがある者への聞き取り＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・□□さんが、～～室から出てくるところを見たことがあるか ・□□さんが、泣いているところを見たことがあるか、いつ頃か覚えているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者の聞き取りは、誘導にならないように自発的な発言を得るべく（オープンに）、慎重に聞き取る。 ・いつ頃かについては、記憶が曖昧なことが多いので、曖昧な情報を見事実と仮定しないように注意する。
事実確認	<p>＜目撃ありと確認できた場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何を見たか（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのようにしていったか） ・他にも気づいた人はいたか ・他にも気になることがあるか 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃が確認できた場合は、具体的に内容を聞いていく。 ・目撃した場合は、この話をSNS上を含めて他の人に言わないこと、そのようなことをすると、名前を言わずとも被害児童が類推され、誹謗中傷などが起こるリスクがあることを伝える（目撃した児童が他の人に話している場合には、その者にも同様のことを伝える）
【被害児童から被害後に話を聞いた人への聞き取り】		
	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような内容を聞いたか ・被害児童から話を聞いたのはいつ頃、どのような状況においてだったか ・その時の被害児童の様子はどうだったか ・あなたは誰かにその話を伝えたか、伝えた場合、誰に対してか 等 	同上

⇒第三者への聞き取り方法の一例については、参考資料編 ■「4. 児童への性暴力又は不適切な行為が疑われた場合の対応例に掲載。

(5) 事実の有無の評価

客観証拠及び聴き取りにより可能な限り情報を収集し、これ以上の情報収集は難しいと判断できる段階で、収集した情報に基づき、事実の有無の評価を行う。

事実の有無の評価のパターン例

- 事実があると評価できる
- 事実があると評価することが難しい
- 事実がないと評価できる

その際、客観的証拠がある場合又は加害が疑われる者本人が認めている場合には、当該範囲について、事実があると評価できると考えられる（ただし、周囲からの圧力等により、逆らえずに認めてしまった可能性はないか、検証できるようにすることに留意する）。

一方で、被害児童と加害が疑われる者の間の証言が相反する場合や、当事者から聴き取りができない場合、音声・録画等の客観的証拠がない場合等に、事実の有無を評価するには高い専門性が求められる。誤った事実確認及びそれに基づく事実の有無の評価は、児童、従事者等の当事者の権利を含め、重大な影響を及ぼすことを考慮し、弁護士と連携して行うことが望ましい。

その上で、例えば、被害供述やその他の供述・証拠等から、次のような条件・事情があると言える場合や、加害が疑われる者の供述が、複数の供述・現場の状況・他の証拠等と矛盾する、主張が一貫しておらず変遷がある等があれば、被害供述を事実と評価し得る場合も考えられる。

❖ 弁護士と連携して合理的に事実の有無を評価する場合の条件・事情の例

- ① 他の証拠・事実との整合性
- ② 供述態度・供述過程（供述経過、供述の一貫性、供述変遷の有無・状況、記憶の保持状況）
- ③ 供述内容（詳細さ、具体性、迫真性、臨場感、真実の吐露、事実認識時の意識状態、重要事項の欠落の有無等）

一方、被害児童と加害が疑われる者の間の証言が相反している場合や、当事者から聴き取りができない場合（接見等も含めてできない場合）であって、他の供述・証拠等も、事実と評価するに十分ではないときは（裁判において有罪が確定するなどの事情がない限り）、事実の有無を評価することは困難と考えられる。

このような場合、行為が行われた事実があると評価することができない以上は、うわさなどによって、特定の従事者や児童が不利益を被らないよう、関係者の人権や尊厳、メンタルヘルスに十分配慮した対応が求められる。また、事実と評価されなかつた行為等を理由として、懲罰的な対応を行うことはできない。

一方で、行為が行われた事実がないと評価することもできない以上は、事業者として、性暴力や不適切な行為の疑いが生じたことは重く受け止め、クラス決め、指導や介助の担当決め等の際に考慮するなどにより、両者の接触を極力避けるなど、被害を申告した児童の心身に十分配慮し、教育・保育等の場がその児童にとって安全・安心な居場所となるように事業運営を行うことが望ましい。また、そのような疑いが再度生じないよう、後述の「再発防止策の検討・実施」に記載の内容も参考にしながら、適切な対応を検討及び実施することが望ましい。

5. 方針決定

相談・報告等を踏まえた対応を行うチームは、性暴力は重大な人権侵害行為であるとの認識の下、事実確認等の結果を踏まえ、事案に関する対応及び支援の方針を協議・決定する。

方針は「被害児童ファースト」で決定することが重要であり、被害児童を置き去りにすることなく、安全確保と身体的・精神的苦痛へのケアに努めるとともに、二次被害（例▶ 被害児童が周囲に責められる状況、被害児童に係るうわさ・誹謗中傷の発生）を防ぐために、人権やプライバシーを守ることが重要と考えられる。

事実確認において、必ずしも事実があると確証できるものがない場合においても、事実がないと断定する必要はなく、被害を感じている児童へのケアを行うことが重要であると考えられる。外部専門家等の第三者の意見を参考にすることも有効と考えられる。

また、被害児童がそれまでの日常を取り戻すことを目標に、支援方針を検討することが望まれる。

ア. 方針決定事項の例

① 事実があると評価できる場合、どのような指導・処分を行うか

※従事者に対して、不当な処分を行ったと評価されないよう、就業規則等に基づく適切な対応が求められる。

② 被害児童等への支援の具体的目標、対応策

③ 再発防止策

④ スケジュール

⑤ 関係機関との連携

イ. 被害児童とその保護者への方針の説明

方針は、可能な限り、被害児童の意思、保護者の意向を確認しながら、検討・決定する。性暴力被害の状況や決定した対応方針の説明のため、被害児童やその保護者に連絡する。

特に、被害児童に対しては、可能な限り、分かりやすく説明し、安心感を与えることが重要である。また、被害児童の保護者に対しては、事実確認の内容や、今後の再発防止策等を、適切なタイミングで説明することで、事業者との間で信頼関係を構築することが有効と考えられる。

◆小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、

児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設の場合◆

- 都道府県（担当部署）は、被措置児童等（虐待を受けた被措置児童等及び必要な場合は当該施設に入所する他の被措置児童等）への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行い、了解を得る。

（出典：こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」）

6. 関係者への対応・支援

事業者は、「被害児童とその保護者」「被害児童以外の児童等」「事案が生じた現場で働く従事者」「不適切な行為又は性暴力を行った者」等に、適切に対応・支援していくことが重要と考えられる。

(1) 被害児童とその保護者への支援

性暴力被害にあった児童には落ち度も責任もなく、人権を侵害された被害児童は、それまでの日常を守られるべき存在である。そのため、性暴力被害への対応・支援は「被害児童ファースト」を方針とすることが重要である。傷ついた児童の気持ちに寄り添うこと、心と身体のケアをすることによって、被害児童が日常を取り戻し、教育・保育等の場が安全・安心な居場所となることが支援の目標となると考えられる。

児童が性暴力被害に遭うと、その保護者も傷つくことになる一方で、児童の回復に向けては、保護者の児童への関わりが大きく影響する。事業者及びその従事者は、保護者の怒りや不安を受け止め、気持ちに寄り添い、信頼関係を築きながら、保護者が児童の気持ちや状況を理解していくことを支援することが有効と考えられる。

また、被害児童やその保護者に対し、支援機関等について情報提供することが求められる。

特に、初期対応は、被害児童のその後の回復に大きく影響を与えることになることを認識し、以下の例を参考に、支援を行うことが考えられる。

区分	支援内容の例
支援に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害児童やその保護者に対し、次のような医療面、心理面、法律面等での支援があることを伝える。 また、これらの相談・支援にワンストップで対応してくれる、地域の性暴力被害者支援機関等の連絡先を伝える（p37「児童に対する性暴力に関する主な相談窓口」の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、犯罪被害者等早期援助団体等）。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 専門機関への相談：心とからだのケアの必要性があること、そのために専門機関（性暴力被害者支援機関等）に相談するメリットを伝える（例▶性暴力被害者支援に知見がある医療機関への同行支援・紹介や警察への同行支援がある。ワンストップ支援センターの支援内容の詳細については、各都道府県に設置されている各センターのHPを参照すること。「8. 関係機関との連携」を参照）。 ➤ 医療機関の受診：治療が必要な外傷がある場合、妊娠又は性感染症の可能性がある場合や薬物を使用されたおそれがある場合等には、医療機関受診の必要性を伝える。 ➤ 警察への通報や相談：被害届を出すか決めずとも、警察への相談は可能であることを伝える。警察では被害児童の心情に十分配慮して対応していることを伝える。 ➤ 弁護士への相談：法律の専門家への相談が可能であることを伝える。 ➤ 自治体への相談：自治体に、犯罪被害者等（性犯罪を含む）からの相談・問い合わせにワンストップで対応する「総合的対応窓口」が設置されていることを伝える。 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi_list.html ● 都道府県によって支援内容等は異なるが、警察や性暴力被害者支援機関による医療機関受診（緊急避妊等に関する経費）やカウンセリング等の公費負担制度があることも伝える。

区分	支援内容の例
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「2. 被害児童の保護者への連絡・説明」の「児童への接し方」を参照し、第一報時に伝えられない場合は、情報提供を行う。 ● 被害児童側からすれば加害側である事業者から、「児童への接し方」について、保護者へ説明することが困難な場合には、次の被害児童の保護者向けリーフレット等を保護者に渡し、情報提供することが有効と考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 子どもの性の健康研究会リーフレット「子どもをささえるためにできること～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」 http://csh-lab.com/wp/wp-content/uploads/2017/02/sasaeru.pdf
見守り、 寄り添い等	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害児童担当者は、被害児童と定期的に話し、（保護者担当がいる場合はその担当を通じて）保護者等に連絡して家等での様子を聞くこと等により、被害児童の状況を把握する。 ● 性暴力被害が児童にもたらす影響（心身への影響、トラウマ症状等）について理解した上で、被害児童に変化がないかどうか、様子を見守る。 ● 気になる点や状況の悪化が懸念される点がみられた場合、速やかにチームに報告し、迅速な対応につなげる。 ● 支援のニーズはないか等を定期的に確認しつつ寄り添い、被害児童が話したいことがあれば真摯に耳を傾ける。 ● また、その中で支援のニーズが確認できれば、相談・報告等を踏まえた対応を行うチームに報告し、具体的な支援につなげるなど、被害児童のことを考えながら接する。

◆保育所・学校等、児童と持続的に関わることが想定される事業の場合◆

- 被害児童の中には、長期にわたって心的外傷やその他の心身に対する悪影響が継続する場合がある。被害当時には認識できなかつたが、その後成長してから被害にあったことを認識し、心身に対する悪影響が発生・継続する場合もある。
適切なケアが行われ、被害から回復していく場合にも、時間がかかることが多い。
そのため、被害児童等の希望を踏まえ、中長期的に見守っていくことが有効と考えられる。
- 支援が中長期に及ぶ場合、被害児童の教育・保育環境が変化する状況（例▶進級・進学する、卒業・卒園する、転校・転園など）も予想される。そのような場合、事業者は被害児童等の同意を得た上で、支援の継続に向けて対応を引き継ぐ（例▶新たな所属先へ対応を引き継ぐ）ことが重要と考えられる。

（2）被害児童以外の児童等への対応

被害児童以外の児童及びその保護者への対応においては、被害児童のプライバシーを保護するために、うわさが発生しないことや、うわさが拡がらないようにする（二次被害の防止）ための情報管理を行うことが重要となる。

具体的には、被害児童から被害の開示等を受けた児童から発覚した場合や、第三者の児童に聴き取った際に、当該児童が被害を把握していた場合など、情報管理を行うべき対象が、チーム外にいることを把握した場合に、注意喚起等の適切な対応を行うことが重要となる。

また、何か被害が生じる前に、予め、①誰でも性被害に遭うリスクがあること、②性的なことについてうわさを立てることは、被害者の心を傷つけ、二次的な被害を与えることであり、うわさを立てない、拡げることを行ってはいけないこと、③こうしたことは、被害者だけでなく、（もしかしたら将来被害に遭うかもしれない）友人や自分を守ることにもつながることを、

一般論として伝えておくことも有効だと考えられる。

被害児童の情報を、他の児童やその保護者に知られれば、被害児童及びその家族は、その地域に住み続けることが難しいと感じる可能性がある。このため、施設・事業所で被害があったことを、関係する保護者に説明する必要が生じた場合に、保護者会による一斉の説明ではなく、個別の保護者に説明していく方が、被害児童の保護者等への負担が少なく、かつ保護者の理解を得やすいという事例がある（p81「【コラム】性暴力が発生した場合の事業者の対応例＜事例紹介＞」を参照）。

また、最初に被害が発覚した児童以外にも、被害を受けた児童がいるかもしれないことを念頭に置き、深刻なストレスを抱えている児童に対する心理的ケアが重要である。

区分	対応内容の例
うわさが拡がらないようとする（二次被害の防止）	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害があったことを知った児童や保護者に不安や動搖が拡がったり、万が一うわさが流れたりする場合には、被害児童のプライバシー保護を徹底するとともに、児童や保護者の間で、SNSでの拡散や、うわさが拡がらないように、厳しく注意喚起する（うわさが生じることは二次加害にあたる）。 ● うわさを意図的に広げるなどの悪質な状況がみられれば、それを知らせてほしいことを伝えるとともに、被害児童やその保護者の了承の下、毅然とした態度で、うわさを広げないように個別に注意する。
深刻なストレスを抱えている児童への心理的ケア	<ul style="list-style-type: none"> ● 被害児童から被害の相談をされ、被害を受けている状況と見聞きした児童は、被害児童と同じような傷つきを体験している場合がある（自責感、恐怖・不安感）。また、日頃から精神的に不安定な児童は、事態を受けて更に不安定になる場合もある。 ● 深刻なストレスを抱えている児童がいる場合、児童の思いに寄り添う。児童の気持ちに耳を傾け、気持ちを落ち着かせる手助けをし、不安を感じた時の相談先を伝える。

◆小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、

児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設の場合◆

- 特に、施設等の複数の子どもが生活を送る場で被措置児童等虐待が発見された場合には、被害を受けた被措置児童等のほかにも、当該施設等で生活を送っている他の被措置児童等に対しても、適切で分かりやすい経過説明ときめ細かなケアを実施することが必要である。
(出典：こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」より抜粋)
- 複数の児童が目撃者、被害者となっている可能性もあるため、情報統制が重要となる。お互いの情報で記憶の汚染が生じないように留意する。

◆ 保護者会の開催について

- 性暴力事案の発生について、被害児童以外の保護者に報告・説明するために、保護者会を開催するか否かが検討事項となる。
- 被害児童及びその保護者は、被害があったことを誰にも知られたくないと考えているケースが多い。このため、保護者会の開催により、加害・被害の詳細を説明することで、被害児童を特定する動きが生じる恐れがないかを懸念し、保護者会の開催を望まない場合があると考えられる。
事業者としては、こうした被害児童及びその保護者の意向を尊重して、保護者会の開催有無を判断することに

なると考えられる。

- なお、被害が明らかになった児童及びその保護者が、誰にも知られたくないからといって、加害が疑われる者と児童を分離せず、再被害や被害拡大が発生し得る状況を放置することは決してあってはならない。他にも性暴力被害を受けている児童がいるかもしれないということを前提に、保護者会を開催しない場合であっても、隠ぺいしていると疑われることがないよう、事業者として、適切な措置をとることが求められる。
- また、予め、全ての保護者に対して、性暴力事案については、被害児童及びその保護者の意向を踏まえ、保護者会を開催しない場合があること、その場合にも、①警察等と連携して、他に被害児童がいないか調査することや、②加害が疑われる者と児童を分離する等により安全を確保することについて、伝えておくという方策も考えられる。
- マスメディア等を通じて、加害者の氏名が公にされたり、うわさになったりすることで、被害児童以外の保護者から、保護者会開催を求める声が生じる場合がある。その場合も、クラス単位、部活単位、全校単位に保護者会を開催する事例や、保護者会を開催せずに、個々の保護者に対し個別に報告・説明をする事例もみられ、被害児童のプライバシー保護及び二次被害防止を第一にして、適切な対応方法を選択することが重要と考えられる。
- 被害が明らかになっている児童以外の保護者からは、加害が疑われる者の現在の状況、警察等の対応状況、自分たちの子どもも被害にあっていないか、子どもにどのように説明すべきか等、様々な質問がなされ得る。質問に對し事業者は、回答できることはしっかりと回答し、回答できないことについてはその状況や今後の見通し（「確認中」「捜査中」「いつ頃までに判明する予定」等）を答えることが重要と考えられる。

（3）従事者への対応

相談・報告等を踏まえた対応を行うチームのメンバーである従事者が、事案対応を行うに当たって、二次的外傷性ストレスを受けることがある（例▶ 不眠やイライラ等の身体の不調、周囲からの孤立）。また、被害児童をこれ以上傷つけないようにケアをしていくという状況に、プレッシャーを感じながら過ごすことになる。

直接的な事案対応を行うメンバーでなくとも、現場にいる従事者は、保護者等からの批判を受けたり、「あなたも性暴力に加担していたのでは？」等の第三者から心ない言葉により精神的被害を受けたりすることで、教育・保育等の場で生じた性暴力を防げなかったという自責感や、被害児童の苦しみを取り除いてあげられない無力感等が生じ、バーンアウト（燃え尽き症候群）してしまい、離職するという事例がある。

このように、関係する従事者が大きな衝撃を受けていることを、経営者やチーム長は認識した上で、従事者への心理的ケアを行うことが有効と考えられる。

例えば、被害児童やその保護者等の支援を担当する従事者は、守秘義務の中で情報共有できるメンバー（チームのメンバー等）と気持ちを分かち合いながら、セルフケアを行うことが有効と考えられる。特に、被害児童から最初に性暴力被害を打ち明けられた従事者には、大きなストレスがかかることがある（例▶ 自分に信頼を寄せてくれている児童が被害を受けていること、「他の人には言わないで」と相談されたがその要望には応えられないこと等）。

経営者やチーム長は、こうしたメンバーや、現場の従事者の心身に問題がないかを頻繁に確認し、セルフケアの重要性を伝えることや、守秘義務がある公認心理師等の第三者による心理ケアを受けさせることなどにより、サポートすることで、事案対応の持続可能性を高めていくことが有効と考えられる（経営者やチーム長自身の心身のケアも同様）。

コラム

セルフケア

- 一人で抱え込まず、業務の時間とプライベートの時間の切り替えを行う。
- また、自らの感情を表出することも大切。笑うことが効果的だと言われているので、少しでもリラックスしながら楽しい瞬間を見つけて笑うようにする。いかなるときでもユーモアは大切。



セルフケアの行動例

分類	行動例
生活ペースを維持する	十分な睡眠、食事、水分をとる。カフェイン、お酒、たばこのとりすぎには注意する。
自分自身の反応に気づく	心身の反応が出ている場合は、休憩や気分転換に心がける。「自分だけ休んでいられない」と罪悪感が生じる場合は、同僚とともに休息をとるのも一つの方法である。
気分転換方法を工夫する	深呼吸、目を閉じる、瞑想、ストレッチ、散歩、体操、運動、音楽を聴く、食事、入浴など、自分に合った気分転換をする。
一人でため込まない	家族や友人などに積極的に連絡して、生活感や現実感を取り戻すことも大切。また、従事者同士でお互いのことを気遣うことも忘れないようにする。

(出典：三重県「学校における児童生徒間の性暴力 対応支援ハンドブック」)



(4) 不適切な行為を行った者への対応

不適切な行為を行った従事者（パートタイム、アルバイト、ボランティア等を含む）に対しては、不適切行為が繰り返されないよう、指導と経過観察を行う。指導は、書面で行い、記録として残すことが、当該従事者への再発防止の意識づけにつながり、またその後の処分の際に指導を行った証拠としても示し得ることから、重要である。

なお、単に「このような行為を行ってはいけない」という趣旨のみの注意指導を行い、その場で従事者が「注意します」と回答しても、心の中では「自分は悪くない、ルールがおかしい」と考えて、不適切な行為を繰り返すこともある。このため、なぜこのような行為を避けるべきなのかを問いかけ、本人の考えを確認しつつ、納得できるように説明する（従事者を、あらぬ疑いから守ることにもつながること）ほか、子どもの権利や思考の誤り等に関する研修の再受講をさせることで、再発防止につなげることが有効と考えられる。

(5) 性暴力を行った者への対応

性暴力を行った者に対しては、厳正に対応することが重要である。

適正な手続・プロセスを経て事実確認を行った上で、性暴力や犯罪の事実が確認された場合には、就業規則等に基づき、厳正な対応を行う。

❖ 不適切な行為を行った者、性暴力を行った者への対応内容の例

区分	対応内容の例
指導	<ul style="list-style-type: none"> 不適切な行為がみられる従事者に対しては、従事者本人に事実確認の上、当該行為が繰り返されないよう書面による指導も含めて、実効的に指導するとともに、注意深くその後の経過観察を行う。

区分	対応内容の例
処分	<ul style="list-style-type: none"> ● 服務規律等と照らし合わせ、厳正な処分を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 従事者の不適切な行為については、一定回数以上繰り返された場合、就業規則等に基づき、処分を行う。 ➢ 従事者による性暴力や犯罪の事実が確認された場合、就業規則等に基づき、厳正な処分を行う。 ● 処分等の検討に当たっては、事案に応じて、弁護士の協力を得ながら進めることも考えられる。
対応時の留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ● たとえ逮捕されても、当該従事者が児童への性暴力の事実を否認している場合、刑事裁判上は推定無罪の状態にあるため、事業者として、「加害者」と断定するような表現は控える。 ● なお、前述の処分等を含む雇用管理上の措置を講じる場合には、労働関係法令に従うことが求められる。

❖ 児童へ性暴力を行った者の処分について

～学校の場合～

- 実際に教育職員等による児童生徒性暴力等があった場合には、原則として懲戒免職とするなど、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の基本理念等も踏まえ、厳正な懲戒処分を行う必要がある。他校の児童生徒等に対する場合についても同様に厳正に対処する必要がある。
- 同法は、公立学校の教育職員等の任命権者の責務として、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を図ること、公立学校以外の学校の教育職員等を雇用する者の責務として、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対し、懲戒の実施その他の児童生徒性暴力等の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとすることを規定している。
- 教育職員等による児童への性暴力があったにも関わらず、懲戒処分を行わず、依頼退職等により水面下で簡単に済ませてしまうようなことは決してあってはならない。

(出典：文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」)

～保育所等の場合～

- 児童生徒性暴力等を行った保育士の登録取消等については、保育士の従事先施設の種別や児童の年齢に関わらず適用される。

(出典：東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」)

コラム

懲戒処分の有効性と弁明の機会の付与

- 使用者は、懲戒処分（制裁）の内容を就業規則に定め、労働者に周知することが義務付けられている。（労働基準法第89条及び第106条）
 - 使用者が制裁の定めをする場合には、その種類及び程度に関する事項を就業規則に定めなければならない。
 - 使用者は、就業規則を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を労働者に交付すること等の方法により、労働者に周知しなければならない。
- 就業規則に定めのない事由による懲戒処分はできない。
 - 最高裁判決（国鉄札幌運転区事件 最高裁第3小法廷判決昭和54年10月30日）において、使用者は規則や指示・命令に違反する労働者に対しては、「規則の定めるところ」により懲戒処分をなし得ると述べられている。
- 懲戒事由に合理性がない場合、当該事由に基づいた懲戒処分は懲戒権の濫用と判断される場合がある。
 - 労働契約法第15条：使用者が労働者を懲戒することができる場合において、当該懲戒が、当該懲戒に係る労働者の行為の性質及び態様その他の事情に照らして、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、当該懲戒は、無効とする。
- 懲戒処分の対象者に対しては、規律違反の程度に応じ、過去の同種事例における処分内容等を考慮して公正な処分を行う必要がある。
 - 裁判においては、使用者の行った懲戒処分が公正とは認められない場合には、当該懲戒処分について懲戒権の濫用として無効であると判断したものもある。
- 就業規則に懲戒規定を設ける前にした労働者の行為に対して、さかのぼって懲戒処分をすることや、1回の懲戒事由に該当する行為に対し複数回の懲戒処分を行うことはできない。
- 懲戒は、手続的な相当性を欠く場合にも、社会通念上相当なものと認められず懲戒権の濫用となる場合がある。
 - 必要な手続は就業規則において、事前に明確化しておくことが望ましい。就業規則や労働協約上、組合との協議や懲戒委員会の討議を経ることなどが必要とされる場合にはその手続を遵守することが必要と考えられる。
 - また、そのような規定が何もない場合にも、特段の支障がない限り、本人に弁明の機会を与えることが必要と考えられる。

＜懲戒処分の検討等に当たって、労働関係法令との関係が問題になる場合等の相談先＞

都道府県労働局、労働基準監督署、総合労働相談コーナー

＜懲戒処分等に関する労使トラブルが生じた場合に活用可能な制度＞

- 総合労働相談コーナーでの相談対応
- 都道府県労働局による助言・指導
- 紛争調整委員会によるあっせん

(6) 性暴力や不適切な行為の事実の有無を評価することが難しい場合の対応

行為が行われた事実があると評価することができない以上は、うわさなどによって、特定の従事者や児童が不利益を被らないよう、関係者の人権や尊厳、メンタルヘルスに十分配慮した対応が求められる。また、事実があると評価されなかつた行為等を理由として、懲罰的な対応を行うことはできない。

一方で、行為が行われた事実がないと評価することもできない以上は、事業者として、性暴力や不適切な行為の疑いが生じたことは重く受け止め、クラス決め、指導や介助の担当決め等の際に考慮するなどにより、両者の接触を極力避けるなど、被害を申告した児童の心身に十分配慮し、教育・保育等の場がその児童にとって安全・安心な居場所となるように事業運営を行うことが望ましい。また、そのような疑いが再度生じないよう、後述の「再発防止策の検討・実施」に記載の内容も参考にしながら、適切な対応を検討及び実施することが望ましい。

コラム

性暴力が発生した場合の事業者の対応例 <事例紹介>

実際に、保育士による園児への性暴力が発生した保育所において、行われた対応や、有効と考えられる取組の事例を紹介する。

本件はあくまで一例であり、事業者、加害者、被害園児、保護者の状況等により、有効な対応は異なり得ることに留意することが重要である。

性暴力事案の概要

- 被害園児の保護者からの連絡により、性暴力（不同意わいせつ）の疑いが発覚（複数児童に対する事案）。
- 加害者である保育士は、加害事実を認める。
- 警察による取り調べが行われ、逮捕。その後、現場確認等が行われる。
- 被害園児の特定を恐れる保護者と、保護者会を強硬に求める保護者とに二分される。
- 本社責任者が全保護者を個別に面談、保護者全員を説得して保護者会を開催にし、またそれぞれ考える懸念について説明。
- 性暴力事案は限られた範囲で知られるところとなったが、大きく報道されることなく、被害園児の特定につながるような状況は避けられた。

被害園児の保護者及び監督機関への迅速かつ継続的な連絡・報告

- 性暴力の疑いについて保護者から連絡をもらったその日のうちに、本社責任者が、被害園児及びその保護者宅を訪問し、保護者に詳細等を聞き取った。
- 本社責任者が同日に監督機関である自治体の担当課に連絡・報告を行った。
- 同日に顧問弁護士を本社に呼び、社長以下役員を中心に対策について議論を行った。
- その後数日間連続して会議を開催し、自治体と警察に状況確認と対応策について相談、保護者へは説明と謝罪を行った。
- その後も、園児の保護者、自治体とは、状況の経過や対応方針について、頻繁に連絡を取り合った。

被害園児の保護者の不安・懸念の理解と、それに応じた対応

- 初回の訪問時に、保護者の不安や懸念を聞き取り、理解した（被害園児の心のケア、他の保護者に被害が知られた場合の二次被害、他の園児にも被害があった場合の対応、加害者による逆恨みへの懸念、今後の登園について等）。被害園児の保護者は、性暴力事案を誰にも知られたくないことを望み、その結果として保護者会不

開催を希望する方が多かった。

- 加害者が加害事実を認めた後、そのまま責任者が加害者を警察まで帯同した（帯同のタイミングで保護者に警察に連れて行く旨連絡し、同意を得た）。その際に重視したのは、新たな被害を防ぐこととともに、加害者が目を離した隙に手元の証拠を削除するのではないかとの点、被害園児に接触して被害を秘密にするよう指示するのではないかとの点である。仮に加害者が加害事実を認めなかった場合は、そのまま警察に通報することにより、証拠隠滅の機会を防ぐことが重要となる。
- 園児の保護者（被害園児の保護者に限らない）の不安・懸念に応じて、事業者による対応の方針を決定した。特に被害園児のプライバシーの保護が大きな懸念点であったため、被害園児が特定された場合の当該園児の成長に与える不利益を伝え、保護者会を開かず個別に保護者に説明を行ったこと、本事案がマスコミ等で報道されないように捜査機関、行政機関、相手方弁護士（被害園児の保護者弁護士）へ依頼すること等により尽力した。関係者との密なコミュニケーションと関係構築が重要となる。

被害範囲の確認・認定は警察が実施

- 加害者のスマートフォンや PC は警察が押収。警察による現場検証と被害認定が行われた（保育所は、防犯カメラ映像を警察に提出）。
- 加害者のスマートフォン等にあった画像により、被害申告があった園児以外にも、被害園児がいたことが明らかになった。証拠がない限り、事業者が他に被害園児がいないかを確認することは非常に難しいと感じた。スマートフォン等の画像により、被害が新たに発見された場合は、事業者を通じて被害園児の保護者に連絡した。その後の被害園児の保護者とのやりとりは、事業者から連絡する場合、警察から連絡する場合のいずれもあった。そのタイミング、論点での保護者の信頼が事業者に依拠するのか、警察に依拠するのかを見ながら、事態の進捗に応じてどちらが保護者に話をするのか、事業者顧問弁護士と常に相談体制をとり対応した。
- 被害園児の特定を警察が行ったことで、その後の全保護者への説明に大きく寄与した。

保護者への個別対応と、二次被害の抑止

- 性暴力被害のうわさが拡散されれば、被害園児とその家庭が現住居に住み続けることができなくなる懸念があるため、この懸念を防止するために、被害園児が特定されることは絶対に避ける必要があった。
- 警察には、被害園児の特定につながらないよう、加害者の名前が出ないよう依頼していたが、加害者の逮捕から約一年後の裁判の判決後、新聞報道で加害者の名前だけ出てしまい、保育園が特定される動きが出てしまった。この報道を踏まえ、被害園児以外の保護者からも保護者会の開催を求める声が出たが、開催した場合は被害園児の保護者に心理的負担がかかってしまうほか、保護者会が紛糾し、マスコミへの通報など意図しない行動を招きかねないと判断した。そのため、当該加害者の保育士が担任として受け持ったクラスの園児（過去の担当クラスも含む）の家庭 1 軒 1 軒に対して、本社責任者が被害や対応の状況（被害にあった園児や保護者の二次被害を防ぐために情報を拡散しなかったこと、事件発覚当時、被害にあった園児の保護者には速やかに連絡をいれており隠蔽をしているのではないかこと等）を説明するとともに、被害園児を詮索しないこと（WEB 検索、SNS 投稿を含む）、うわさを拡散しないこと等への協力を依頼した。

また、被害園児の特定を警察が行ったことで、「自分の子どもも被害にあっているのでは」という保護者の心配に對して、少なくとも警察の捜査の中からはそのような証拠はなかったと断言できたことが、保護者による懸念が収束に向かった大きな要因であった。さらに、性暴力事案に対する各家庭の課題認識は様々であり、それぞれに応じた説明と対応を行うことで、結果的にこのような方法をとった良かったと感じている。

- 仮に、警察による被害範囲の確認を行う前に、被害申告があった園児以外の保護者への説明又は保護者会を実施した場合、「自分の子どもも被害にあっているのではないか」という不安が保護者に生じ、その問い合わせへの対応に苦慮することが想定される。
- 保育現場に負担をかけないため、また、複数の対応者による異なる情報の伝達を避けるため、保護者には、本事案の対応担当者の直通携帯電話を伝え、連絡ルートを一本化し、本件についての問い合わせは園長ほか現場の保育士には行わないよう依頼した。数十家庭の保護者に対応したが、複数の人が分担すると、異なる情報を伝えてしまうリスクがあり、本社責任者が1人で対応した。
答えられることはすべて答えるので、気になることがあれば連絡してほしいと伝えた。

保護者への対応における留意点

- 一部の保護者から何時間も罵倒されるようなことがあったが、保護者の怒りや悲しみの感情に寄り添いつつも、伝えていいこと・伝えてはいけないことを予め整理し、感情移入せず、冷静に対応することが求められる。これは非常に難しいことであり、顧問弁護士と緊密に相談しコンセンサスをとったうえで進めていた。
- 被害を受けた保護者の考えは、揺れ動くことがある。当初、被害があったことは誰にも言わないでほしいと言っていたが、途中から会社が隠ぺいしている、マスコミに言うべきと言い始めることがあった。子どもを守ることが最優先であることを伝えるなど、怒りや悲しみにより揺れ動く保護者と、共通認識に立ち返りながら、話し合いを行うことが重要であった。
- 裁判が進み、事実が明らかになる中で、保護者の精神状態が悪化し、1つ1つのコミュニケーションを円滑に行うことが難しくなる場面も生じた。

被害園児・保護者への対応・ケアは、専門家に依頼

- 被害園児やその保護者に対してどのような心のケアを行うべきか、事業者には知見がなかった。また、そのような情報がどこに掲載されているかも分からなかった。
- 知己があった臨床心理士が、過去に性被害の対応経験が有していることが分かり、被害園児と保護者の対応やケアへの支援を依頼することができた。
具体的には、まず、被害園児の保護者に対し、心配なことに関する相談に乗ってもらった。被害が起きた後の1年間は、定期的に臨床心理士に保育所へ来訪してもらい、現象面として被害園児がどういう行動があったら、どう対応するか等について、被害園児に日常的に接している保育士達に指導してもらい、日ごろの様子や長期的に見て状態の変化がないか確認してもらったほか、保護者からの心配なことがあれば、都度相談にのってもらった。

リスクマネジメント対応経験のある少数メンバーにより事案に対応

- 園児への性暴力事案については、保護者への対応を含め、精神的な負担が非常に大きく、適切な対応を取ることができる人材が担うことが望ましい。被害家庭やそれ以外の保護者に対して約束できること／できないこと、対応できること／できないことの線引き等について、答えがない中で判断していく必要があった。
- 本事案への対応においては、リスクマネジメント対応経験のある本社の責任者が、顧問弁護士と相談しながら、被害が生じた保育所の園長と連携して、事案対応を行った。性暴力事案の対応は非常に過酷であり、園長をはじめ、現場で日々保育に携わる者が中心となって対応するのは困難だと思われ、窓口を分けるべきと考える。

(参考) 既存のガイドライン等における通報等の記載

既存のガイドライン等において、自治体や警察への通報等が以下の通り記載されている。

学校の場合

- 学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等からの相談などにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、被害児童生徒等の負担に十分に配慮しつつ、学校、学校の設置者等及び所轄警察署との間で情報共有を図り、迅速に事案に対処するとともに、被害児童生徒等やその保護者に対して、必要な保護・支援を行う必要がある。
- 所轄警察署に対する通報は、学校による児童生徒性暴力等の有無の確認の結果を待たずして行うことができることに留意する必要がある。

(出典: 文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より抜粋)

保育所等の場合

- 虐待等と疑われる事案（不適切な保育）であると保育所等として確認した場合には、保育所等は状況を正確に把握するとともに市町村や都道府県に設置されている相談窓口や担当部署に対して、把握した状況等を速やかに情報提供・相談し、今後の対応について協議する必要がある。

(出典: こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」)

小規模住居型児童養育事業者、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設の場合

- 被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもを発見した者については、通告義務が課せられており、発見した者は速やかに、通告受理機関（都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県（担当部署）、都道府県児童福祉審議会、市町村）へ通告しなければならない。

(出典: こども家庭庁「被措置児童等虐待対応ガイドライン」)

障害福祉サービス事業所等の場合

- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、市町村に通報する義務がある。（障害者虐待防止法第16条）
- 「障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した」場合とは、障害者福祉施設従事者等から明らかに虐待を受けた場面を目撲した場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があることを意味している。
- 通報義務は、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対して、速やかな市町村への通報を義務付けているため、利用者の家族等施設の中で障害者虐待を発見した者や、同じ障害者福祉施設等の職員が、市町村に直接通報することも想定されている。
- 市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める。また、内部的には法人の理事長に報告し、必要に応じて臨時理事会の開催について検討する。
- 管理者は、虐待を受けた障害者のためにも、障害者福祉施設等の支援の改善のためにも、行政が実施する訪問調査等に協力し、潜在化していた虐待や不適切な対応を洗い出し、事実を明らかにすることが求められる。

(出典: 厚生労働省・こども家庭庁「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」)

公務員の場合～告発の義務～

- 犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法の定めにより、告発をすることが求められる。
- 特に、不同意わいせつ罪や不同意性交等罪等については非親告罪となっており、保護者による告訴がない場合であっても、告発義務を免れるものではないことに留意が必要である。
- 判断に迷うような事案については、警察と連携したり、弁護士に相談したりして、本来告発すべき事案が告発されないことが生じないようにする必要がある。

（出典：文部科学省「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」より抜粋）

7. 再発防止策の検討・実行

児童への性暴力被害や不適切な行為又はそれらの疑いが生じた場合、その要因を分析して、適切な再発防止策を検討し、実行していくことは、事業者が引き続き、教育・保育に関する事業を適切に経営し続ける上で、重要と考えられる。

その際、実際に生じた個別の事案のみを考慮して改善を図るのではなく、その背景にある要因や、施設・事業所の組織・運営等における根本的な課題等を踏まえた上で、事業者全体としての改善を図ることが重要と考えられる。

再発防止策の検討は、性暴力や不適切な行為があつたと評価できた場合だけでなく、性暴力や不適切な行為があつたと評価することが難しかった場合（事実の有無が評価できない場合）にも行うことが考えられる。

また、被害児童の保護者へ、再発防止策を適切なタイミングで説明し、理解を得ることが重要と考えられる（他の保護者に事案が知らされている場合には、当該保護者にも説明する）。

ア. 再発防止策を検討するまでの観点

事業者は、個別事案の原因を踏まえて再発防止策を検討するだけでなく、児童への性暴力及び不適切な行為の防止や早期発見に向けて、どのように組織文化や体制を改善していくことができるかという観点で再発防止策を検討することで、真に性暴力が生じにくい、かつ生じたとしても早期に発見し、適切に対応できる組織づくり、専門家との連携体制の構築につなげていくことができると考えられる。

例えば、本横断指針に記載されている取組を参考にしつつ、事業者において更に改善・実施できることはあるかという観点で、再点検することが有効と考えられる。

①性暴力や不適切な行為があつたと評価できた場合の検討事項例

- 性暴力や不適切な行為が生じた要因の分析
- 未然防止に向けて改善できること（例▶ レイアウト変更・防犯カメラ設置・不定期の巡回による死角の改善、思考の誤り・子どもの人権・服務規律等の未然防止に資する研修内容や方法の改善、服務規律等のルールの見直し）
- 【早期発見ができなかった場合】早期発見に向けて改善できること（例▶ 被害児童の異変の有無の振り返り、児童への教育・啓発内容の改善、早期発見に向けた従事者への研修内容の改善）
- 【被害児童への二次被害が生じた場合】二次被害防止に向けて改善できること（例▶ 二次被害防止に向けた従事者への研修内容の改善、情報管理の改善）

②性暴力や不適切な行為があつたと評価することが難しかった場合の検討事項例

- 性暴力や不適切な行為の疑いが生じた要因と、そうした疑いを防止するために改善できること（例▶ 服務規律等に関する研修内容の改善、服務規律等のルールの見直し）
- 適切な事実の有無の評価が可能になるために改善できること（例▶ 防犯カメラの設置）
- 【被害を申告した児童への二次被害や、加害が疑われた者への不利益が生じた場合】二次被害や加害が疑われた者への不利益の防止に向けて改善できること（例▶ 二次被害等の防止に向けた従事者への研修内容の改善、情報管理の改善）

なお、児童への性暴力について、「誰の落ち度で防げなかつたのか」という議論と、「どのようにすれば防げたのか、より早期に発見することができたのか」という議論は混同されやすいが、別々に議論することが重要と考えられる。再発防止策の検討に当たっては、個人の責任追及ではなく、客観的にどのようにすれば再発防止できるかを議論することが重要と考えられる。

イ. 再発防止策の検討体制

再発防止策の検討に当たっては、組織内のメンバーだけでなく、可能な限り、外部有識者（監督機関がある場合は監督機関）の助言等を受けることが重要と考えられる。

また、被害児童の保護者の意見を聞き、再発防止策を検討していくことも重要と考えられる。

8. 関係機関との連携

児童への性暴力防止対策の推進や、被害児童の保護・支援に当たっては、より実効的な対応ができるよう、事業者の管轄機関である自治体や教育委員会、業界団体等のみならず、警察、性暴力被害者支援機関、医療機関などの関係機関、専門機関等との適切な連携が有効と考えられる。

関係者	連携内容の例
警察 	<ul style="list-style-type: none"> 従事者による児童への犯罪が明らかである、または疑いがある場合には、速やかに、警察に通報する。 警察に通報するか判断に迷う場合には、そうした状況にあることを含め、今後の対応について所轄警察署と相談する。 教育・保育等を提供する児童に関し、インターネット上への性的な誹謗中傷や興味本位の書き込み・画像等を確認した場合には、むやみに削除依頼せず早期に警察に相談する。 事件として取り扱わない場合でも、事業者での安全確保や再発防止に向けた指導助言、相談・支援を受けることが可能である。
性暴力被害者支援機関 	<ul style="list-style-type: none"> 性暴力被害者支援機関（性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、犯罪被害者等早期援助団体等）では、専門の研修を受けた相談員・支援員が、相談を受けながら必要な情報や支援を提供している。 被害児童やその保護者の心理的負担を軽減する上で、当該機関の協力を得ることは有効と考えられる（性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、被害児童等への直接的な支援を対象としており、事業者等については相談支援の対象とならないことに留意する）。 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、警察等への同行支援や、性暴力被害者支援に知見がある医療機関や弁護士への同行支援・紹介など、様々な支援を提供している。 ワンストップ支援センターで受けられる支援内容の詳細は、各都道府県に設置されている各ワンストップ支援センターの HP を参照すること。 教育・保育等を提供する事業者による支援は、児童の在籍期間内で修了するという制約があるため、性暴力が生じた場合は、初期段階から性暴力被害者支援機関のサポートを得ることが有効な場合がある。 <p>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター 一覧 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html</p>

関係者	連携内容の例
医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> 児童から不同意性交等の被害の訴えがあった場合は、72時間以内に緊急避妊薬を服用する必要があるため、直ちに医療機関（産婦人科等）に連絡する（深夜の場合は、医療機関や性暴力被害者支援機関の夜間対応窓口等に連絡する）。 性暴力被害においては、被害児童の不安が高まったり、ASD（急性ストレス障害）やPTSD（心的外傷後ストレス障害）が生じたりすることも予想されるため、症状の低減等を目指して初期段階で適切な心のケアを行うことが求められることもあり、早期もしくは希望時や必要時に専門家（精神科、公認心理師等）へ相談することが重要と考えられる。 心身に傷を負った性暴力被害者に適切なケアを提供するための訓練を受けた、看護師・助産師・保健師（SANE）が配置されている医療機関もある。 性暴力被害に理解がある医療機関については、警察や性暴力被害者支援機関等から紹介してもらうことが有効と考えられる。
弁護士 	<ul style="list-style-type: none"> 被害児童は人権侵害を受けており、今後も二次被害を受ける可能性もある。被害児童の権利を守るために、早期に弁護士のサポートを求めることが有効と考えられる。
臨床心理士会 公認心理師会 等 	<ul style="list-style-type: none"> 「一般社団法人 日本臨床心理士会」では、条件に合う臨床心理士を検索するサービスを提供している。 https://jsccp.jp/near/ 各都道府県の臨床心理士会、公認心理師会の中には、臨床心理士や公認心理師への相談が可能な団体がある（助言、心理職の派遣調整を行っている団体もある）。
児童相談所 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所は、家庭からの養育相談等に対応するとともに、専門性を要する事例や養育上のリスクが高い事例の対応、児童虐待への対応を行う行政機関である。 児童相談所では、保護者や事業者からの任意の性暴力相談を受け付けている。 児童虐待防止法は、保護者がその監護する児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること（性的虐待）を児童虐待の一つとして定義している。性的虐待は、速やかに事実確認、事前の安全確保をすることが必要であり、主たる対応は児童相談所が行う。 性的虐待を含め児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、児童相談所や市町村に通告する義務がある。

❖ 学校の場合：スクールカウンセラー／スクールソーシャルワーカーとの連携

- スクールカウンセラーは、カウンセリング等を通じて、児童の悩みや抱えている問題の解決を支援する心理の専門家（公認心理師や臨床心理士といった有資格者を想定）であり、学校・教育委員会等に配置されている。
- 学校における被害児童への対応・支援において、心理的な知見から事案全体を見立て、被害児童の心理状態に配慮したきめ細やかな対応策等を助言したり、カウンセリングを行ったりする役割を担う。
- スクールソーシャルワーカーは、福祉や医療などにおける支援が必要な児童生徒やその保護者を支援する福祉の専門家（社会福祉士や精神保健福祉士といった有資格者を想定）であり、学校・教育委員会等に配置されている。
- 学校における被害児童への対応・支援において、福祉的な知見から事案全体を見立て、関係機関とのネットワークの構築や連携・調整、地域の社会資源（制度やサービス等）に関する情報提供または紹介、ケース会議開催等の支援体制作りといった「つなぐ支援」を行う。

コラム

児童間の性暴力



「力の差」を背景に行われる児童間の性暴力

- 教育・保育等の場において、児童に性暴力を振るう加害者は、従事者ばかりではない。被害者と年齢の近い児童が加害をする場合もある。
- 児童間の性暴力は、年齢差や体格差など、加害者と被害者の間に発達や力の差があることが多い。また、同じ年齢であっても、性差や学級内での地位の差など、子どもなりの力の差が存在する。
- 児童間であっても、被害者が嫌だけれども断れない、逃げられない、応じざるを得ない等の状況や立場に置かれている場合には、それは性的遊びではなく、性暴力となる。
- 性暴力がいじめの手段として使われることがある。二人きりの場面に限らず、性的いじめのように集団で性暴力がふるわれることもある（学校における児童間の性暴力はいじめの対象となるため、「いじめ防止対策推進法」に基づいた対応が必要になる）。

事業者による児童間の性暴力への対応・支援

- 児童間の性暴力が生じた際に教育・保育等を提供する事業者は、「加害・被害児童が同じ施設・事業所に在籍し、その管理下で起こった性暴力加害・被害に対応する」という、困難な場面に直面することになる。
- その際の関係者への対応・支援においては、「従事者から児童に対する性暴力」を対象とする本横断指針が示す内容に加えて、加害児童及びその保護者への対応を進めることが求められる。
- 学校で起こった児童間の性暴力への対応・支援に関する手引きとして、次のような資料が公表されている。
 - NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうご「学校で性暴力被害がおこったら 危機対応手引き」
 - 三重県「学校における児童生徒間の性暴力 対応支援ハンドブック」

（出典：藤森和美・野坂祐子編「子どもへの性暴力 その理解と支援」、NPO法人性暴力被害者支援センター・ひょうご「学校で性暴力被害がおこったら 危機対応手引き」を参考に、一部追記）

【参考文献】

- 外務省国際協力局民間援助連携室「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド」,2020 年
- 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」,2024 年
- 厚生労働省・こども家庭庁「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」,2024 年
- 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課「被措置児童等虐待対応ガイドライン」,2023 年
- こども家庭庁「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」,2023 年
- こども家庭庁成育局「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」,2024 年
- こども家庭庁「すべてのこども・おとなに知ってほしい こども基本法とは？」
- 内閣府男女共同参画局「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業 報告書」,2018 年
- 内閣府・こども家庭庁「こどもたちのためにできること～性被害を受けた子どもの理解と支援～」(リーフレット)
- 文部科学大臣決定「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」,2023 年
- 文部科学省「生命（いのち）の安全教育」Web サイト
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html
- 岡山県教育委員会「不祥事防止のためのチェックリスト」,2024 年
- 京都府教育委員会「教職員による性暴力等の根絶に向けて－信頼される教職員であるために－」,2023 年
- 埼玉県教育委員会「不祥事根絶アクションプログラム」,2023 年
- 東京都教育委員会「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」,2023 年
- 東京都福祉局「都内の保育所等で保育士による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」,2024 年
- 富山県犯罪被害者等支援協議会「教職員向け性暴力被害対応マニュアル」,2022 年
- 福島県教育委員会「信頼される学校づくりを職場の力で【令和6年4月 改訂版】」,2024 年
- 三重県「学校における児童生徒間の性暴力 対応支援ハンドブック」,2023 年
- 板橋区教育委員会「子どもへの性暴力等防止ガイドライン ～わいせつ行為の根絶に向けて～」,2022 年
- 札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会「札幌市立中学校における重大事態調査報告書【公表版】」,2017 年
- 千葉市教育委員会 子どもへの性暴力防止対策検討会「子どもへの性暴力防止対策について－提言－」,2021 年
- NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうご「学校で性暴力がおこったら～被害・加害児が同じ学校に在籍している場合の危機対応手引き～」,2020 年
- 奈良県性暴力被害者サポートセンターNARA ハート「学校でおこった性暴力被害の初期対応手引き」,2021 年
- 子どもの性の健康研究会「子どもをささえるためにできること～性暴力被害にあった子どもの回復のために～」(リーフレット)
- 全国保育士会「『子どもへの性暴力防止』の視点から考える保育の専門性」,2024 年
- 公益社団法人全国保育サービス協会「ベビーシッターサービス提供中のウェブカメラ等の設置及び運用に係るガイドライン」,2020 年
- 公共財団法人全国学習塾協会「学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン 第2版」,2024 年
- 株式会社リベルタス・コンサルティング（内閣府委託調査）「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング結果 報告書」,2022 年

- 福井裕輝「子どもへの性暴力は防げる！—加害者治療から見えた真実」,2022年,時事通信社
- 藤森和美・野坂祐子編「子どもへの性暴力 第2版 その理解と支援」,2023年,誠信書房
- 櫻井鼓「だれにも言っちゃだめだよ」に従ってしまう子どもたち」,2024,WAVE出版
- 小木曽宏編「児童福祉施設における性的問題対応ハンドブック」,2022年,生活書院